Bible. N.T. Japanese. 1877.
Shinyaku seisho v. 3

耶穌降生一千八百七十七年

翻譯委員社中
米國聖書會社

新約聖書使徒行傳

明治十年

日本横濱上梓

LIBRARY OF PRINCETON
MAR 15 19[illegible]
THEOLOGICAL SEMINARY

使徒行傳

第一章 テヲピロよわれさきに前書をつくりておほよそ
耶穌のはじめておこなへるところ教しところをしるし
二 そのえらびたる使徒たちに聖靈によりて命ぜしのち舉
られしときまでいたれり 三 それ耶穌はくるしみをうけ
しのちおほくの確據あるしるしをもておのれの活るこ
とをあらはし四十日のあひだ、かれらにみえ神の國のこと
につきてかたり 四 またかれらとともにあつまりゐて命じ
けるはなんぢらエルサレムをはなれずしてわれよりきけると
ころの父の約束したまひしことをまつべし 五 そはヨハネ

も水をもてバプテスマをなしゝれどもなんぢらはひさしか
らずして聖靈によりバプテスマをうくべければなり六 あつ
まれるもの彼にとひけるハ主よなんぢいま國をイスラエル
にかへさんとするこの七 かれらにいひけるハ父のその權に
てさだめたまへる時また期ハなんぢらがしるべきところ
にあらず八 されども聖靈なんぢらに臨てのちなんぢら
能力をうけエルサレム ユダヤ全國サマリヤおよび地のはて
にまでわが證人となるべし九 このことを言をはりしのち
かれらのみるまへにあげらる雲これをうけて見ざらし
めけり十 耶穌ののぼるときかれら天をあふぎ注目より

しにしろき衣をきたるふたりの人ありてかたはらにたち
十一 いひけるはガリラヤ人よなにゆゑに天をあふぎてたて
るや。なんぢらをはなれて天にあげられしこの耶穌は。なん
ぢらがその天にのぼるをみたるそのごとくまたきたら
ん◯十二 そのときかれら橄欖となづくる山よりエルサレムに
かへる。この山はエルサレムにちかく。およそ安息日にゆき
うる程なり十三 すでにいりて樓にのぼれり。あとにとゞまれ
るものはペテロヤコブヨハネアンデレピリポトーマ
バルトロマイマタイアルパイの子ヤコブ◯ゼロテといへるシモン
ヤコブの兄弟なるユダなり十四 すべてこのひとびとは婦たち

およびイエスのはゝマリアまたイエスの兄弟とゝもにこゝろ
をあはせてつねに祈禱をつとめたり ◯ 十五 そのころペテロ
門徒たち（そのあつまるものの凡百二十人なり）の中にまた
ちていひけるは夫人々きやうだいよ聖靈ダビデの口によ
りて耶蘇をとらふるものをみちびけるユダにつきて預め
かゝりたることの聖書はかならず應ずべかりしなり 十七 それ
うちまじはりてともにつらなりてこの職をうけられしがな
りき 十八 このひとは不義のあたひをもて地所をかひ。まっさか
さまにおちて眞中よりやぶれその腸ことごとくながれいでゝ
なり 十九 このことエルサレムに住るすべてのものにしれしかの

バ。そのちしよを方言にてアケルダマとよぶこれをとけバ血
の地所なり 二十 詩の篇にしるしてかれの家をむなしくあれ
そのうちに人をすまするなかれ。かれの職ハひとにえさ
せよといへり 二一 このゆゑは主いゑすのわれらが中にゆき
きしたまひける間 二二 すなはちヨハネのバプテスマよりはじ
め。われらをはなれてあげられし日にいたるまで常にわれ
らとともにありしもののうちー人われらとともにその復
生しことの證人となるべきなり 二三 ここにおいてバルサバ
ととなふるヨセフまたの名ハユストといへるものとマッテア
とのふたりをあげて 二四 いのりいひけるハ。すべての人のこ

こゝろをしりたまへる主よ。ねがはくは奉事なる使徒のつとめをえさせんがために。この二人のうちいづれを選たまひしのしめしたまへ 二五 それユダはこの職をはなれてそのゆくべきところにゆきたり 二六 かくて鬮をとりしにマツテアにあたりければ十一人の使徒たちとともにつらなれり

第二章 ペンテコステの日にいたりて門徒たち皆こゝろをあはせて一処にありしに 二 たちまちに天よりはげしき風のごときひゞきありてかれらが坐するところの室にみてり 三 焔のごときものあらはれそのわかれてかれらおのおののうへにとゞま

まる
四 これにおいてかれらみな聖靈(せいれい)にみたされ。そのせ
いれいのいはしむるにしたがひて異(こと)なるくにぐにの方言(ことば)を
いひはじめたり 五 ときに敬虔(つゝし)あるユダヤびと天下(てんか)のくに
ぐによりきたりてエルサレムにすまゐるものありき 六 こ
の音(おと)おこりしにより おほくの人々(ひと〴〵)あつまりけるが。おの〳〵
己(おの)がくにことばとかれらのかたるをききて躁(さわぎ)あへり 七
みなおどろきあやしみつゝ互(たがひ)にいひけるハ。視(み)よこのかた
るものハすべてガリラヤ人(ぞ)ならずや 八 いかにしてわれら
おの〳〵生(うま)れしところの方言(くにことを)とかれらよりきくぞ 九 われら
ハ パルテア人(びと)メデアびとエラム人(ぞ)およびメソポタミアユダヤ

カバドキア ポント アジア 十 フルギア パムフリア エヂプト またクレネにちかきリブヱの地などにすめるもの。またロマよりきたりてをるもの。あるひはユダヤ人およびその教にいりし人 十一 またクレテびとアラビヤ人なるはかれらが我らのことばをもて神のおほいなるみわざをかたるをきく 十二 皆おどろきいぶかりてたがひにいひけるはこれはなにごとぞや 十三 あるひはあざけりて此ひとぐは甘き葡萄酒にみたされたるものなりといふものあり 十四 こゝにおいてペテロ十一人とともにたちて聲をあげてかれらにむかひていひけるはユダヤ人およびエルサレムにすめるも

のよなんぢらよくわが言をきゝてこゝろをとめよ
十五 今は晝の九時なればなんぢらのおもふごとくこの人々も酔るものに
はあらず
十六 これすなはち預言者ヨエルによりてかゝれたる
ところなり
十七 神いひたまはく末の世にいたりてわれわが
靈をもて。すべての人にそゝがん。なんぢらの子女も預言す
べし。またなんぢらのわかきものは異象をえ。おいたるも
のは夢をみるべし
十八 その時われわが靈をわがしもべなる
男女にそゝがん。かれらもまた預言すべし
十九 われうへなる
天に奇跡をあらはし。したなる地に休徴をあらはさん。すなは
ち血あり火あり烟あるべし
二十 主のおほいなる顕赫日の

きたらん さきに日ハくらく月ハ血にかはらん 二一 すべて主
の名をよびもとむるものハみなすくはるべし 二二 イスラエルのひと
びとよ。これらのことばをきけ。それナザレの耶蘇ハなんぢ
らの知ごとく神かれによりてなんぢらのうちになせし妙
なる能力と奇跡としるしとをもてなんぢらに證をされし
るところの人なり 二三 この人ハさだめたる神のさだめし旨と
あらかじめ知たまふところによりてわたされたり。なんぢら
ハ無法の手をもてこれをとらへ。十字架につけてころせり
二四 神ハその死のくるしみを釋てこれをよみがへらせたま
へり。この人ハ死につながるべきものならざればなり 二五

そハダビデかれについていひけるハ我わがまへに主のつねに在をみる。そのわが右にいませバわれわが動されざるためなり 二六 このゆゑにわが心ハたのしみ。わが舌ハよろこべり。かつわが肉體ハ望にやすらん 二七 それなんぢハわが魂を陰府にすておかじ。またなんぢの聖者をくちはてしめざるがゆゑなり 二八 なんぢらまたわれに生命の路をしめしたまへりなんぢの前におきてよろこびにみたしめんと 二九 人々きやうだいよ。まづ始祖ダビデについてわがいふところをなんぢらにあかさること當然にしてあり。かれハすでに死てはうむられその墓ハ今日にいたるまでわれらの中にあり 三十 かれハ

預言者にして神これにちかひをたて。その血統のうちより
まひとりをあげて位につかしめんとちかひたまへると知
三 あらかじめこのことをさとるがゆゑにキリストのよみが
へることにつきかたりて。かれハ陰府にすておかれず。また
その肉體もくちずとはいへるなり
三二 まさに神ハ耶蘇をよみがへらせたまへりわれらハみなその證人なり
三三 このゆゑにまさに神の右にあげられ約束のせいれいを父よりうけて。今なんぢらがみるところ聞ところのものをそゝげり
三四 それダビデも天にのぼりしことなし。志かるにみづからいひけるハ。主わが主にいひてハく。われなん

ぢの敵をなんぢの足凳となすまでわが右に坐せと
三六
されバすべてイスラエルの全家よなんぢらが十字架につけし
この耶穌を神ハ立て主となしキリストとなしたまひ
しことを確に知れ
三七
かれらこれをきゝてそのこゝろ刺るゝ
がごとし。こゝにおいてペテロとほかの使徒たちにとひけ
るハ。ひと〲兄弟よわれらなにをなすべきか
三八
ペテロかれ
らにいひけるハ。なんぢらおの〱悔あらためて罪のゆるし
をえんがために耶穌キリストの名によりてバプテスマをうけ
よ。さらバなんぢらも聖靈の賜をうくべし
三九
この約束ハ
なんぢらおよびなんぢらの子孫ならびにすべての遠人すなはち

ち主たるすぴりつの神はめぐみをひと〴〵に屬なり 四十 またおほくのことばをもて證してすゝめけるは なんぢらこのよこしまなる世よりすくひいだされよ 四一 そのときこの言をきゝいれしものはバプテスマをうけたり。この日でしにくははれるものおほよそ三千人 四二 かれらはつねに使徒たちのをしへをうけ交接をなしパンをさきて祈禱をつとむ 四三 これにおいて敬畏ひと〴〵のこゝろに生ず。また使徒たちによりておほくのふしぎなるわざと休徴おこなはれたり
四四 信者はみなひとつところにありて諸物をともにし
四五 產業とそのもちものを鬻ておの〳〵の用にしたがひこれ

をわけあたへぬ 四六 日々こゝろをあはせて聖殿にとゞまり家において パンをさきよろこびとまごゝろをもて食をともにし 四七 神をあがめすべての民によろこばるゝ主すくはるゝものを日々けうくわいにくはへたまへり

第三章

第三時いのりの時刻にあたりてペテロとヨハネとともに聖殿にのぼりしに 二 一人のうまれつきなる跛あり。みやにいるひとに施濟をこはんために日ごとにおかれて殿の美となづくる門におかる 三 かれペテロとヨハネのみやにいらんとするを見てほどこしを求む 四 ペテロヨハネとともにつくづくかれをみていひけるはわれらをみよ 五 かれ得

ことあらんとおもひてかれらを見つめたり 六 ペテロいひ
けるハ金銀ハわれになし されどわれにあるものをなんぢに
あたふ。ナザレの耶穌キリストの名により起てあゆめ 七 つ
ひにその右の手をとりこれをおこしければ。その足と踝た
ちまちつよくなりて 八 をどりたち且あゆめり。踊あゆみ神
をあがめつゝかれらとともにみやにいりぬ 九 すべての民ハ
彼のあゆみ神をあがむるをみて 十 素そのみやの美門にざし
ほどこしをこひたりしものなるをしれり。この人にありしこ
とをおもひておどろきあやしめり 十一 そのあしなへペテロ
とヨハネにまつはりをりしあひだに民みなおどろくことを

なりぶしくソロモンの廊(らう)と名(な)づくるところにかけあつまれ
り 十二 ペテロこれをみて民(たみ)にこたへけるハイスラエルの人々(ひとびと)
よなにゆゑにこのことを奇(あやし)とおもふやなんぢらなにゆゑわれらの
能(ちから)と徳(とく)をもてこの人(ひと)をあゆませしがごとく。なんぞわれら
に目(め)をつくるや 十三 それアブラハム イサク ヤコブの神(かみ)われらがせ
んぞたちの神ハその志もべ耶穌(イエス)をなをもなんぢらがわたし
せしものピラトがゆるさことゝさだめたるとき。その前(まへ)に
なんぢらハ拒(こば)しところのものを棨ふまへり 十四 なんぢらハ
聖者(きよきもの)にてたゞしきものをこばみ人(ひと)をころせしものをおのれに
あたへられんことをもとめ 十五 かつ生命(いのち)の主(ぬし)をころせり。神(かみ)

ハこれを死よりよみがへらせたまへりわれらハそのあかしびとな
るなり 十六 耶蘇の名ハその名を信ずるによりてなんぢらが
見るところ識ところのこの人をつよくせり。かく耶蘇によ
れる信仰ハなんぢらすべてのものの前においてこの人を
まつたく癒しけり 十七 きやうだいよわれ知なんぢらがお
こなひしことハしらざるによりてなりなんぢらの有司た
ちもまたしかり 十八 さあれども神ハまへにてよげんしやの
口によりてキリストの苦をうくることをあらかじめ示し
そのことをかく應せたまへり 十九 この故になんぢら罪を
くいあらためてその罪をけされんことをせよ。そ

ハ主のまへより安舒日のきたり　二十　且あらかじめさだめた
まひし耶穌キリストをおくらんがためなり　二一　神のいにし
へよりきよき預言者のくちによりていひたまひし萬物の
あらたまるときまで天ハかならずこれをうけおくべし
二二　モーセまことに列祖たちにつげていひけるハ主なるな
んぢらの神ハなんぢらの兄弟のうちよりわれに似たるひ
とりの預言者をおこさん。そのなんぢらにつぐるすべての
ことをきくべし　二三　すべて此よげんしやにきかざ
るものハ民の中よりたちほろぼさる　二四　またサムエルよりこ
のちかたりしところの預言者もみなあらかじめこの日

をさしていへり 二五 それなんぢらハよげんしやの子孫なり。かつ神のなんぢらが列祖にたてたまひし契約をうけつぐものなり。すなはちアブラハムにつげて地の諸族ハなんぢの裔によりてさいはひをえんといひたまへり 二六 神まづそのしもべ耶蘇をたてなんぢらおの〳〵をその惡よりひきかへし福をえさせなんがために先なんぢらにこれをつかはせり

第四章

二 かれらが民ををしへ。かつ耶蘇のことをひき死よりよみがへることを宣るにより。祭司みやもりづかさおよびサドカイのひとたち心をなやましその民にかたれるとき

突然きたりて
三 手づからこれをとらふ。時すでにくれけれ
ばあくる日まで獄にいれおけり
四 されどその道をきゝし
ものゝおほくこれを信ぜり。その數およそ五千人なり
五 明
日つかさびと長老がくしや
六 および祭司のをさアンナま
たカヤパヨハネアレキサンデルとさいしのをさのすべての族
エルサレムにあつまり
七 使徒たちをその中にたゝせてとひ
けるはなんぢらなにの權またなにの名によりてこれをおこ
なひしや
八 そのときペテロ聖靈にみたされかれらにいひ
けるは民のつかさおよびイスラエルの長老よ
九 われらもし
病ある人におこなひし善事につきこれをいかにして愈せ

しく今日たゞさるゝなれバ 十 なんぢらとイスラエルの民もこゝろえあるべし。そのなんぢらが十字架につけしところ神のよみがへらせたまひしところのナザレの耶穌キリストの名によりてぞこの人すこやかなることを得。なんぢらの前にたちをりと 十一 これはなんぢら工匠のすてしところの石にて隅の首石となれるものなり 十二 このほか別にすくひあることなし。それ天下の人のうちにわれらの頼りてすくはるべき他の名をたまはざればなり 十三 かれらペテロとヨハネのいとおそれずかたるところなきをみて。その無學のいやしきものなるとさとれバ これをあやしとおもへり。またその耶穌と

ともにありしをしる 十四 かついやされたる人のかれらとと
もに立るをみるによりいひけすべき言なかりき 十五 かくて
かれらに命じて集議所をさらしめ後あひかたりていひけ
るは 十六 この二人はなにをなすべきや。かれらがなせるいちじるしき
休徴をおこなへることはすべてエルサレムにすめるものに明
かなりしところなり。われらこれをいひけすことあたは
ず 十七 されどもこのことのなほひろく民につたはらざるた
めかれらを恐喝このゝちその名をもつて人にかたるこ
となからしめん 十八 つひにかれらをよびてさらに耶穌の名
についてかたることと教ることをなすなかれといましむ 十九

ペテロ ヨハネ かれらにこたへていひけるハ神にきくよりもまさりてなんぢらにきくが神のまへにありて義たらんか。なんぢらみづからこれを判よ 二十 われら見しところ聞しところのものハいはざるをえざるなり 二一 人々そのありしことによりて神をあがめたれバかれら民をおそれこのふたりを罰するによしなくさらにこれをおびやかしてゆるせり 二二 そのふしぎなるさまによりていやされたる人ハ四十歳あまりなりき ○ 二三 ふたりゆるされてその友のもとにゆき祭司のをさと長老のいひしことをことごとくつぐ 二四 その友これをききてこころをあはせ神にむかひ聲をあげていひけ

るハ主よなんぢハ天と地と海とそのなかのあらゆるもの
をつくりたまひし神なり 二五 なんぢ曾てそのしもべダビデ
のくちによりてなにゆゑに異邦人ハさわぎたちもろもろの民
ハむなしきことを謀る 二六 地の王たちハおこりて羣伯とと
もにあつまり主およびそのキリストにさからふといへり 二七
それまことにヘロデとポンテヲピラト異邦人およびイスラエル
の民あひともにこの城にあつまり。なんぢが膏そそぎた
る聖僕いえすにさからへり 二八 これなんぢの手なんぢの旨
にてあらかじめさだめたまひしことをかれらハなせるな
り 二九 主よいまかれらの恐喝をかへりみたまへ。ねがハくハなんぢ

御手をのべて醫をほどこしなんぢのきよきしもべ耶蘇の
名によりてしるしとふしぎなるわざをおこなはしめたまへなん
ぢの僕どもに臆することなくなんぢの道をのぶることを
えさせよ○三一 かれら祈禱をなしをはりしとき。そのあつまれると
ころ震ひうごきみな聖霊にみたされておくすることなく
神のことばをのぶ 三二 信者はみなこころを一にしおもひを
一にして誰ひとりそのもちものを己がものといふことな
くみなこれをともにもてり 三三 使徒たちおほいなる能を
もて主いえすのよみがへりしことを證しつつみなおほ
いなる恩をうけたり 三四 そのうちにはひとりも窮乏ものな

うりき。そハ地所あるひハ家をもてるものハそれをうりて
そのうりしところの價をもちきたり 三五 使徒たちの足もと
におく。これをおの〳〵の用にしたがひてわけあたへしがゆ
ゑなり 三六 レビの族なるクプロにうまれしヨセフハ使徒た
ちによばれてバルナバといへる。これをとけバ勸慰の子 三七 こ
のひと田疇ありけるがそれを售てその金をもちきたり使
徒たちの足下におけり

第五章 然るにアナニアといふ人その妻サッピラとともに産
業をうり 二 そのあたひの幾分をかくし餘のいくぶんをも
ちきたりて使徒たちのあしもとにおきぬ。その妻もこれを

しれり 三 ペテロいひけるハアナニアよなにゆゑになんぢのこころサタナにみたされ聖靈にむかひいつはりて地所のあたひのいくぶんをかくすことをせしや 四 地所いまだうらざるときはなんぢのものならずや。すでに售たりともまだなんぢの權につけるならずや。なにゆゑになんぢの心にこのことをくはだてしや。なんぢ人にむかひて僞るにあらず神にむかひていつはるなり 五 アナニアこの言をきゝたふれて氣たえぬ。これをきくものみな大におそる 六 わかきものどもたちてかれを殮みかきいだして葬れり 七 おほよそ三時ばかりすぎてその妻いまだこのありしことをしらずして

いりきたれり 八 ペテロかれにいひけるハなんぢらこのあたひに地所をうりしやわれにつげよ。こたへていひけるハしかりその價なり 九 ペテロかれにいひけるハなんぢらこころをあはせて主の靈をこゝろむるハなんぞや視よなんぢの夫をはうむりしものゝあし門外にあり。またなんぢをもかきいださん 十 婦直にその足下にたふれていき絶ぬ。わかきものどもいりきたりてその死るを見これをもかきいだしてその夫のかたはらにはうむれり 十一 全會のものとこれをきけるものどもみなおほいに懼 十二 おほくの休徴とふしぎなるわざハ使徒たちの手によりて民のうちにおこな

なれり。またかれらみな心をあはせてソロモンの廊にをる

十三 餘のものはあへてこれにちかづかざりき。されども民

はかれらをたふとみ 十四 男女ともに信ずるものますますおほく

主につきぬ 十五 かくてひとびと病るものをさゝへて衢にい

だしねだいと榻のうへにおけり。そはペテロのきたらんとき

その影に蔭はるゝものあらんとおもへばなり 十六 またお

ほくのひとびと四方のむらむらよりやめるものおよび惡鬼に

なやまされたるものをさゝへてエルサレムにきたりしこと

ごとくいやされたり 十七 しかるにさいしの長およびかれとと

もにあるもの即ちサドカイ宗のともがらみな起ておほい

はいきどほり 十八 使徒たちをとらへて公獄におけり 十九 され
ども主のつかひ夜ひとやの門をひらきかれらをたづさへ
いだしていひけるは 二十 ゆきて聖殿にたちこの生命の道を
ことごとく民にかたれ 二一 かれらこれをきゝて昧爽がたよりみ
やにいりてをしふ。祭司のをさおよびともにあるものども
きたりて議官およびイスラエルの子孫のとしよりたちをこ
とごとくよびあつめて。かれらをひき來らせんがために下
吏をひとやにつかはせり 二二 その人たちきたりしに獄のう
ちにかれらをみず。かへりて告いひけるは 二三 ひとやはいかに
くとぢ守るものも門のそとにたてるをわれらは見しにひ

らけバ内はひとりをもみざりき 二四 祭司みやもりおよびさいしの長たちこのことばをきゝてこはいかゞなりゆくべきかとかれらはつきてこゝろまどへり 二五 あるひときたりてかれらにつげけるは視よなんぢらが獄にいれしものはいま殿にたちて民ををしふ 二六 こゝにおいて殿司もしたやくらとゝもにゆきかれらをひきてきたれり。されど手あらきことをせざりき そは石にて民にうたれんことをおそれしがゆゑなり 二七 さてはひききたりてかれらを議官のまへにたゝせ祭司の長これにとひていひけるは 二八 なんぢらこの名によりてをしふるなかれときびしく禁ぜしに

あらざるやしかるになんぢらはそのをしへをエルサレムにみた
せ。またこの人の血をわれらにおはせしめんとす 二九 ペテロと
使徒たちこたへていひけるは人にしたがふより神にしたが
ふハなすべきのことなり 三十 われらの列祖の神ハなんぢ
らが木にかけてころせしところの耶穌をよみがへらせた
まへり 三一 神ハこれを君とし救主としてその右のうでにあ
げられイスラエルにくいあらためと罪のゆるしをあたへん
がためなり 三二 われらハこのことの證をなすものなり神お
のれに信從ものにたまふところの聖靈もまたあかしす 三三
かのひとびとこれをきゝてはなはだしくいかりをふくみか

かれらを殺さんとおもひける 三四 パリサイの人にて衆民のうちに
たふとまれし教法師ガマリエルといへるものしんぎやくの
なかにたち命じて使徒たちをしばらく外にいださしめ 三五
いひけるハイスラエルの人々よなんぢらこの人らにつき
てなさんとするところをみづからつゝしむべし 三六 それさき
にチウダおこりてみづからを矜誇りければしたがへるも
のおほよそ四百人ありしがかれころされしたがひしも
のハ皆ちらされてあとなきにいたる 三七 この人ののちまた
戸籍しらべのときガリラヤのユダおこりて民をいざなひし
たがはせしがかれも亡びそれにしたがひしものもことごとく

ちらされしなれバなり 三八 今(いま)われなんぢらにかたらん。この人々(ひと/\)
をゆるしてこれにかゝはるなかれ。もしその謀(はかりごと)ところおこ
なふところ人(ひと)よりいでなバほろぶべし 三九 もし神(かみ)よ
りいでバなんぢらこれをほろぼすことあたはず。おそら
くはなんぢら神(かみ)にさからふものとならん 四十 かれらこれに
したがひ使徒(しと)らをよびてむちうち耶穌(いゑす)の名(な)によりてか
たることをなすなかれと命(めい)じてこれをゆるせり 四一 使徒(しと)
らハ耶穌(いゑす)の名(な)のためにはづかしめをうくるに足(たる)ものとせ
られしことをよろこびて議官(ぎくわん)のまへをさり 四二 日々(ひゞ)に殿(みや)お
よび人(ひと)の家(いへ)においてをしへやまし。耶穌(いゑす)キリストの福音(ふくいん)を

つかへてやめざりき

第六章 そのころ門徒たちの数おほくなりしにギリシヤこ
とばのユダヤ人その孀たちが日々のほどこしにおいてさ
れしとおもひヘブルことばのユダヤ人につぶやき言ことあり
ければ十二人のものでしたちをよびあつめていひける
は我ら神の道をすてゝ飲食のことにつかふるはこゝろ
にかなはず 二 このゆゑに兄弟よなんぢらのうちより聖霊
と智慧のみちたる善證あるもの七人をえらぶべし。我ら
そのものをたてゝこのことをつかさどらせん 四 されど我
らはつねにいのることゝ道をつたふることを務べし 五 こ

の言をすべてのものゝこゝろにかなひけるがゆへ信仰とせいれ
いのみちたるステパノおよびピリッポ プロコロ ニカノル テモン
パルメナおよびユダヤ教にいりしアンテオケのニコラをえらび
六 このひとびとを使徒たちのまへにたゝしむ使徒たちいの
りてそのうへに手をおけり○七 神のみちいよいよひろまり
て門徒たちのかずエルサレムにおいてはなはだしくまさり祭司も
おほく信仰のみちにしたがへり○八 ステパノめぐみと
能力にみちてふしぎなるわざとおほいなる休徴を民のう
ちにおこなへり 九 そのときリベルテンとよばるゝ會堂およ
びクレネびとアレキサンデリア人キリキヤびとアジアびと

の諸會堂よりひと／＼起てステパノといひあらそふ 十 このものら
ステパノの智慧とことばによりていふところの霊にてきす
ることあたはざりき 十一 つひに人をそゝのかしていはしめける
いはくわれらこれがことばをきゝしにモーセと神とをけがした
る 十二 このものら民と長老とがくしやたちの心をうごかさせ突然
きたりてこのものをとらへ集議所へひきゐたり 十三 いつはりの
證人をたてゝいはせけるハこの人ハきよきところと律法
とけがすことばをいひつゞけてやめず 十四 それかれがいひけるにこの
ナザレの耶蘇ハこの所をこぼちこのモーセのわれらにさ
づけしところの例をかふべしといへるとわれらきゝたれ

ざなり 十五 こゝにおいてあふぎしよに坐せるものみな目を
注てこのものをみしにそのつらは天使の面のごとくありき

第七章 さて祭司のをさいひけるはこの事かくのごとくな
るや 二 ステパノいひけるはひとびと兄弟および父たちよ聽
きまつれ我らのせんぞアブラハムいまだカランにすまざるさき
メソポタミヤにありしとき榮光の神あらはれて 三 かれにいひ
たまひけるはなんぢの國をいでなんぢの親族をはなれ
てわがなんぢに示さんところの地にいたれ 四 かくてアブラハム
カルダヤびとの地をいでゝカランにすめり。その父のしにし
のち神はう遷とかしこより今なんぢらが住ところのこの

地をうつしたまへり 五 この地においてかれに足をふミたつるほどの地をもあたへず。そのかはりいまだ子あらざりしにこの地を産業としてこれとその子孫にあたへんと約束したまへり 六 神かくいひたまへり。その裔は他邦の國にやどらん他のくにの人々これを奴隷となして四百年のあひだあやまさん 七 神またいひたまふ。このものをどれいとする國民をわれさばくべし。そののちこのものそのくにを出このところにおいてわれにつかへんと 八 またこのものに割禮のけいやくをあたへたまへり。かくてアブラハム イサクをうミ第八日にこのものにかつれいをおこなへり。イサク ヤコブを生ヤコブ十二の始祖

祖とうむ 九 始祖たちヨセフをねたみてこれをエジプトに賣
まざれど神ハこれとともにありて 十 すべての患難のうち
よりこれをすくひいだしエジプト王パロのまへにおいて恩
寵とちゑとをえさせてエジプトおよびパロの全家をつかさ
どらせたまふ 十一 こゝにエジプト カナンのすべての地に饑饉
とおほいなる難ありわれらのせんぞたちも食物をうるこ
とをえざりき 十二 しかるにヤコブ エジプトに穀物あることを
ききて先われらのせんぞたちをつかはせり 十三 ふたゝびつか
はせしときヨセフ その兄弟にしられ。ころヨセフの親族
パロにしられたり 十四 ヨセフ人をつかはしてその父

およびきやうだいの家族七十五人をよびきたらしむ 十五 こゝに
おいてヤコブエジプトにくだれり。このものまたわれらの祖宗も死
にたるのち 十六 スケムにおくられアブラハムが金をもてスケム
のシケムなるエンモルの子孫より買ひおきし墓にをさめまつる
り 十七 神のアブラハムにちかひしたまへるやくそくの期ちかづ
くにおよびて民ふえひろがりてエジプトにおほくなれり
十八 ヨセフのことをしらざるほかの王おこるにいたりて 十九
うれわしき謀をもてわれらの親族をわしらひわれらのせ
んぞたちをなやましその嬰孫のいきのこらざるやうにこれ
をすてさせんとせり 二十 そのときモーセうまれていとうる

もしく三ヶ月のあひだ父の家にそだてられ 二一 すてられし
のちパロの女これをひろひあげ己の子としてそだてたり
二二 モーセこと〴〵くエジプトびとの學術をしへられ言と行
とにちからあり 二三 四十歳におよびてその兄弟なるイスラエル
の子孫をかへりみるのこゝろおこれり 二四 一人のしひたげ
らるゝものをみてこれを保護エジプトびとをうちてその
仇をむくいたり 二五 モーセハわが手をもて神のこれらをす
くはんとしたまふことをその兄弟さとるならんとおもひ
しかどこれらハさとらざりき 二六 次日これらあひ闘ころお
りけるにこれはわかちまて和睦いそひけるハひと〴〵よなん

汝ら兄弟なるになにゆゑ相そこなふや 二七 その友をそこな
ふものモーセを拒却ていひけるは誰が汝をたてゝわれ
らの有司また刑官となせしや 二八 汝ぢ昨日エジプトびとを
ころせしごとくまたわれをもころさんとするか 二九 モーセ
このことばによりのがれてミデアンの地にたびびととな
りそこにおいてふたりの子をうめり 三十 すでに四十年を
すぎしときシナイ山の野において主のつかひ棘のなかの
火焔のうちにてモーセにあらはる 三一 モーセこれをみてあ
やしみみんとしてちかくよるとき主の聲ありて云けるは
われは汝ぢの列祖の神すなはちアブラハムのかみイサクのか

みヤコブの神なり。モーセおそれをのゝき敢てミとめざり
き 三三 主かれにいひたまひけるハなんぢの足の履をぬ
げなんぢが立てるところハ聖地なり 三四 われまことにエジプト
にをるわが民のなやみを見その嘆息をきゝこれをすく
はんがためにくだれり來れなんぢをエジプトへつかはさ
んと 三五 夫このものらがこばみて誰がなんぢをたてゝ有司ま
たさばきびとゝなせしやといひし此モーセを神ハあらのゝ
なかにあらはれし使者の手によりてつかさまた救者とし
てつかはしたまへり 三六 この人エジプトおよび紅海また四十
年のあひだ野においてふしぎなる休徴をおこなひ

てかれらをみちびきいだせり 三七 イスラエルの子孫にいひけり
て神はなんぢらの兄弟のうちよりわがごとき一人のよげ
んしやをなんぢらのためにおこしたまふべしといひしは
すなはち此モーセなり 三八 これは野の會にをりシナイ山に
ておのれにかたるところの天使およびわれらの列祖とと
もにありてわれらにさづけんがため生ることばをうけしも
のなり 三九 この人にわれらの先祖たちはしたがふことを
このまず反てこれをしりぞけその心はエジプトにか
へり 四〇 アロンにいひけるはわれらにさきだつべき神をわれ
らのためにつくれそはわれらをエジプトの地よりみちびき

りぎせし彼モーセハいかになりしか志らざればなり 四一 その
の時かれら犢をつくりその像にいけにへをさゝげ己の手
のわざをよろこべり 四二 こゝにおいて神ハかれらをこゝり
ろましてその天の軍勢をまつるにまかせたまへり。すなはち
ち預言者の書に。イスラエルの族よなんぢらハ四十年のあひ
だ野において犠牲と祭物をわれにさゝげしや 四三 またなん
ぢらハモロクの帳幕およびレパンといふ神まことゞまつる星を
なんぢらが拜せんためにつくれるところの像をた
づさへたり我なんぢらをバビロンのさきにうつさんと録さ
れてあるがごとし 四四 われらのせんぞハ野にて證のまくや

をもてり。此ハモーセにかたるものゝかたりたまひて已に
みしところの式にしたがひてつくれと命ぜしごとくつく
れるものなり 四五 われらのせんぞたちこの帳幕をうけて
ヨシアとともに異邦人の地をせめとりしときこれをたづ
さへいたり。このいちうじんハダビデの時までわれらの
列祖のまへより神のおひたまひしところのものなる
四六 ダビデ神のまへに恩をうけてヤコブの神のために居
所をもとめんとねがひたまひしが 四七 ソロモン神のために殿をた
てたり 四八 しかれども至上のかみハ手にてつくれるところに
おらせたまはず。預言者のいへるごとし 四九 あるなたち主い

ひたまはく天ハわが座位なり地ハわが足凳なりなんぢら
わがためにいかなるいへをたてんとするとのたまふ我やすむ
ところハいづこなるや
五十 わが手ハこのすべてのものをつ
くらざりしや
五一 このくびこはくして心と耳ハかつれいをうけ
ざるものよなんぢらつねに聖靈にさからひその列祖のご
とくなんぢらも行なり
五二 なんぢらのせんぞらハいづれ
の預言者をかなやまさざりし。このまへに義者のきたらんこ
とをあらかじめこれしめしものをころしぬなんぢらハ今その
たゞしきものをうりこれを殺ものとなれり
五三 なん
ぢらハ天のつかひによりて律法をうけたれどこれをまもら

ざるなり 五四 衆人これらのことをききておほいにいきどほり切歯しつゝステパノにむかへり 五五 しかるにステパノハ聖霊にみたされ天をあふぎて神の栄光とそのみぎに耶蘇のたてるをみていひけるは 五六 みよわれ天ひらけて神のみぎにたてる人の子のたてるをみると 五七 こゝにおいてこれらおほいによばはり耳をおほひ心をあはせてステパノのもとにはしりより 五八 これを邑よりおひいだし石をもてこれをうつ證人らおのおのその衣服をサウロといへる少年のあしのもとにおけり 五九 これらが石をもてステパノをうてるときこれいのりていひけるは主いえすよわが霊魂をうけたまへ 六十 まさひ

ざまづき大聲によびいひけるハ主よこの罪をこれらにお
はしむるなかれとこの言をいひをはりて寝につくサウロハ
そのころされしをよしとせり
第八章 この日エルサレムにあるところの教會をおほいにせ
むることおこりて使徒たちのほかハみなユダヤとサマリヤの
地にちりちりにされたり 二 敬虔あるひとびとステパノをはうむりこ
れがためにおほいなる哭泣をなせり 三 サウロハけうくわいを
いと殘害してこゝかしこの家にいり男女をひきいだして
ことごとく獄にいれたり 四 こゝにおいてちりさりたるものども
偏くゆきて福音をのべつたへたり 五 ピリッポハサマリヤの邑に

くだりてキリストのことをのべつたへ示して 六 おほくの人々ピリッポ
がおこなへるふしぎなるわざを見聞してこゝろをおなじ
うし謹てそのいへることをきけり 七 それはけがれたる鬼
おほいなるさけんでそのつけるところのおほくの人よりい
でまた癱瘋およびあしなへの人もおほくいやされけれバ
あり 八 これによりてこの邑におほいなるよろこびありき
九 こゝにシモンといへるもの魔術をおこなひサマリヤの民
をおどろかせしものあり 十 小より大にいたるまで皆つゝ
しみてこれをきゝてこの人は神のおほいなるちからなりと
いへり 十一 かれらのつゝしみてこれをきけるは ひさしくそ

の魔術(まじゆつ)におどろかされたるがゆゑなり 十二 しかれどもかれ
ら神(かみ)の國(くに)および耶蘇(いゑす)キリストの名(な)につきて福音(ふくいん)をのぶる
ピリッポを信(しん)ぜしかばをとこをんなともバプテスマをうく 十三
シモンもまたしんじてバプテスマを受(うけ)つねにピリッポとともに
ありてこのものがおこなふところのふしぎなるわざと休徴(しるし)
をみておどろけり 十四 エルサレムにをる使徒(しと)たちサマリヤまで
に神(かみ)の道(みち)をうけたりときゝてペテロとヨハネをこのしこゝにつ
かはして 十五 この二人(ふたり)のものくだりてこれらが聖靈(せいれい)をうけん
ためにいのりけり 十六 そハこのものたゞ主(しゆ)いゑすの名(な)にいれられ
バプテスマをうけしのみにていまだその一人(ひとり)にも聖靈(せいれい)くだ

らざりしなりける 十七 この時ふたりのもの手をこのものらのうへにおきければこのものらせいれいをうけたり 十八 使徒たちの手をおけるによりて聖霊をあたへられしをシモンみて金をもちきたりこのものらにいひけるは 十九 わが手をおくところのものにもすべて聖霊をうけんためにこの権をわれにもあたへよ 二十 ペテロこのものにいひけるはなんぢのかねはなんぢとともにほろびよ。なんぢは神の賜をかねにてえんとおもふゆゑ 二一 なんぢこのことにおいて分なくまた與なし。そはなんぢのこゝろ神のまへにたゞしからず 二二 ゆゑになんぢこの悪をくいあらためて神にいのれなんぢのこゝろの念ある

ひハゆるされん 二三 われなんぢが膽の苦みにをり不義の繋に
をるとみれバなり 二四 シモンこたへていひけるハなんぢら
がいへるところ一つもわれにおよばざるやうわがために
主にいのれ 二五 かくて主のことばを證しこの道をかたり
しのちエルサレムへかへりゆくときサマリヤ人のむら〳〵にふく
いんをつたへたり○ 二六 主のつかひピリッポにつげていひ
けるハ起てみなみのかたエルサレムよりガザにくだ
るところの路にゆけ。そのみちハ野なり 二七 この時起てゆけり。
エテヲピア人なるおちエテヲピアびとの女王カンダケの大臣
なる寺人にてすべてそのくにの財寶をつかさどるも

の禮拜のためエルサレムにきたりし 二八 そのかへりけるが車の
うちにざして預言者イザヤの書をよみをれり 二九 靈ピリッポ
にいひけるハ往てこのくるまに就 三十 ピリッポはしりてより
て彼がよげんしやイザヤのふみをよむをきゝてこれにいひ
けるハなんぢそのよむところのことをさとるや 三一 かれいひ
けるハ　われをみちびくものなくバいかでさとることを
をえんやつひにピリッポをおのれとともに坐せしむ 三二
そのよみをりし聖書の文ハ左のごとし。かれハ羊のほふり
場にひかるゝごとくひつじまた羔のその毛をきるもの
まへにて聲をいださゞるごとくその口をひらかず 三三 かれ

卑賤にをちしとき義判をうばゝれたり誰かよくその世の
さまを述えんや。そハかれのいのち地よりとられたれバなり
三四 寺人ピリッポにむかひいひけるハ請ふわれにしめせ預言
者ハたれをさしてこれをいへりしや。みづからをさせしか
他人をさせしか 三五 ピリッポ口をひらき此しるされたると
ころにもとづきて耶穌のふくいんをこれにのべつたふ 三六
かくてふたりのもの路をゆき水あるところにいたりけれ
バ寺人いひけるハ水をみよわれバプテスマをうけんとす何
のさまたげのあるや 三七 ピリッポいひけるハなんぢもし全心
をもて信ぜバよからん。これこたへていひけるハわれ耶穌

キリストは神の子なりと志んず 三八 遂にめいじて車をとゞ
めしびんピリッポと寺人のふたり水にくだりピリッポバプテ
スマをほどこせり 三九 このふたり水よりあがりしとき主
の霊ピリッポをひきさりぬ。寺人はさらにこれをみることをえざり
き。寺人よろこびてその路をゆけり 四十 さてアシドドにつきて
ピリッポはあまねくへめぐりこれらすべてのむらざとを經て
福音をのべつゝカイザリヤにいたりき

第九章 サウロはなほも兇言と殺氣とをはきて主のでしたち
をせめ祭司のをさにゆきて 二 ダマスコの諸會堂にあてたる
書をもとむ。これはこの道にしたがへるものをとらば男女は

うちしばりてことごとくエルサレムへひかんとおもへり
三 ゆきゆきてダマスコにちかづけるときたちまち天より
光ありてこれをめぐりてらせり 四 これ地にたふる。そのと
きサウロサウロなんぞ我をせむるやといふこゑをきけ
り 五 サウロいひけるは主よなんぢはたれぞ。主いひたまひ
けるはわれはなんぢが窘迫ところの耶蘇なりなんぢ刺あ
るむちをけるはかたし 六 このもの戦慄おどろきていひけるは
主よわれなにをなさしめんとしたまふや。主これにいひ
けるはおきて邑にいれ。さらばなんぢ行べきことをしめさ
るべし 七 このときこれにゆける人々ものいふこともあたはず

して立とゞまりその聲をきけども誰をもみざりき 八 サウロ
地よりおきて眼をひらきたれど何もみえざりければとも
ゐつる人たちその手をひきてダマスコにいりぬ 九 この三日
の間みえずまた飲食をもせざりき 十 かくてダマスコにアナニア
といへる一人のでしあり 主まぼろしのごとくこれにいひ
たまひけるはアナニアよ。答けるは主われこゝにあり 十一 主い
ひたまひけるはたちて直といへる衢にゆきユダのいへに
いたりてタルソの人サウロといふものをたづねよ。かれは
祈禱てをり 十二 かれアナニアといふ人きたりてみることを得
させんがため手をそのうへにおきしと異象にてみたれバなり

十三 されどアナニアこたへけるハ主よわれこの人につきておほくの人のかたれるをきゝしにかれがエルサレムにてなんぢの聖徒をくるしめしこといかばかりぞや 十四 かつこのところにてもかれハすべてなんぢの名をよぶものをとらへんとて祭司のをさよりうけたる權威をもてり 十五 主いひたまひけるハ往よかれハ異邦人および王とイスラエルの子孫のまへにわが名を擔しめんためにわがえらびし器なり 十六 かれハわが名のためにいかばかりの苦難をうくるかわれこれをかれにしめさん 十七 こゝにおいてアナニアゆきてその家にいり手をかれのうへに按ていひけるハ兄弟サウロ

よなんぢのきたりし路にてあらはれしところの主耶穌な
んぢがふたゝび見ことをえかつ聖靈にてみたされんためにわ
れをつかはせり 十八 たちまちかれの眼より鱗のごときも
のおちて再び見ことを得すなはち起てバフテスマをうく 十九
かれすでに食してちからづきたり。かくてサウロハ數日の
あひだダマスコにある門徒たちとともにをり 二十 たゞちに會堂
において耶穌のことをのべて即ちこれハ神の子なりとい
ふ 二十一 きくものみな駭異ていひけるハこの人ハエルサレムにお
いてこの名をよぶものをほろぼし且こゝにきたりしもこ
れをしばりて祭司の長にひきゆかんとするにあらずや 二十二 されど

されどもサウロハますます堅固してこの耶穌ハキリストなり
とあかしをなしダマスコにをるところのユダヤ人をいひふ
せたり 廿三 まそにおほくの日をへてのちユダヤびとサウロ
をころさんとはかりしが 廿四 その計謀ついにサウロにしれた
る。かれらハ晝夜まちの門をまもりてころさんとせ
しに 廿五 門徒たち夜ひそかにサウロを石牆よりつりおろ
せり 廿六 サウロハエルサレムにいたりて門徒たちにつらなんと
とせしかども皆かれが門徒なることを信ぜずしてこれを
おそる 廿七 バルナバハかれをひきて使徒たちのもとにいたりて
の途中にて主をみしことまた主のかれにかたりたまひし

ことおよびダマスコにありてはゞかりなく耶穌の名によりて
のべしことをつげたり 二八 かれエルサレムにありてでいりした
ちとゝもに往來し 二九 主いゑすの名によりてはゞからずか
たりまたギリシヤ方言のユダヤびとゝいひあらそへり。かれら
サウロをころさんとはかりける 三十 されど兄弟たちこれをさと
てこれをカイザリヤまでおくりてタルソにゆかしめたり 三一 こ
ゝにおいてユダヤガリラヤおよびサマリヤ中のけうくわいは
平安にこそ成立て主をおそるゝ事をおこなひ聖靈のなぐさめ
によりてその數いやまさり 三二 さてペテロあまねく諸方
の地をへてルッダにすめる聖徒のもとにいたり 三三 そのところ

にて一人のちうぶをわづらひ八年のあひだ床につける
アイネアとなづくるものにあふ 三四 ペテロこれにいひけるは
アイネアよ耶穌キリストなんぢをいやせり起てなんぢみづから
床をさめよこの者たゞちに起 三五 ルツダおよびサロンにすめる
すべての人これをみて主に歸せり○ 三六 ヨツパに女のでしあ
りダビタとなづく譯バドルカスこれはおほくの善事と施濟
をおこなへるものなりしが 三七 そのころ病てしにけるによ
りその屍をあらひて樓におけり 三八 ヨツパはルツダにちかきゆ
ゑに門徒たちペテロのこゝにあることをきゝて二人のものを
つかはしてすみやかにくることをおそくせるなかれと請し

む 三九 ペテロたちてかれらとともにゆき既(すで)にいたりければ
人々(ひと〴〵)このものをひきて樓(たかどの)にのぼる。すべての寡婦(やもめ)らペテロの
かたはらにたちて哭泣(なげき)つゝドルカスがともにありし時(とき)つね
につくれるところのうは衣(ぎ)した衣(ぎ)をこのものにみせ 四〇 ペテロ
ものらをことごとく外(そと)にいだし跪(ひざまづき)ていのりをなしかばねに
むかひてダビタおきよといひければかのをんな眼(め)をひらき
ペテロを見(み)ておきてざしぬ 四一 ペテロ手(て)をのべてこれをおこ
し聖徒(せいと)およびやもめたちをよびてこの活(いき)たるダビタをそ
のまへにたゝしめたり 四二 このことヨッパ中(ぢう)にしれ多(おほく)のひと
びと主(しゆ)を信(しん)ず 四三 かくてペテロひさしくヨッパにとゞまりて

皮工シモンのいへにをれり
第十章 カイザリヤにイタリヤ隊となづくる組の百人のかしら
にてコルネリヨといへる人あり 二 このもの信心のふかきもの
にてそのすべての家族とともに神をうやまひ民におほく
のほどこしをなし。つねに神に祈禱せり 三 ひるの三時ごろ
まぼろしのごとく神のつかひのきたりてコルネリヨよといへ
るをあきらかにみる 四 このもの目を注てこれをみておそれい
ひけるハ主よなにごとなるや。天使これにいひけるハなん
ぢのいのりとなんぢの施濟ともにのぼりて神のまへに記お
かれたり 五 いま人をヨッパへつかハしペテロといへるシモンを

よべ六かれハ皮工シモンのところにやどれり。その家ハうみべにあり七コルネリヨにものいへる天使さりしのちかれその僕ふたりと恆におのれにつかふる信心のふかき兵卒をよび八このことをくはしくつげてヨッパへつかはせり九これらゆきて次日その邑にちかづけるときペテロ祈禱のため屋上にのぼれり。時ハおほよそ十二時なりし十いたく饑て食せんとおもひしが人のしよくもつを豫備うちに氣をうしなへるごとくにして十一天ひらけ器のくだるをみる大なる布のごとく四角をむすびて地につりおろされたり十二そのなかにすべて地のよつあしの獸昆蟲および空の鳥

あり 十三 また聲ありてかれにいひけるハペテロよ起てこれ
をころし食せよ 十四 ペテロこたへけるハ主よしからじわれ
いまだ穢たるものと潔からざるものを食しことなし 十五
聲ふたゝびありてかれにいひけるハ神のきよめたるもの
をなんぢきよからずとするなかれ 十六 かくのごときこと三
次たゞちにそのうつはもの天にあげられたり 十七 かくて
ペテロその見しところの異象ハいかなる意ならんとうた
がひをりしときコルネリヲより遣されるひとびとすでに
シモンの家をたづねて門のまへにたち 十八 呼てペテロといふ
シモンハこゝにやどれるや否ととふ 十九 ペテロなほそのまぼ

ろしのことをおもひをりしに靈これにいひけるハみよ三人のものなんぢをたづぬ 廿 起てくだりうたがはずしてこの彼らとともにゆけ我これらをつかはせしなり 三 ペテロくだりてその人たちにいひけるハわれハなんぢらがたづぬるところのものなりなんぢらいかなる故ありてきたるや 三 ら答へいひけるハ百人の長なるコルネリヲといへる義しくつ神をうやまひまたそのユダヤびとのうちにてたふとまるるもの。なんぢをその家によびてなんぢの言をきかんと聖きつかひよりしめされたり 廿二 こゝにおいてペテロかれらをよびいれてやどらしめ次日ペテロかれらとともにいでたちけるが

ヨッパのきやうだいたちもまたこのものとともなへり 二四 つぎの
日このものらカイザリヤにいるコルネリヨはまちてその親族およ
び志たしき友だちをよびあつめてこのものらをまちゐたり 二五
ペテロの入きたるときコルネリヨこのものをむかへその足の
もとにふして拝せり 二六 ペテロこのものをひきおこしいひけるは
起よわれも人なり 二七 かくてともにかたりつゝ内にいりて
あまたの人のあつまれるを見 二八 このものらにいひけるはユダヤ
びとの異邦人とまじはりまたちかづくことの律にかなはぬを
なんぢらの志るところなり。されど神はいづれの人
をもけがれたるもの或はきよからざるものといふまじき事

とわれに示したまへり 二九 このゆゑに我むかへらるゝやいな猶豫せずしてきたる。われなんぢらにとふ我をむかへしはなにのためなるや 三十 コルネリヲいひけるは四日さきにわれ断食してこの時刻にいたりしまで三時ごろ家にありていのりをりしにかゞやける衣をきたるものわが前にたち 三一 いひけるはコルネリヲよなんぢの祈禱はきこえなんぢのほどこしは神のまへに記おかれたり 三二 されば人をヨッパへつかはしペテロといふシモンをよぶべし。このもの海邊にあるかはなめしシモンのいへにやどれり彼きたりてなんぢにかたるべしと 三三 このゆゑに我たゞちに人をなんぢにつかはせり。なん

ぢのきゝ・われら八善りまへ神のなんぢに命じたまひつるまく
てのことをきゝんとていま神のまへにあるなり 三四 ペテロ
口をひらきていひけるハわれまことに神ハかたよらざる
ものにしていづれの國民にても神をうやまひ義をおこな
ふものハその聖旨にかなふといふことをさとる 三六 その道
いまなんぢ神の耶蘇キリストによりて平和をのべイスラエル
の子孫におくりたまひしところなり此いともハあらゆる
ものゝ主たるなり 三七 そのことヨハネのバプテスマのゝち
ガリラヤよりおこりてユダヤ中にありしことハなんぢら
がしるところなり 三八 すなはちこのナザレよりいでたる耶

蘇は神よりせいれいと才能をもてあぶらをそゝがれあまねくめぐりて善事をおこなひまたすべて悪魔につかはるゝものをいやせり そハ神かれとともにありしによる 三九 われらハかれがユダヤびとの地およびエルサレムにおいておこなひしすべてのことを證するものなりユダヤびとハこの人を木にかけてころせり 四十 神ハ第三日にこれをよみがへらせすべての民にハあらはさずして 四一 たゞそのあらかじめえらびたまへる證人すなはち彼がよみがへりしのちこれとともに飲食せしわれらにのみ顯したまへり 四二 かれこの者ハその生者と死者のさばきびとは神よりさだめられしことをわ

まてる玉ふらしとて民にのべしらせよと命じたり 四三 すべての預言者もおほよそこの主を信ずるものはその名によりて罪の赦るしをうくべしとこの主につきて證せり 四四 ペテロこの言をかたるあひだに道をきゝたるところのすべてのものに聖靈くだれり 四五 ペテロとともにきたりし割禮ある信者たちはせいれいの賜いはうじんにまでそゝげることをおどろきぬ 四六 そハ異なるくにぐにの方言にてかたりたゝへまつると神をあがむるをきゝたればなり 四七 このときペテロこたへけるはわれらのごとくすでに聖靈をうけたるこの人々にたれかもて水を禁じてバプテスマをうけざらしむるものあらん

や四八ついに主の名によりてバプテスマをうくべきことをこのものらに命ぜり。こゝにおいてかれらペテロに数日とゞまらんことを請へり

第十一章 使徒たちおよびユダヤ中にあるところの兄弟どもはいはうじんも神のことばをうけたりと聞 二 ペテロエルサレムにのぼりしとき割礼あるものどもこのことをあらそひ 三 いひけるはなんぢらかつれいなき人の家にいりてこのものらとともに食せり 四 ペテロそのありしはじめより次第にこのことをとりてこのものらにあかしいひけるは 五 われヨッパの邑にありていのりをるとき氣をうしなふこゝちして。天よりようなるを

つりさげられおほいなる布のごときうつはのくだるをみたる
にその器わがもとにつけり 六 われ目を注てつらつらこれを
ながむれば地の四足のものとあらきけもの昆蟲およ
びそらの鳥ありき 七 このときにペテロよ起てこれをころ
しくらへといへる聲をきけり 八 われいひけるは主
よしからず穢たるものときよからざるものはいまだわが
口にいりしことなし 九 聲また天よりわれにこたへて神の
きよめたるものをなんぢきよからずとするなかれといふ
十 かくのごときこと三次におよびてそのもの、ふたゝび天
にひきあげられたり 十一 その時にあたりてカイザリヤよりわ

れまつかはせる三人のものわがをるところの家のまへに
たてり 十二 霊われにうたがふことなくしてかれらとともにゆ
くべしといひつけたまひこの六人の兄弟もわれとゝもなひゆ
きてその人のいへにいりぬ 十三 これわれらにつぐ天のつかひの
わが家にたちわれにむかひて人をヨッパへつかはし
ペテロといふシモンを迎よ 十四 その人なんぢおよびなんぢの
家族のすくはるべきことばをつげんといへるを見たりと
十五 かくてわがかたりそめしとき聖霊はじめにわれらにく
だりしごとくかれらにもくだれり 十六 そのときわれ主のい
ひたまへるヨハネは水をもてバプテスマをなしたれども

んぢらハ聖靈によりてバプテスマをうけんとのことばをお
もひいだせり 十七 すでに神ハ主イエスキリストをしんずる
ところのわれらにたまひしごとくおなじ賜物をかれらに
あたへたまへれバいかで神にさからふことをえんや 十八
かれらこのことをききて對ふるところなくたゞ神をあが
めいひけるハ實にしからバいはうじんの生をえんために
かれらにも悔改をあたへたまへること 十九 さてステパノにつ
いておこりし苦難によりてちらされたるひとぐ旅して
ペニケクプロおよびアンテヲケにいたりしがたゞユダヤ人に
のみみちをとつたる 二十 かれらの中にクプロクレネのひとぐ

ありてアンテヲケにきたり主イエスの福音をのべてギリシヤ
人にもかたれり 二一 主の手かれらとともにありておほくの人しん
じて主に歸せり 二二 これらのことそのきこえエルサレムに
あるところの教會のみゝにいりしかばバルナバをつ
かはしてアンテヲケにいたらしむ 二三 かれきたりて神の
恩をみてよろこびかれらにおのおのかたくし主に屬んこ
とをすゝめたり 二四 それかれはよきひとにして聖靈と信仰の
みてるものなればなりこゝにおいてあまたのひと主にく
はゝりつらぬ 二五 さてバルナバはサウロをたづねんためにタルソ
におもむき 二六 これにあひてこれをアンテヲケにつれきたり

まゐ。かくてかれら一年(ひととせ)のあひだけうくわいにあつまりておほくの民(たみ)を教(をし)ふ。門徒(でし)たちのキリステアンととなへられしハアンテヲケよりはじまれり 二七 このころ數人(すにん)のよげんしやエルサレムよりアンテヲケにきたる 二八 その中(うち)のひとりアガボと名(な)づくるものたちて靈(みたま)により示(しめ)しけるハ世界中(せかいぢう)におほいなる饑饉(ききん)あらんと。そのはたしてクラウデヲカイザルのときにおこりけり 二九 こゝにおいて門徒(でし)たちおのおのそのちからにしたがひてユダヤにすめるところの兄弟(きやうだい)をすくはんためにこれらにものをおくらんことをさだめ 三十 つひにそのことをおこなふ。すなはちバルナバとサウロの手(て)に托(たく)して

これを長老におくれり

第十二章 そのころヘロデ王けうくわいのうちの數人をあやま
さんとてこれらをとらふ 二 このつ刀をもてヨハネの兄弟
ヤコブをころせり 三 このことのユダヤ人のこゝろにかなふ
へるを見てこれまたペテロをとらふ。このときハ除酵パ
ンのいはひの日なりき 四 すでにこれをとらへて獄にいれ
すぎこしの節ののち民のまへにひきいださんとおもひ十
六人のへいそつにこれをまもらしめたり 五 ペテロハ如此
ひとやにまもられ教會ハこれがためにひさしく神にいの
る 六 ヘロデこれをひきいださんとするまへの夜ペテロハ

ふたつの鏈につながれてふたりの兵卒のあひだにねむり守者は門のまへにありてそのひとやをまもれり 七 ときに主の使者きたりければ光ひとやのうちに照耀そのつかひペテロの脇をたゝきておこしさましすみやかにおきよといひしに鏈その手よりおちたり 八 天使これにいひけるはなんぢ帯をしめくつをはけよ。ペテロそのごとくせり。天使またいひけるはなんぢのうはぎを身にまとひてわれにしたがへ 九 ペテロいでゝこれに從ひしがそれつかひのなしことは眞實なるをしらずまぼろしをみるとおもへり 十 かくて第一だい二の警固をすぎてまちにいるところの鐵門にい

たりしに その[illegible]ん おのづから かれらの ために ひらく。ある
きち出て ひとつの 衢(ちまた)を すぎゆく とき その 天使(つかひ) たちまち か
れより はなれさり 十一 ペテロ さとりて いひけるは わ迠 今(いま)ま
ことに しる 主(しゆ) その つかひを つかはして ヘロデの 手(て)および
すべて ユダヤ 人(びと)の のぞみより われを すくひいだしたまひ
しことを 十二 この迠 醒悟(さとり)て のち ヨハネ 名(な)は マコと いふ 人(ひと)の 母(はゝ)
なる マリアの いへに いたりしに おほくの 人(ひと) あつまりて
祈(いの)りを なしたり 十三 ペテロ かどの 戸(と)を たゝける とき ロ一ダと
なづくる 下婢(しもめ) きたりて これを うかゞひしが 十四 ペテロの 聲(こゑ)
なるを しり よろこびの あまり 門(もん)を ひらかずして そ

かけりてペテロのもんのまへにたちたることを告(つぐ)
十五 かれらロダにいひけるはなんぢ狂(くるへ)り。されども女(をんな)はいひはりてまことにしかなりとたがはずいふ。かれらいひけるはそれはペテロをまもる天(てん)のつかひなり
十六 ペテロかの門(もん)をたゝきてやめざりしかばかれら門(もん)をひらきペテロをみておどろきけれ
十七 ペテロ手(て)をうごかしてかれらのおとをしづめしめ主(しゆ)のおのれを獄(ひとや)よりひきいだしたまひしことのありさまを告(つげ)まうしこのことをヤコブおよび兄弟(きやうだい)たちにしらせよといひ遂(つひ)にいでゝほかのところへゆけり
十八 夜(よ)あけはなれしときペテロはいかになりしやと兵卒(へいそつ)のなかのさわぎひと

からざりき 十九 ヘロデ ペテロをたづぬれども見いださ
ずつひにまもるものをたゞしてこれらを死罪に命ぜ。かく
てヘロデはユダヤよりカイザリヤにくだりてぞすまれり○ 二十
ヘロデ ツロとシドンびとにむかひてはなはだしく怒をい
だきたれば これらは心をあはせてそのもとにきたり内侍
の臣ブラストにしたしみをなして平和をもとむ それはかれら
が國は王のくにゝよりて糧食をうればなり 二十一 ヘロデそれ
さだめたる日におゐて王服をつけそのくらゐに坐しかれ
らにむかひてかたれり 二十二 民こゑをあげいひけるは これ神
のこゑなり人の聲にあらず 二十三 ヘロデほまれを神に帰せざ

るによりて主の使者たゞちにかれをうちしかバこれハ蟲の
ためにくらハれて氣たえぬ 二四 さて神のことバハます〳〵ひろ
まり バルナバおよびサウロその務をとげをはりてマコと
なづくるヨハネをもともなひてエルサレムよりかへれり

第十三章 アンテヨケのけうくわいに數人のよげんしやと教師
ありき すなはちバルナバおよびニゲルとよばるゝシメヲンおよび
クレネのルキヲおよび分封王ヘロデの乳きやうだいマナエンおよび
サウロなり 二 これら主につかへて斷食をせるとき
聖靈いひけるハわがためにバルナバとサウロをえらびわか
ちて我これらに命ぜしところの職をおこなはしめよ 三 こ

こゝにおいて断食しいのりをなし手を二人のうへにおきて
これをゆかしむ 四 如此このふたりは聖靈につかはされて
セルキアにくだりかしこより舟出してクプロにおもむけり
五 このものサラミスにいたりユダヤびとの諸會堂にお
いて神のことばを宣またヨハネを用ゐてそのたすけとな
せり 六 かくてこの島のうちをへてパポスにいたりしと
きいつはりの預言者バリエスとなづくる卜をなせるユダヤ
人にあふ 七 このひとはかのくにの代官セルギヲパウロといふ
智人とともにありし時にだいくわんバルナバとサウロをまね
きて神のことばをきかんことを求む 八 然るにこのうらな

いしやエルマス（この名をとけバ卜者(うらなひしや)）ふたりのものにさから
ひ代官(だいくわん)をして信(しん)ずることなからしめんとせり 九 サウロま
たの名ハパウロ 聖靈(せいれい)にみたされ目(め)をとめてこれを視(み) 十 い
ひけるハ噫(あゝ)すべてのいつはりと奸惡(かんあく)にてみてるもの惡魔(あくま)
の子(こ)すべての義(たゞしき)あくの敵(てき)よなんぢ主(しゆ)の直(なほ)なるみちをまげ
てやめざるか 十一 みよ主(しゆ)の手(て)いまなんぢのうへにありなん
ぢ瞽(めしひ)となりしばらく日(ひ)をみざるべしたちまちかれの目(め)にか
すみくらみて己(おのれ)をてびきせんものをもとめさまよへり 十二
こゝにおいてだいくわんこのありしことをみて主(しゆ)のをし
へにおどろきたれば信(しん)ぜり 十三 パウロおよびそのともな

るものパポスより舟出してパムフリアのペルゲにいたりここにてヨハネはこのものらにわかれてエルサレムにかへりき 十四 このものらはこゝより旅立てピシテアのアンテヨケにいたり安息日にくわいだうにいりてざしぬ 十五 律法とよげんしやの書をよみをはりしのち會堂のつかさたち人をもてこれらにいはせけるはひとびときやうだいよもし民にすゝむる言あらばいへ 十六 パウロたちて手をうごかしいひけるはイスラエルの人々およびかみをうやまふものよなんぢらきくべし 十七 このイスラエルのたみの神はわれらの列祖をえらびその民のエジプトの地にやどりをりしときこれをそだてて

うつはよき手をもつてこれらをそこよりみちびきいだ
し 十八 おほよそ四十年のあひだ野にてこれをいだきやしな
ひ 十九 またカナンの地の七族の民をほろぼしその地をこれ
らに嗣しめ 二十 のちおよそ四百五十年のあひださきだち
よげんしやサムエルのときまでこれに審士をあたへたまへ
り 二一 そののちかれら王をもとめければ四十年のあひだ
ベニアミンの支派キスの子サウロをあたふ 二二 後またこれを
うつしダビデをたてこれらの王となしこれをまぶるあ
は證していひたまへるいわれエッサイの子ダビデとい
へるわがこゝろにかなふ人をえたりかれはすべてわが旨

をなしとぐべし 二三 神はそのやくそくにしたがひて此の人
のすゑより救主いゑすをイスラエルにおこしたまへり 二四 そ
のきたるまへにヨハネ先イスラエルのすべての民にくいあらた
めのバプテスマをのべつたへたり 二五 ヨハネその職をお
こなひしときいひけるはなんぢらわれを誰とおもふやわ
れはその人にあらずわれよりのちにきたるものありわれは
その足の履をとくにもたらざるものなり 二六 ひと〴〵兄弟
アブラハムの子孫およびなんぢらのうち神をうやまふもの
よこのすくひの道をなんぢらにおくられたり 二七 それ
エルサレムにすめるものおよびその有司たちはキリストを

しらずこの事を罪にさだめて安息日ごとによむところのよ
げんじやのことばを成就せり　二八　且しぬべきゆゑをえ
ざれどもピラトにこれをころさんことをもとめ　二九　すでに
かれについてしるされたるすべてのことをなしとげたれ
ばこれを木よりおろして墓におけり　三十　されども神はこれ
をよみがへらせたまへり　三一　多日のあひだかれはガリラヤ
より己とともにエルサレムにのぼりしものにあらはれたまへり。
今この事のあかしを民にするものはそのひとびとなり
三二　われらもよろこびの音信をなんぢらにつぐ神はいゑすを
よみがへらせてせんぞたちに立たまひしやくそくをその

子孫(しそん)たるわれらに成(じやう)じゆせり 三三 すなはち詩(し)の第二篇(だいにへん)になんぢハわが子(こ)なりわれ今日(けふ)なんぢをうめりと録(しる)されたるごとし 三四 またくされに帰(き)せざる様(さま)にこれをよみがへらせることについてハ左(さ)のごとくいへり云(いふ)われダビデにやくそくせしところの頼(たのむ)べき恵(めぐみ)をなんぢらにあたふべしと 三五 このゆゑにまたほかの篇(へん)になんぢハその聖者(きよきもの)をくちさせしめずといへり 三六 それダビデハ神(かみ)のむねにしたがひその世(よ)にはたらきしのちねむりて列祖(せんぞたち)とともにおくられ遂(つひ)にくちたり 三七 されども神(かみ)のよみがへらせたまひしものハくちざりき 三八 されバ人々(ひとびと)きやうだいよこの人(ひと)によ

よりて罪のゆるしのなんぢらにつたへられるを知
三九 なんぢらモーセの律法によりて義とせらるゝことあたはざるすべてのつみも信ずるものはみなこれによりてゆるされ義とせらるゝなり
四〇 されバなんぢら愼よおそらくハ預言者のふみにいはれたることなんぢらにおよばん
四一 いはく藐忽ものよ視ておどろきうしなひよ。そハわれなんぢらの日にひとつの事をおこなはん人ことをなんぢらにつぐるともなんぢら信ぜざるべきものあり
四二 かれら會堂をいでんとせしとき次のやすみ日にもまたこのことばをのべよと請けり
四三 會あつまり散じておほくのユダヤ人およびその

ばしくはいりし神をうやまふひとびとパウロとバルナバにしたが
へりパウロバルナバこれらにかたりて恒に神のめぐみにをら
んことをすゝむ 四四 つぎのあんそくにちにいたり邑のひと
びと神のことばをきかんとて幾乎こぞりあつまれり 四五 その
おほくあつまれるをみてユダヤびと嫉妬をおこしこゝろにみた
せて争辯かつのゝしりまたパウロがいふところをおとしめり 四六
パウロとバルナバはゞからずしていひけるはそれ神のおとだ
いのあらばまづなんぢらにつぐべきなり然どもなんぢら
いたれば棄てつおのれらかぎりなき生命をうくべきことの
まあらぬと自らさだめたるなれば轉じていほうじんにむ

うつべし 四七 それ主かくわれらに命じたまへり。いはくなん
ぢ救となりて地の極までおよばんためわれなんぢを
たてゝいはうじんの光となせり 四八 異邦人はこれをきゝてよ
ろこびて主のことばをあがむ。およそかぎりなきいのちに
さだめられたるものは信ぜり 四九 こゝにおいて主の道あま
ねくこの地にひろまりぬ 五十 然るにユダヤびと神をうや
まふ貴婦だちおよび邑のおもだちたるひとびとのこゝろをう
ごかさせてパウロとバルナバをくるしめその境よりおひいだ
せり 五一 二人はこれにむかひ足の塵をうちはらひて
イコニヲムにいたれり 五二 こゝにおいてでしたちはいよいよ喜樂と

いづきうつ聖靈にみたされけり

第十四章 ふたりのもの イコニヲム において ともに ユダヤびとの會堂に いりて 道をはなして ユダヤびと およびギリシャびとをおほく信ぜしめけり 二 しかるに信ぜざるユダヤびといきうどんをおこしめて そのこころに 兄弟を あしくおもはしむ 三 このゆゑにひさしくここにとどまり主によりてちからば ことをはなす主はまたこれらの手にしるしとふしぎなるわざをおこなはしめてその恩の道をあかしせり 四 邑のひとびとふたつにわかれあるひはユダヤ人にくみしあるひは使徒たちにくみせり 五 かくて異邦人ユダヤびとおよびそ

の有司どもとゝもにさわぎたちこれをはづかしめ石にて
うたんとせしに六ふたりのものこれをしりてルカオニヤの邑な
るルステラデルベおよびそのまはりの地にのがれ七このところ
において福音をつたふ八ルステラにひとりの足よわきもの
坐しをりたりしがこのひとハうまれつきのあしなへにていまだあゆ
みしことなし九このひとパウロのかたるをきゝをりしが
パウロめを注てそのいやさるべき信仰あるを視十おほごゑ
にていひけるハなんぢのあしにてたゞしく立よ。かれおど
りあがりてあゆめり十一ひとびとパウロのなせしことをみて
聲をあげルカオニヤのことばにていひけるハ諸神ひとゝなりて

たちとなりてわれらにくだれり 十二 かれらバルナバをゼウス
とよびパウロはもろもろの説話をなせる人なるがゆゑに
ヘルメスとこれをよぶ 十三 ときにその邑前にあるところの
ゼウスの祭司うしと花かざりを門にもちきたりておほく
の人とともにいけにへをささげんとせり
十四 使徒バルナバパウロこれをききておのがころもを裂て
いでて大衆のなかに入さけび 十五 いひけるはひとびとよなに
ゆゑこのことをなすやわれらもまたなんぢらとおなじ
情をもてるところの人なりなんぢらに福音をつたふるはな
んぢらをしてこの虚妄をすて天と地と海およびそのうち

のすべてのものを造りたまへる活神にこゝろをあらためんが
ためなり 十六 すぎこし世には神すべてのいはうじんをその
自己がみちをあゆむことをゆるしたまひしかど 十七 まことにな
んぢらをめぐみて天よりあめをふらせゆたかのみのる時候を
あたへ糧食とよろこびをもてなんぢらのこゝろをみたし
めおのれをみづから證せざりしことなし 十八 この言をもてこの
からうじておほくの人のおのれにまつりて犠牲をさゝげんとする
をとゞめたり 十九 時にユダヤびとらアンテオケイコニオムよ
りきたりておほくのひとをすゝめ石をもてパウロをうち
しゝ既にしにたりとおもひ邑のそとにひきいだせり 二十 門

徒たちそのものをとりまきたるとき彼おきてまちにいり次の
日バルナバとともにデルベにゆけり 二一 かくてそのまちにて福
音をつたへあまたのひとをでしとなし。またルステラ イコニオム
アンテオケにかへり 二二 門徒たちのこゝろをかたうしそのつ
ねに信仰をまもらんことをすゝめ。またおほくの艱難をへて
われらが神のくにゝいるべきおもむきをおしふ 二三 かくてふ
たりの教會ごとに長老をえらび断食といのりをなし
前より信ぜしところの主にこれをゆだねまつり 二四 かれら
あまねくピシデアをへてパムフリアにいたる 二五 まづペルゲにて
道をつたへてアッタリアにくだり 二六 このところより舟にのりてアンテオケ

よせけるこゝハこのわざさきに神の恩にゆだねられ今とげしつとめをおこなはんとていでしところなり 廿七 すでにいたりて教會のひとびとをあつめおのれをたすけて神のなしたまへるすべてのことゝいはうじんのために信仰の門をひらきたまひしことをつぐ 廿八 かくてひさしく門徒らとゝもにこのところにとゞまれり

第十五章 ユダヤよりくだりし人々きやうだいたちにをしへけるハもしなんぢらモーゼの例にしたがひて割禮をうけずバすくはるゝことを得ず 二 これによりてパウロとバルナバおほいにこのものらとあらそひつゝ論ぜしかバきやうだいたち

おのことにつきてパウロバルナバおよびそのうちの數人を
エルサレムにのぼらせ使徒と長老たちにとはしめんことをさ
だむ 三 かくておいてこれら教會のひとびとにおくられいで
ピニケおよびサマリアを經ていはうじんの神に歸せしことを
つぶさにのべての兄弟をおほいによろこばしめたり
四 かれらエルサレムにいたるとき。けうくわいおよび使徒および長老
たちにむかへられおのれをたすけて神のなしたまひしことを
すべてのおもむきをいひつげしに 五 パリサイ宗のうちなる信者すうにん
起ていひけるはこれらにまでその人ならば割禮をほどこしこれに命
じてモーセのおきてを守らしむべし 六 使徒たちおよび

ちやうらうだちもこのことを議んためにあつまれり 七
あまたおほくの論ありしがペテロたちてかれらにいひけ
るはひとぐ兄弟よひさしきさきに神はわれをなんぢらの中
よりえらびて福音のことばをわが口よりいはうじんにきか
せかれらをしてこれを信ぜしめたまひしことはなんぢら
のしるところなり 八 その人のこゝろをしりたまふ神はわ
れらに聖靈をあたへしごとくかれらにもあたへてその證
をなし 九 まこと信仰をもてそのこゝろをきよめわれらとか
れらの間にすこしのちがひをなさゞりき 十 しかるに今なにゆゑに
われらの列祖もわれらも負あたはざる軛をでしたちの頸に

つけて神をこゝろむるや 十一 かれらのすくはるゝごとくわれらも主いゑすキリストのめぐみによりてすくはるゝことを信ずるなり 十二 爰においてひとびとみな黙してバルナバとパウロが神のおのれらをもて異邦人のうちにおこなひたまへる体徴とふしぎなるわざとをのぶるをきゝけり 十三 かれらがいひをはりしのちヤコブこたへていひけるは人々きやうだいよわれにきけ 十四 神はじめていはうじんを眷顧そのうちよりおのが名をあがむる民をとりたまひしことはシモンすでにこれを述し 十五 よげんしやの言これとあへり。その書にこのゝち我かへりてきたりたふれたるダビデの帳幕をふ

たゝびおこしその破壊のおとろへたるをふたゝびつくりてこれを建ん
たるべし 十七 これそのあまりの民およびまへてすべが名をも
てよばるゝいはうじんは主をたづねさせんためなり。此
すべてのことをおこなふ神これをいふ。と志るされたるが
ごとし 十八 神は世のはじめよりそのすべての所行を志りたまふ
ゆへに 十九 このゆゑにわれおもふ。異邦人のうちより神に歸
するものをわづらはさんはよろしからずと 二十 志かれども書
おこのむねをおくりて偶像にけがされたるものと姦淫とく
びりころしたるものと血とはいましむべし 二十一 そはいにし
へより安息日おのおの會堂にてモーセの書をよむものあるに

それをのぶるもの各邑にあれバなり○二二 こゝにおいて使
徒およぴ長老たち全會とともにそのうちより人をえらび
かれらをパウロ バルナバとともにアンテオケにつかはさんことを
定むそのえらバれたる人はきやうだいのうちのおもきもの
即ちバルサバとよばるゝユダおよびシラスなり 二三 かれらの
手よりおくりし書はいはく使徒ちやうらうおよび
きやうだいアンテオケ スリヤ キリキヤにをる異邦人のきやう
だいに安をとふ 二四 われらの命ぜざるものわれらのうちより
出いで言をもてなんぢらをわづらはしなんぢらのこゝろ
をみだしたるよし聞 二五二六 これによりてわれら心をおなじうし

人をえらびてわれらの愛するバルナバハウロとともにつかは
さんとさだむ。この二人はわれらの主いえすキリストの名の
ためにその命をもをしまざりしものなり 二七 われらユダと
シラスをつかはしかれらの口よりおなじ事をのべしめん
とす 二八 それ聖靈とわれらと左の肝要なるもののほかにはお
もにをもなんぢらにおはせじと定たり 二九 すなはち偶像にさ
さげしものと血としめころしたるものと姦淫とをいま
しむべし。これらのことをなんぢらみづから慎まば善
ねがはくはなんぢらおだやかなれ 三十 かれらつかはされて
アンテオケにいたり衆をあつめてかの書をわたせり 三一 ひとびと

かれをよみその勸をうけてよろこべり 三二 ユダとシラスも
また預言者なればおほくのことばをもて兄弟をすゝめこ
れらを堅うせり 三三 かくてふたりのもの志ばらくくらして
まとゞまり後きやうだいたちに安然を祝されそのおのれ
をつかはせしものゝもとにかへされたり 三四 パウロとバルナバ
もアンテオケにとゞまりその餘のおほくの人とゝもにをし
へをなし主のことばをのべつたふ 三五 數日のゝちパウロ
バルナバにいひけるはわれらさきに主のことばをのべしと
ころの諸邑にまはりゆきて兄弟のありさまをいざ訪べし 三六
さてバルナバはマコとなづくるヨハネをもともなはんとお

もへり 三七 然どもパウロハさきにパムフリアにておのれより
はなれはたらきのため共にゆかざりしこのマコをともなふ
ハよからじとおもひしによれり 三八 遂にふたりのなかにはげ
しきあらそひおこりて相わかれてバルナバハマコをともなひ
クプロにわたれり 三九 パウロハシラスをえらび兄弟よりお
のれを主のめぐみに托られていでたち 四十 スリヤ及びキリキヤ
をめぐりて諸きやうくわいを堅固せり

第十六章 かくてパウロハデルベおよびルステラにいたれり。こゝ
にテモテといへる門徒あり。その母ハユダヤ人信あるをんな
にてその父ハギリシヤ人なり 二 かれハルステラ イコニオムの兄

弟(でい)らのほまれを得(え)たり 三 パウロこれをたづさへてゆかんことを欲(のぞ)みそのところにをるユダヤ人(びと)のためにかれに割禮(かつれい)をおこなへり そは人々(ひと〴〵)みなこれが父(ちち)のギリシヤ人(びと)なるをしればなり 四 かくて諸邑(まち〳〵)をまはりエルサレムにある使徒(しと)および長老(ちやうらう)たちの定(さだめ)たるいましめをまもらせんとてこれをその人々(ひと〴〵)にさづく 五 これによりて諸教會(しよけうくわい)のしんかうかたくなりそのかずも日々(ひび)にましぬ 六 これらフルギヤとガラテヤの地(ち)をすぎしときアジアにて道(みち)をのぶることを聖靈(せいれい)にとどめられ 七 つひにムシアにいたりビテニアにゆかんとせしが耶蘇(いゑす)の靈(みたま)これをゆるさざりければ 八 これらムシアをへて

トロアスにくだれり 九 こゝにてパウロ夜においてひとりの
マケドニヤ人たちておのれにねがひマケドニヤにわたりてわれ
らを助よといふをまぼろしに見たり 十 かれが異象にあれ
をみしのちわれらおもへらく主のわれらを召てマケドニヤ人
に福音をのべしめんとわれらをめしたまふことをおしは
かりて直にマケドニヤにゆかんとせり 十一 さるにおいてトロアス
よりふねにのりて真直にはせてサモトラケにいたりその次日
ネアポリスにゆき 十二 かしこよりピリツピにいたるピリツピは
マケドニヤの一のわかれのうちなる名ある邑にしてろまの
ち植民地なりわれら数日このまちにとゞまれり 十三 安息日

にわれらまちをいでゝ河のほとりなる常はいのりをせると
ころにゆき坐してあつまれる婦女たちにかたりしに 十四 紫
布をあきなふテアテラのまちの商にて神をうやまふルデヤ
と名くるをんな聞をりしが主その心をひらきてパウロ
のいふことをきかしめたまふ 十五 この婦その
家族とともにバプテスマをうけ求ていひけるはなんぢら若
し主を信ずるものとわれをせばわが家にきたりてとゞまれ
と強てわれらをいざなひたり 十六 われら祈禱所にゆけると
きうらなひをなせる靈につかれたるひとりのをんなの奴隷わ
れらに遇これはうらなひをなしてその主におほくの

利をえさせしものなるが 十七 パウロとわれらのあとにつきてさ
けびいひけるは此ひとびとはいとたかき神の僕にて
救道をわれらにしめすものなり 十八 此の娘かくすることひ
さしかりければパウロこれをうれへふりかへりて靈にいひ
けるはわれ耶穌キリストの名によりてなんぢに命ず此のを
んなよりいでよ靈たちどころに出去ぬ 十九 こゝにおいてそのあ
るじたち利ののぞみのきえされるをさとりてパウロとシラスを
ひきらへ市場にひきて有司たちにいたれり 二十 これを上官の
まへにひきていひけるは此のひとびとはユダヤ人にて
してわれらの邑をみだし 二一 ロマ人たるわれらの受るべから

び行ふべからざる習俗をつたふるものなり 二二 大勢のものひとしくたちてこれらを攻つのさいその衣をはぎ命じてこれをむちうたしむ 二三 おほく杖てのち獄にいれこれをかたくまもれと獄吏にめいぜし 二四 ひとやもりかくのごとき命をうけしにより彼等をおくなるひとやにいれて桎をかけたり 二五 このとき夜半ごろパウロとシラスいのりをなしうたをうたひ神を讃美せり。めしうどども耳をかたふけてこれをきゝおりしが 二六 にはかにおほいなる地震ありてひとやの基ふるひすべての門ことごとくたゞちにひらけ毎その囚人のなはとけたり 二七 ひとやもり目をさまし獄門のひらけたる

げてめしうど已ににげしとおもひ刀をぬきて自殺せん
としければ 二八 パウロおほごゑにてよばはりいひけるはみづ
から傷(そこなふ)なかれわれらみなここにあり 二九 そのとき彼(かれ)あかりを
もとめておどりいりて戦慄(をののき)てパウロとシラスのまへにひれ
ふし 三十 かれらを外(そと)につれいだしていひけるは君(きみ)よわれすく
はれんためには何(なに)をなすべきや 三一 かれらいひけるは主(しゆ)い
エスキリストをしんぜよさらばなんぢおよびなんぢの家
族(ぞく)もすくはるべし 三二 つひにこれおよびその家(とく)のすべての
ものに主(しゆ)のことばをつたへけり 三三 その夜(よ)の即時(そのとき)これらをとり
といざなひその杖傷(うちきず)をあらひてたゞちにその家族(かぞく)とゝも

にみなバプテスマをうけ 三四 且かれらをおのがいへにつれき
たりて食物をその前にそなへすべての家族とともに神を信
じてよろこびあへり 三五 夜あけにいたりてつかさたち下吏をつ
かはしいはせけるはかの人々をゆるせと 三六 獄吏このこ
とばをパウロにつげていひけるは上官なんぢらをゆるせ
といひつかはせり。されば今いでてやすらかにゆけ 三七 パウロ
かれらにいひけるはわれらロマ人なるに罪をさだめずし
て公然にわれらをむちうち且ひとやにいれしが
いまひそかにいださんとするか。よろしからずかれら自ら来
たりてわれらをいだすべし 三八 下吏この言をつかさの

さむらひはつげられしこのものらそのロマ人なるをきゝておそれ

三九 来てこれらはこゝよりいでんことを求つひにいだしてまたその邑をさらんことをねがひたり

四十 二人のものひとやをいでルデアのいへにいり兄弟たちにあひこれに勸をなしていでさりぬ

第十七章 かくてかれらはアムピポリスおよびアポロニヤを經すぎてテサロニケにいたる。こゝにユダヤびとの會堂あり

二 パウロ常のごとくかれらのなかにいり三回あんそくにちごとに聖書にもとづきてかれらと論じ

三 キリストのかならずくるしみをうけ死よりよみがへるべきことをとき又わがなんぢ

らは伝ふるところの此の耶蘇(いゑす)はすなはちキリストなるこ
とをときあかせり 四 ここにおいてその中のひとびと信(しん)じて
パウロとシラスにつけり。また神(かみ)をうやまふギリシヤ人(びと)のこれ
につけるものおほく貴女(たふときをんな)もすくなからざりき 五 しかるに
ユダヤびとおのれを妒(ねたみ)いちばにをる匪類(わるものども)をかたらひむれをなし
して邑(まち)をさわがせパウロとシラスを民(たみ)のまへにひき
いださんとてヤソンの家(いへ)にきたりしが 六 このものどもを見いだ
さざりければヤソンおよび数人(すうにん)のきやうだいを邑宰(まちづかさ)のま
へにひききたりておほごゑにいひけるは天下(てんか)をみだせし
のものどもここにまできたれり 七 ヤソンはおのれをおくの

つれたり此ひとびとハみな耶穌といふ他の王ありといひて
カイザルの命にそむくものなり 八 大衆と邑のつかさだち
これをきゝて心をいたましむ 九 つかさらハヤソンおよびその
餘のひとびとより保状をとりてゆるせり 十 きやうだ
いだち夜の間にいそぎパウロとシラスをベレアにさらしむ。
これら彼處にいたりてユダヤびとの會堂にゆけり 十一 あの
ところの人々もテサロニケのものよりハ性情よきがゆゑに
よろこびて道をきゝこのくのおぼこきこと果してあるやなきや
をしらんとて日々に聖書をさぐれり 十二 これゆゑにそのう
ちの人おほくこれを信ずまたギリシヤの貴女および男子

のしんじたるものもすくなからざりき 十三 テサロニケのユダヤ
びとらハ神の道のパウロによりてベレアにもほどこされし
をしりてきたり彼處(かしこ)にいたりてひとびとをさわがしめたり 十四 こゝ
においてきやうだいたちたゞちにパウロを海(うみ)にゆかしむ。されども
シラスとテモテハなほそのところにとゞまりぬ 十五 パウロをとも
なひし人の彼(かれ)をたづさへてアテンスにいたる。その人々(ひとびと)
パウロよりシラスとテモテに速(すみやか)にきたらしめよとの命(めい)をう
けていでたてり 十六 パウロアテンスにありてこれらをまてる
ときその邑(まち)こぞりて偶像(ぐうざう)にほうずるを見て甚(いた)くこゝろをい
ためたりき その ゆゑに會堂(くわいだう)においてユダヤ人(びと)および神(かみ)を

うやまふひと〻と論じまた日々いちばにおいてそのあふと
ころのものとろんぜり 十八 ときにエピクリアンおよびストイクの
理學者あまたかれとあらそひけるがある人いひけるはこれ
囀唄のなにをいはんとするものぞまたあるひといふこれは
あらたなる鬼神をつたふるものとおもはるとそはパウロこれら
に耶穌およびよみがへりをのべつたへしが故なり 十九 かく
てかれをひきつれアレオ山にゆきていひけるはなんぢが
かたるところのあたらしき敎をわれらしらせらるゝ
ことを得るや 二十 なんぢの異聞をわれらのみゝにいれしが
ゆゑにわれらそのなにたるをしらんとほつすなり 二

すべてのアテンスびとおよびその地にやどれる人はたゞ
あたらしきことをつげ或はきくことのみにその日をおく
れり 二二 パウロアレオ山のまなかにたちていひけるはアテンスの
人よわれなんぢらが事ごとに鬼神をうやまふのはなはだ
しきを観る 二三 それわれみちをゆくときなんぢらが敬拝するところの
ものをみしにしらざる神にとほりつけし一の祭壇をみい
だせり。ゆゑになんぢらがしらずしてうやまふそのものを
われなんぢらに示さん 二四 それ宇宙とそのうちのあらゆる
ものをつくりたまへる神かれ天地の主なれば手にてつ
くれる殿にはすみたまはず 二五 このかたはすべてのものに生命と氣

息と萬物をあたへたまへばなにものにもとぼしきことなし人の
手にてつくられるものにはあらず 二六 また一の血脉よりい
でしすべての民をおこし地の全面にすまはせあらかじめ
その時期とすむところの界とをさだめたまへり 二七 こは人
をして神をもとめしめこれがあるひはさぐりうることを
あらしめむためなり。されども神はわれらおのおのをはなるるこ
と遠からざるなり 二八 それわれらは彼によりて生き動き
またあることをうるなり。なんぢらの詩人たちもわれらはその
の子なりといひしがごとし 二九 かくわれらは神のすゑなれ
ばそのかみを金銀または石など人の工と巧をもてつくれ

るものとひとしくおもふべからず 卅 さきに蒙昧なりしとき
を神あれをみすぐしにたまひしが今はいづこの人にも
みなくいあらたむるべしと命じたまふなり 三一 そハ神
はそのたてしところの人によりて義をもて世をさばくべき
日をさだめおのこらはつひに彼をよみがへらせて其の
證をもろもろのひとにあらはしたまへばなり 三二 このひとら死たる
もののよみがへりのはなしをききて ある人ハあざけりをる
ひとはわれらこの言をふたゝびなんぢにきかんといふ 三三
かくてパウロかれらの中よりいでさりぬ 三四 されど數人
このひとにつきそひて信ぜりその中にはアレオやまの裁判人デオヌシオ

およびダマリスと名づくるをんなまたその外の人もかれと
ともにありき

第十八章 そののちパウロはアテンスをはなれてコリントにいたる
二 このごろイタリヤよりきたりしものにてポントにうまれ
しアクラとなづくるユダヤ人およびその妻プリスキラにあ
ひてそのもとにいたれり これらがこのごろイタリヤよりきたりしはそ
もクラウデヲユダヤ人はことごとくロマをされと命ぜしによ
りてなり 三 これその業とおなじくするによりてかれらとと
もにとゞまりて工銭なしぬそのげふは帳幕をつくるもの
なり 四 かくてパウロは安息日ごとにくわいだうにおいて

論じユダヤ人とギリシヤびとを勸めり 五 シラスとテモテマケドニヤよりくだりきたるときパウロユダヤびとにむかひて耶穌のキリストたることをあかし志道をつたふるにとゞまることなかりし されども 六 志かるにユダヤ人これにさからひて謗しきよりてパウロ衣をふるひてこれらにいひけるはなんぢらの血はなんぢらの首に歸すべしわれハ咎なしいまより異邦人にゆかんと 七 つひにこゝをさりてユストといへる人のいへにいる。この人ハ神をうやまふものにてその家ハくわいだうにちかくなりき 八 くわいだうの宰クリスポおよびその家族みな主を信じぬ。またおほくのコリントびとも道をきゝて信じてバプテスマを

うけしものもおほかりき 九 主よる夜まぼろしにパウロに
こうをたまひけるハおそるゝなかれ黙せずしてかたるべ
し 十 そハわれなんぢとともにあれバなんぢを害せんとて
せむるものなし。かつこの邑にわがおほくの民あり 十一 ここ
においてパウロ一年と六ケ月のあひだこれらのなかにとゞまり
て神の道ををしへたり 十二 ガリヨ アカヤの代官たりしとき
ユダヤ人こゝろをあはせてパウロをせめこれを裁判所に
ひきゐて 十三 いひけるハこの徒ハおきてにそむきて神を
をがむことを人にすゝむるものなり 十四 パウロ口をひらか
んとせしとき ガリヨ ユダヤびとにいひけるハ ユダヤ人よ

もし不義奸惡のことならバわれがなんぢらより聽ハことわりなり 十五 しかれどももし言語あるひハ名字およびなんぢらのおきての論ならバなんぢらみづからこれを理べしわれかゝることの審士たるをこのまず 十六 かくてこれらをさいばんしよりおひいだせり 十七 こゝにおいてもろもろのギリシヤびと會堂のつかさなるソステネをとらへ裁判所のまへにてむちうてり。ガリヨハさらにこのことを意とせざりき 十八 パウロこのところになほひさしくとゞまり後きやうだいにいとまをつげてプリスキラおよびアクラとともに舟にてスリヤにわたる。これケンクレアにあらかじめ誓願によりて

髪をそれり。かれエペソにいたりて二人をそこにとゞめおき
きみづから會堂にいりてユダヤびとゝ論ぜり 二十 衆かれがひ
さしくとゞまらんことを請たれどもうけがはずして 二十一 い
とまをつげていひけるはわれこのきたらんとする節を必
エルサレムにおいて守らざるをえず。されどまた神ゆるしたま
はゞふたゝびなんぢらに返るべしとつひに舟出して エペソ
をさりてカイザリヤにつき。それよりエルサレムにのぼりて教會の
安否をとひてのちアンテヲケにくだり 二十三 それよりしばらくこのところ
ろに住てまたいでたちガラテヤおよびフルギヤの地をつぎつく
に經てまはりてその門徒たちをかたうせり 二十四 ここにアレキサンデリア

にうまれしユダヤびとにて辨才あるもの聖書に達したる
アポロとなづくる人エペソにきたれり 二五 この人はやくより
主の道のをしへをうけ且こゝろを熱して耶穌のことを
つまびらかにをしふされどたゞヨハネのバプテスマをしれる
のみ 二六 これはじめてこの會堂においてはゞからずかたり
けれバプリスキラとアクラこれをきゝてこれをおのが家に
まねき神のみちをなほつまびらかにときあかせり 二七
アポロアカイアにゆかんとせしかバ兄弟ども書をおくりて
でしたちにかれをうけいれんことを勸めけりいたりて
は恩によりて信ぜしものをおほいにたすけたり 二八 それこれ

聖書をひきて耶穌のキリストなることをあかしゝひとぐの
まへにてユダヤびとを甚くいひふせたればなり

第十九章 アポロのコリントにをるときパウロ東のかたの地
をへてエペソにきたりある門徒にあひて
二 かれらにい
ひけるはなんぢら信者となりしとき聖靈をうけしや。こた
へけるはわれらは聖靈のあることをきかざりき
三 パウロ
いひけるはさらばなんぢらバプテスマをうけて何にいれら
れしや。こたへけるはヨハネのバプテスマにいれられたり
四
パウロいひけるはヨハネはまことに悔改のバプテスマをほどこし
民にむかひてわれののちに來者すなはち耶穌キリストを

しんぜよといへり 五 かれらこれをきゝてバプテスマをうけて主いえすの名にいれらまつり 六 パウロ手をそのうへにおきかれを聖靈、かれらに臨みなことなるもろゝの方言にてかたりつゝ預言せり 七 その人およそ十二人なりき 八 パウロ會堂にいりてはゞからずして神の國のことをろんじのへつゝすゝめて三ケ月をへたり 九 しかるにかたくなにしてあれらを信ぜざるひと〴〵ありおほくの人のまへにてその道をそしりければパウロはかれらをはなれて門徒たちをもはなれさせて日々テラノスといへる人の講堂において論ぜり 十 二年のあひだこのくにゝをるものはユダヤびともギリシヤ人もすべてアジア

までみなことごとく主のことばをききぬ 神もパウロの
手よりてたゞならぬふしぎのわざを行たまへり 十二 さる
そちパウロのからだにふれたる汗巾あるひは襷衣をとりもて
やめるものゝまへつけたれば病はさりて悪鬼もいでさり 十三 こゝ
に諸所をめぐりてまじなひをなせるユダヤびとあり悪鬼
につかれたるものにむかひ試に主いエスの名をよびてい
ひけるはわれらパウロがのぶるところの耶穌によりてな
んぢはいでんことをちかはしむ 十四 かくなせるものはユダヤ
人なるスケワといへる祭司のをさの七人の子なり 十五 悪鬼こ
たへていひけるは耶穌をわれしりパウロをもしれりさ

れどなんぢらハ誰ぞや　夫悪鬼につかれたる人かれらのう
へにとびかゝりかれらにかちておしふせたれバかれら傷
つけられはだかにてその家をにげさりしが　このことエペソ
にすめるすべてのユダヤびとギリシヤ人にきこえしかバこの
かれらみなおそれをいだきぬ　また主イエスの名あがめられ
たり　十八　おほくの信ぜしものゝうちおほくきたりて自らいひ
あらはしその行ことどもをうつたへけり　十九　またさきに魔術を
おこなひつるおほくのものどもその書籍をあつめひとびと
のまへにてやけりその價をかぞへて銀五万なることを志
れり　二十　かく主の道ひろまりて勝をうることいくのおほし　二十一　お

のことのをはりしのちパウロはマケドニヤおよびアカヤをすぎエルサレムにゆかんとこゝろをさだめいひけるは我(われ)かしこにゆきてのちこのなほロマをも見(みる)べし
二二 すなはちおのれにつかふるもののうちテモテとエラストの二人(ふたり)をマケドニヤにつかはしおのれはしばらくアジアにとゞまりぬ
二三 このときその道(みち)につきてひとかたならぬさわぎおこれり
二四 そこにひとりの銀工(ぎんさいくにん)あり名(な)をデメテリヲといふこれアルテミスの銀龕(ぎんづし)(ギンヅシ)をつくりさいくにんらに利(り)をえせしめしものなりしがあるとき
二五 その工人(さいくにん)およびおのがたぐひの業(すぎはひ)のものをあつめていひけるはひとびとよわれらの富(とめる)はこのなり

ちひはよをうることなんぢらの知ところなり 二六 このパウロ手をもてつくれるものハ神にあらずといひておほくの人をすゝめまどはしたゞにエペソのみならずほとんどアジア中におよぼせり。これまさになんぢらの見ところ聞ところなり 二七 かくてたゞわれらの業のかろしめらるゝあやぶみあるのみならずアジアおよび天下あがめたつとむるところのおほいなる女神アルテミスの宮もなみせられその威光もまさにほろぶべし 二八 これらのもの聞てはなはだしく怒さけびいひけるは大なるかなエペソびとのアルテミスよ 二九 こゝにおいて擧邑おほいにみだれパウロの同行なるマケドニヤ人

のガイウスとアリスタルコをとらしくこのれらさいぞきまぞせて戯(シバ)
園(ゐん)におしいれり 三十 パウロその人々(ひと〴〵)のなかにはいらんとせし
に門徒(でし)たちこれをゆるさゞりき 三十一 またアジアの祭(まつり)をつか
さどるもののうちにこれとしたしきものどもありて人(ひと)を
このもとにつかはしそのみづから戯園(ぎゑん)にいらざらんことをも
とめたり 三十二 その時(とき)あるひとは彼(かの)ことをいひあるひとは此(この)
ことをいひさけべり。その會衆(あつまり)みだれて大半(おほかた)はなにのため
にあつまれるかをしらざればなり 三十三 こゝにおいてユダヤ
人(びと)アレキサンデルはいでんあるをすゝめられぞあるひと群集(ぐんじゆ)
のうちよりこれをおしいだしぬ。アレキサンデル手(て)をうごかし

民(たみ)にむかひて事實(ことわけ)をつげんとせしが三四これらその ユダヤ
人(びと)たるをしるときみなおなじく聲(こゑ)をあげて大(おほい)なるか
な エペソ ひとの アルテミス よと二時(ふたとき)ばかりのあひださけびあ
へり 三五 書記官(しよきやく)ひとびとをしづめていひけるは エペソ の人々(ひとびと)よ
あの エペソ ハ天(てん)よりおちしおほいなる アルテミス のみやにつ
かふる邑(まち)なるをしらざるものあらんや 三六 この事(こと)をいひけ
すことあたはざれバなんぢらおだやかにしてみだりに事(こと)
をなすべからず 三七 そはこのひとびとはみやの盗賊(ぬすびと)にもあら
ずなんぢらの女神(をんながみ)をそしれるものにもあらずしかるになん
ぢらこれをひききたれり 三八 デメテリヲ およびともにあるこ

の日(ひ)ありて法代官(だいくわん)あればたがひにうつたふべし 三九

もし他(ほか)の事がらについてもとむる事あらば律法(おきて)にかなふあつまりにおいてさだむべし 四十 われら今日(けふ)のさわぎについて訴(うつた)へられんことをおそる。それこの聚集(あつまり)についていひひらくべきこともなければなり 四一 如此(かく)いひてあつまりをちらせり

第二十章(だいにじふしやう)

騒擾(さわぎ)のやみしのちパウロは門徒(でし)たちをよびわかれをつげマケドニヤにゆかんとていでたちぬ 二 それ地(ち)方を經(へ)おほくのことばをもてひとびとをすゝめギリシヤにいたる 三 あり

は三ケ月とゞまりて後スリヤにわたらんとせしときユダヤ
人これを害せんとはかりければマケドニヤをすぎてかへら
んとこゝろを定めたり 四 これとともにアジアまでいたり
しものはプロスの子ベレアのソパテルおよびテサロニケびとの
アリスタルコとセクンド デルベのガヨスとテモテまたアジアの
テキコとトロピモなり 五 このともがらはさきだちゆきて
トロアスにおいて我儕をまてり 六 たねいれぬ餅のいはひの
のちわれらピリピより舟出して五日めにトロアスにいたりて
このところに七日とゞまれり ○ 七 一週の
はじめの日われらパンをさくために集りしがパウロつぎの

日いでたゝんとおもひこれらに道をかたりつゞけて夜半にいたれり 八 これらがあつまれる樓におほくの燈ありき 九 ユテコとなづくるひとりのわかきもの窓にこしかけて坐しいたくねぶりをりしがパウロの道をかたれることひさしかりければかれねむりにねむりて三階よりおちつ。おこれをたすけおこせしにはやすでに死たり 十 パウロくだりてそのうへに伏かれをいだきていひけるはなんぢらうれへさわぐなかれこの人のいのちはうちにあり 十一 かくてパウロまたさのぼり餅をさきてくらひ久しくこれらとかたり夜あくるにおよびていでたてり 十二 ひとびとかの少年をたづさへきてその活る

をみてちからずなぐさめを 十三 さてわれら舟にのりさきだ
ちてアソスにわたりそのところにてパウロをのせんとせり。そ
ハこれ陸よりゆかんとみづからこのくハさだめしなり 十四 この
れアソスにおいてわれらにあひたればこれをのせてミテレネ
にいたる 十五 かしこより舟出してつぎのひキヨスの對にいた
りてまたつぎの日サモスにつきトログリヲムにとまる。次日ミレトス
にいたれり 十六 それパウロアジアに時をつひやさゞるために
ふねにてエペソをすぎんと意をさだめしがゆゑなり。このくさ
ざめしハ彼なるべくはペンテコステの日エルサレムにあるをえ
えんといそぎたるによる 十七 このくてこれんミレトスよりをエペソ

は使をはしてけうくわいの長老たちをよびよせ 十八 かれ
らがきたりしときパウロかれらにいひけるはわがアジアに來(きた)り
し初日(はじめのひ)よりつねになんぢらのなかにありて行(おこなひ)しことは
なんぢらがしるところなり 十九 すなはち我をあそのこころに
謙遜(へりくだり)をつくしなみだをながしユダヤ人(びと)のねたみによりて艱難(かんなん)
にあひて主(しゆ)につかへ 二十 益(えき)あるおしへのことはとあらはすことなくこ
れをのべて或(あるひ)はひとびとのまへあるひは家々(いへいへ)においてなん
ぢらをさとし 二十一 神(かみ)にむかひてくいあらためと主(しゆ)イエス
キリストにむかひての信仰(しんかう)はなきことをユダヤ人(びと)またギリシヤ
びとにあかせり 二十二 今(いま)われこころせまりてエルサレムにゆく。この

しこにて遇ところいかんとしらず 二三 たゞ聖靈まちごとに
まれは志めしていふ縲絏と患難われをまてりと 二四 しかれ
どもわれはわがゆく道をみちと主いゑすよりうけし職す
なはちかみの福音をあかしまつるおもむきをとげんためにはわが生命
をもおしみもせざるなり 二五 今われ知なんぢらのうちを廻め
ぐりて神國をつたへ宣しわが面をふたゝびなんぢらふたゝ
びみざるべし 二六 このゆゑにわれ今日なんぢらに證をすべ
てのひとの血においてわれはいさぎよくしてあづかるこ
となし 二七 それわれ神の旨をかくすところなくあまねくな
んぢらにつげたればなり 二八 ゆゑになんぢらみづから慎み

へなんぢらこの聖霊はたてられて監督となれるその全群と
つゝしみ主のおのが血をもて買たまひしところの教會と
やしなふべし 二九 そはわがさらんのちその群をゝしまざ
るあらき狼なんぢらの中にいらんことを志れるなり 三十 亦
なんぢらのなかよりも門徒たちをおのれに志たがはせん
とてよこしまなる言をいひいだすものおこらん 三一 この故
になんぢらこゝろせよ。わが三年のあひだよるもひるもた
えず涙をながしておのおのをいましめしことを記憶べし 三二 兄弟
よなんぢらの徳をたて且すべてのきよめられしものゝな
かにおいて業をなんぢらにあたふるちからある神および

その恩恵（めぐみ）のおことばに今（いま）われなんぢらをゆだぬ 三三 われ人（ひと）の金銀（きんぎん）衣服（いふく）をむさぼりしことなし 三四 わがこの手（て）はわれおよびわれとともにありしものゝ需用（もちゐ）にそなへしことなんぢらがしるところなり 三五 われなんぢらもかく勤労（つとめ）てよわきものをたすけ。また主いゑすのいひたまへる受（うく）るよりも与（あたふ）るはさいはひなりとのおほせをこゝろに記（しる）べきをすべての事（こと）においてしめせるなり 三六 パウはこのくかくいひて曲跪（ひざまづき）すべてのものとゝもにいのれり 三七 かれらみなおほいになげきパウロの頸（くび）をいだきてこれと接吻（くちつけ）しそのふたゝびわが面（かほ）を見（み）まじといひしことばによりてわけても憂（うれひ）をなしかれを送

舟までともなへり

第二十一章 われら強てこれらにわかれ舟にのりて眞直にコスにいたり次日ロドスにゆきかしこよりパタラにいたり 二 ヒニケにわたるふねに遇ければのりていで 三 クプロを望みてこれを左にすぎスリヤにわたりてツロにつけりそはそのところにてふねの積荷をおろさんとすればなり 四 こゝにてわれら門徒たちをとひそこに七日とゞまれりこれら靈にかんじてパウロにエルサレムへゆくなかれといふ 五 されどすでに七日をすごしければわれらいでたちて途につくこのときその妻孥とともにわれらをおくりて邑外にまでいたりしがとも

に岸にひざまづきていのり 六 互にわかれをつげをはりて
のちわれらは舟にのぼりかれらはその家にかへれり 七 われ
らツロよりトレマイにいたりそこにて舟路をはりぬかくて兄
弟たちの安否をとひかれらとともに一日とゞまり 八 次日
いでたちてカイザリヤにいたり福音をつたふるピリポの家
にいりてこれとともにとゞまる。このピリポは七人の一人なり 九 こ
れに預言する四人のむすめありみな處女なり 十 われら數
日ここにとゞまれるときアガボスと名くるひとりの預言者
ユダヤよりくだりて 十一 われらにきたりてパウロの帯と
りておのれの手足をしばりていひけるはこのごとく

エルサレムにあるユダヤ人かくのごとくこのおびのぬしをしばりて異邦人
の手にわたさんと聖靈いひたまへり 十二 このことをきゝて
われらとこの地のものともにパウロにエルサレムへのぼるな
かれとすゝめしに 十三 パウロこたへけるはなんぢらなんぞ哭
てわがこゝろを摧やぶる主いゑすの名のためにはたゞに
しばらるゝのみならずエルサレムにて死ることも甘んずるところ
なり 十四 かれすゝめをいれざりければわれら主の旨のごとく
なれといひて止ぬ 十五 そのゝち數日をへてわれら行装をなし
エルサレムにのぼれり 十六 カイザリヤのでしたちも數人われらと
ともにゆきてわれらをクプロのナソンといへる老門徒のもと

とまやどりせんとてその家にともなひいたりぬ 十七 われら
エルサレムにいたりければ兄弟たちよろこびてわれらをむかへの
ふ 十八 つぎのひパウロわれらとともにヤコブの家にいたりしに
長老たちみなあつまりをれり 十九 パウロわれらの安否をとひ
うら神のおのれを用ていはうじんのなかに行たまひしこ
とを一々つげたれば 二十 かれらこれをきゝて主をあがめかれ
にいひけるは 兄弟よなんぢユダヤびとの信ぜしもの幾
萬なるをしる これらもみな律法に熱心なるものなり 二十一 な
んぢ異邦人のなかにをるユダヤ人にをしへてモーセをそ
むかしめうつ兒子にかつれいをおこなふなかれ例にしたがふ

ふなかれといへるとつぐるそのおしへらるゝことをきゝたり
二二 今いかゞすべきぞおほくの人々なんぢのきたれるを
きゝてかならずあつまらん 二三 その故になんぢわれらがい
ふところをおこなへ。われらは誓願のもの四人あり 二四 なん
ぢこの人々をたづさへ。かれとともにきよめのおきてをなし代
てその費をあがなひかれらは髪をそることをえせしめよ。
さらば人々なんぢにつきてきゝしところみな虚にしてな
んぢも律法をまもりておこなへることをしるべし 二五 信じ
たる異法人にはわれらまへに書をおくりてかゝるた
ぐひはさらには守るにはおよばずたゞ偶像にさゝげしものと

血とくびりころせしものおよび姦淫とをはなれしむべしと
さだめたり 二六 このときパウロは次日かのひとびとをたづさへて
これとともにきよめおこなひをなし且これら各々のために供
物とさゝぐべきあるべし その期まできよめの日をは
たさんことを殿にいりてつぐ 二七 七日をはらんとするとき
アジアよりきたりしユダヤびとパウロのみやにをるを見てす
べての民をさわがしめかれをとらへ 二八 さけびけるは
イスラエルの人々われらをたすけよこれは人をあまねく教を
つくしこの民と律法とこの處にさからふものなり且ギリシヤ
人をもひきて殿にいりこのきよきところをけがしたり 二九

そはこれらさきにエペソ人トロピモといへるものゝパウロとと
もに城下にあましどらてパウロかれとみやにひきいれし
とおもへるなり 三十 ちくにおいて擧邑さわぎたち人々かけ
あつまりてパウロをとらへこれを殿よりひきいだしたれば
たゞちにその門をとぢたり 三一 これらまさにパウロをころさ
んとせしときあまねくエルサレムみだれたりとのうわさ千夫
の長にきこえければ 三二 これたゞちに兵卒と百夫の
かしらどもをひきゐてこれらのもとにはせくだれり。これら
千夫の長と兵卒とをみてパウロをうつことをやむ 三三 その
とき千夫の長ちかよりてパウロをとらへ命じて二のく

さりをもてこれをつながせ。そは誰たるものなにごとをなせしこの
ことをたづねしに 三四 おほくの衆中あるひとハこのことをいひ
或ハかのことをいひさけび。みだれまじりて千夫のかしら
その實情をしることあたはざりしゆゑに命じてこれを陣
營にひきゆかしめけり 三五 三六 おほくの人々あとにしたがひて
これをころせとよびさけびおしせまるに。階におよ
べるとき兵卒パウロをかつぎて 三七 パウロひきいれられて陣營にいら
んとせしとき。千夫の長にいひけるハわれなんぢにか
たらんことをゆるすやいなや。彼いひけるハなんぢギリシヤのこと
ばをしるや 三八 なんぢハさきに亂をおこし四千人の凶徒を

ひきゐて野にいでしエジプト人ならずや パウロいひけるハ
われハキリキヤのタルソにうまれしユダヤびとにて鄙邑の
たみにあらず ねがはくハ民にかたることをわれにゆるせ
卌 せんいんの長あれをゆるしければパウロきざはしの上
にたち民にむかひて手をうごかしそのおほいにしづまれ
るときヘブルのことばをもてこれらにかたりて

第廿二章

ひとぐ兄弟および父たちよ請ふ今わがの辯んとす
る事實をなんぢらきけ 二 かれらそのヘブルのことばをもて
語るをきゝていよ／＼しづまれり 三 パウロいひけるハわれハ
ユダヤ人にてキリキヤのタルソに生れしかしてこの邑のガマリエル

の足下までそだてられ先祖のおきてそのまゝなる律法によりて
をしへられ神に熱心なりしこと今日のなんぢら皆て
のことの如くなりき 四 われさきには此の道のひとを男女と
もえらぶことなく獄にわたし死にいたるまでこれをせめさ
せ 五 すなはち祭司のをさと長老會のひとのわれについて
みなあかしとなるべし。われこれらより兄弟たちにお
くるふみをうけダマスコにをるものをしばりてエルサレムに
ひきつれたり刑をうけさせんとてこのしよにおもむけり 六 さ
れど我ゆきてダマスコにちかづける時おほよそひるごろ
たちまち天よりおほいなる光ありてわれをめぐりてらせ

[…]地にたふれ。そのときサウロサウロなにゆゑわれ
をせむるやといふ声をきく 八 われこたへたるは主よなん
ぢハ誰ぞやわれにいひたるはわれハなんぢがせむるとこ
ろのナザレの耶穌なり 九 われとともにをりしものは光をみて
おそれたれどもわれにかたりしものの声をきかざりき
十 われいひたるは主よわれなにをなすべきか主われにい
ひたまひたるはおきてダマスコに往そこにさだまりし爾が
なすべきことゞもを彼處においてなんぢにつぐべし 十一 その光
のかゞやきによりてわれみることをえざりければわれ
とゝもにをりしものの手にたすけられてダマスコにいたれ

ぬ十二この邑にすめるすべてのユダヤびとのたふとまれお
るアナニアといふ律法にしたがへる神をうやまふ人十三わしが
もとにきたりてこのたもとに立ていひけるは兄弟サウロふたゝ
びみるちからを得よ。われたゞちに目をあげてかれを見た
り十四かれまたいふわれらの列祖の神はなんぢに神のむね
をしらしめこの義者をみさせその口よりいづるこゑをき
かしめんとてもとよりさだめたまへり十五そはなんぢこれがため
にその見聞せしことをもてすべての人にむかひあかしび
とゝなるべければなり十六今なんぢいかでためらふべけん
や。たちて主の名をよびバプテスマをうけてその罪をそゝぎ

さるべしと 十七 われエルサレムにかへりて聖殿においていのれ
るときまぼろしにて 十八 見けるに主われにむかひて急かれ
らはなんぢがわれについてたつる證をうけざるがゆゑに
すみやかにエルサレムをいでよといひたまへり 十九 われいひけ
るは主よわれもとなんぢを信ずるものをとらへあるひは
諸會堂にてこれをむちうちしことをこれらはしる 二十 又なんぢ
ぢのあかしびとステパノがその血をながさるゝときわれ傍に
たちてそのころさるゝをよしとしこれがころすものゝ衣
をまもりをれり 二一 主われにいひけるはゆけわれなんぢを遠き
いほうじんにつかはさんと 二二 これらきゝてこの言にいたり

みな聲をあげていひけるはかくのごときものを地よりさ
れかれはさきにいのちのあるべきものならざりき 二三 かれ
ら喧呼でそのころもをぬぎ塵を空中にあげければ 二四 千夫
のかしら命じてバウロをぢんえいにひきいらしめ。何故か
くかれらがパウロにむかひてさけぶかをしらんがためむ
ちうちてこれをとふべしといへり 二五 かれら革鞭をあてん
とてパウロをひきたをしとき彼そのかたはらにたてる百
夫のかしらにいひけるは罪をさだめずしてロマ人たるも
のをむちうつは律法にかなふや 二六 ひやくにんの長これを
きゝてゆきて千夫のかしらにつげていひけるはなんぢなに

まうさくつゝしめよこのひとはロマ人なるぞせんまんの長
ゆきてパウロにいひけるはなんぢはロマびとなるやわれ
につげよ。パウロいひけるにしかり
二八
千夫のかしらこたへ
けるはわれおほくの金をもてこの民籍をえたり。パウロ
いひけるはわれは生來なり
二九
こゝにおいてパウロを拷問
せんとせしものどもたゞちにしりぞきぬ。千夫のかしらそ
のロマ人なるをしりてこれをしばりしことをおそる
三十
かく
てあくる日ユダヤびとのこのものを訟たるゆゑを確にしらん
とおもひパウロのなはめをとき祭司の長たちおよび全議
會に命じてあつまらしめパウロをたづさへゆきてその前

またゝせたまへ

第廿三章 パウロ議會にめを注これらをみていひけるはひとびと兄弟よわれ今日にいたるまですべてのこと良心によりて神につかへたり 二 祭司のをさアナニアこれにたてるものに命じてこのものゝ口をうたしむ 三 こゝにおいてパウロこれにいひけるはしろくぬりたる壁よ神はなんぢをうたんなんぢの坐せるは律法にしたがひてわれをさばかんためなるにおきてにたがひ命じてわれをうたしむるその 四 このたてるものどもいひけるはなんぢ神のさいしの長をのゝしるや。パウロいひけるは兄弟よわれその祭司のを

さなるとをしらざりきしらバ然ていふまじきことなりそれなん
おの民の有司をそしるなかれとも録されたれバ 六 パウロこの
れらのその半ハサドガイの人なかばハパリサイのひとなる
をしりて議會のなかによばはりいひけるハひとびと兄弟よ
われハパリサイの人またパリサイびとの子なり死するものゝ
よみがへることを望によりてわれ今たゞさるゝ 七 パウロこの
くいひしのバパリサイの人とサドガイのひとのあひだに争
論おこりてあつまりたるおほくの人々あひわかれたり 八
それハサドカイびとらハ復生また天使および靈をなしといひ
パリサイ人ハこれをみなありといへばなり 九 遂におほいな

るさわぎとなりぬ。パリサイびとの學者だち立てあらそひ
いひけるハわれらこの人のあしきことを見ず。もし靈ある
ひハ天使のこのものにかたりしことあらんにハわれら神に敵
すべからざるなり 十 かくて大なるあらそひおこりければ
千夫のかしらパウロがかれらにひきさかれんことをおそ
れて兵隊に命じこれらの中にくだらせかれをうばひとりて
陣營にひきいらしめたり 十一 主その夜パウロのかたはらに
たちていひたまひけるハパウロよ勇めよなんぢわれに
ついてエルサレムに證せしごとくまたロマにもかくあ
かしすべければなり 十二 明日になりてユダヤびと黨をむ

ましとともにちかひていひけるハパウロをころさんまでハ食
飲ともせまじ 十三 この誓をなせるものハ四十人あまりなりき
十四 かれら祭司のをさおよび長老だちのもとにきたりてい
ひけるハわれらパウロをころすまでハなにも食じとち
かひをたてたり 十五 このゆゑに請なんぢら議會とともに
パウロの事をなほくはしくたゞさんとするさまをなして千夫の
をさに告られなんぢらよりきたらしめよわれらかれがち
かづかざる前にわれらころさんとわれらすでに備をなせ
り 十六 しかるにパウロの姉妹の子このくはだてをきゝ即ち
ゆきて陣營にいりパウロにつぐ 十七 パウロ請てひやくにん

の長ひとりをまねきいひけるハこの少者をせんにんの長
につれゆけ。此のものこれにつぐることあれバなり 十八 こ
こにおいて百夫の長これをせんにんの長につれゆきてい
ひけるハ囚者パウロわれをまねきて此の少者なんぢにい
ふべきことあれバこれをなんぢにつれゆかんことをねが
へり 十九 千夫の長その手をひきひそかなるところに志
りぞきてとひけるハなんぢわれにつげんとするところ何
ぞや 二十 こたへいひけるハユダヤ人パウロのことをなほくハ
しく察考さまをなしてなんぢにこひ明日これを議會につ
れゆかんことを約せり 二一 されバなんぢかれらのことに

ゑしたがふなかれそれそのうち四十人あまりのものハウロ
をころさざるまでハのみくらハざるべしと共にちかひて埋伏し
今まさハそのそなへをなしてなんぢのゆるしをまてり 二二
せんまんの長わかきものになんぢわれにこの事をつげし
と人にかたるなかれといひふくめてかれをさらしめ 二三 ま
た百夫のかしらのふたりをめして兵卒二百人騎兵七十人
矛をもつもの二百人をそなへ今夜だい九時にカイザリヤへ
ゆけ 二四 このもの畜をそなへてパウロをのらしめかれをまもり
て方伯ペリクスのもとにおくるべしといひ 二五 またさのごとく
き書をかきそへいふ 二六 云クラウデヲルシアス最たふとき方伯

ペリクスのやすきをとふ 二七 あの人ユダヤびとにとらへられまさにころされんとせしをわれそのロマ人なるをききしによりて兵隊をひきゐゆきてかれをたすけ 二八 かれらが訟るゆゑをしらんとおもひかれをその議會につれくだりしが 二九 かれがうつたへられしはたゞかれらの律法の論によれるのみにてその死にあたるあるはつながるべきのゆゑをみざるなり 三十 しくめるはユダヤ人かれを害せんとするよしそのことわれにあらはれしによりてたゞちにかれをなんぢのもとにおくれりまたかれが訟しものどもに命じてその訟ふるところをなんぢにつげしめんとす 三一 こゝにおいて兵

卒は命にしたがひてパウロを夜のうちにアンテパトリに
にゆきぬ 三二 あくるひ騎兵をしてパウロとともにゆかしめそ
の餘のものは陣營にかへれり 三三 騎兵はカイザリヤにいたりて
書をつかさにわたしパウロをもその前にたゝしむ 三四 方伯讀
みかよみをはりてかれはその國をとひキリキヤのものな
るとしりて 三五 いひけるはなんぢをうつたふるものもこゝ
に來らんときわれなんぢをきくべし遂にめいじてかれを
ヘロデの公廨においてまもらしめたり

第二十四章 五日經てのち祭司のをさアナニア長老たちお
よびひとりの辯士テルトルスとともにくだりてパウロを方伯

にうつたふ 二 バウロよびいだされしときテルトルスうつた
への端をひらきていひけるは 三 尊ペリクスよわれ
らなんぢによりて大平をえ且この國もなんぢの先見によ
りて良はおほくたまはられば時はことごとく地はことごとくにて
感謝せざるなし 四 今われおほくてなんぢをさまたげざること
をせじ請ふしばらくしのびてわがきこえのおもむきをきゝた
まへ 五 それわれらこの人をみるに疫病のごとし。天下の
ユダヤびとをさわがせしむるものこれもナザレ宗のかしらにて
六 また聖殿をもけがさんとせしゆゑわれらこれをとらへわが
律法にしたがひてさばきをなさんとおもひしに 七 千夫の

のちしいルシアス來りてかれらの手よりうばひてさりたり
とき八かれをうつたふるものをして命じてなんぢのもと
まきたらしめたり。なんぢかれをたゞさばわれらが訴ふると
ころをことごとくしりたまふべし 九 ユダヤ人もともにいふ
たゞいひけるはこれらの事まことにしかりと 十 つかさ首を
もてしめしパウロにいはしめければかれこたへけるはなん
ぢがおほくの年このたみの審官たるをわれしるゆゑ
まみづからの事情をうつたふることをよろこぶ 十一 なん
ぢもしらん。わが崇拜のためにエルサレムにのぼりしよりわづか
のちに十二日のみ 十二 かれらはわが聖殿においてひとゝあら

そひをなしまたは會堂あるひは城下においてひとびと試みざ
せしことはいまだ見ざる所なし 十三 且これらが今われをうつ
たふるところのことがら憑據をたてゝこれをうらぐるこ
とあたはざるなり 十四 されどわれ此事をなんぢにのべん。そ
れかのともがらの異端ととなふる道にしたがひてわが列祖
の神につかへ又ことごとく律法と預言者のふみにのせられし
ことを誠信にしこの義者もたゞしからざるも死よりよみ
がへらんことを神によりてわがのぞめり。これもまたかれ
らが望ところとおなじ 十六 是によりてわれ常にみ
づからつゝしみ神にむかひ人にむかひて良心の責なからん

こゝろをはげむなり　それ數年を經しのち施濟をもちて
このたみにほどこしまた獻祭(さゝげもの)をせんがためにかへりきたり 十八 われ
そそは潔淨(きよまり)てあれらのものをさゝげをるときアジアよりきたる
あるユダヤびとらは聖殿(みや)においてわが人(ひと)とあらそふことを
せず亂(らん)をもおこさゞるをみたり 十九 そのものわれを訴(うつた)ふべきことあ
らばかれらなんぢのまへにきたりてうつたふべし 二十 あるひはま
たわが議會(ぎくわい)のまへにたちたるときよばはりて死(し)せるものの
よみがへることにつきわれ今日(こんにち)なんぢらにたゞさるゝと
いへるたゞの一言(ひとこと)のほかはこの人々(ひと〳〵)もしそこに不義(ふぎ)ありしを
見ばいふべし 二十二 あるはおいてペリクス詳細(つまびらか)にその道(みち)をしり

くれぞかれらをまたしめんとしていひたるハ千夫のかしらルシアスのくだらんそのときわきまへはしくきかんちらるのぞくとなさんと 二三 百夫のかしらに命じてパウロをまもらしめゆるつきを寛容にしてその友のかれを供給ことあるを禁ぜざらしむ 二四 數日のゝちペリクスその妻ユダヤ人なるデルシラとともにきたりパウロをめしてそのキリストを信ずる道をこうたるをきく 二五 パウロ公義と撙節ときたらんとする審判とをろんぜしかば ペリクスおそれてこたへけるは今なんぢはしばらくしりぞけれ便時をえばまたなんぢをめさん 二六 ペリクスパウロより金をえんことをのぞむがゆゑに

さはくこの道を合てともにかくれ合かくて二年たちての
ちポルキスペストスとかはるものペリクスの職にうけつけり。
ペリクス悦をユダヤびとにとらんとおもひてパウロを獄に
のこしおきけり

第廿五章 さてペストスは任國にいりて三日のちカイザリヤ
よりエルサレムにのぼりし 二 三 時にさいしの長だちとユダヤ
のおもだちたるものどもパウロをかれに訴へこうま道と途
まてあるりころさんとおもひこれに勸をなし恩をわきまつるに
賜てパウロをエルサレムにめしたまはんことを請 四 ペストスこた
へていひけるはパウロをまもられてカイザリヤにありつけれも

とをからぬうちにハ彼處におもむくべし 五 其のゆゑハなんぢらの
うち權威あるものどもわれとともにくだりてかれについて
訟べきことあらバうつたへよ 六 ペストスこれらのなかに十
日あまりとゞまりてカイザリヤにくだりて明日さばきの座に
すわりて命じてパウロをひきいださしむ 七 パウロのきたれる
ときエルサレムよりくだりしユダヤ人らこれをとりかこみ
證據をたつることあたはざるおほくの重罪をもてうった
へたるを 八 パウロいひひらきけるハわれハユダヤ
人のおきておよび聖殿またカイザルにもみな犯せるところ
なし 九 ペストスよろこびをユダヤ人にとらんとしてパウロに

こたへていひけるはなんぢエルサレムにのぼりて彼處にて
くあのことにつき審判をわがまへにてうけんことをのぞむ
や否 十 パウロいひけるはわれ今カイザルのさばきの座に
立このところにおいて審をうくべきハ當然なり。われハなん
ぢがあきらかに知るごとくユダヤびとに不義をなせしこ
となし 十一 もし不義をおこなひて死にあたる惡き罪をなさばその
ときはわれハ死をまぬかるゝことをねがはず。もし我をうつ
たふるところのことむなしきときハそのものどもにまかせ
てわれをかれらに交付うるものなし。われハカイザルに上告
せん 十二 こゝにおいてペストス議事官とあひはかりて

のべたるをなんぢカイザルに上告せんとねがふをカイザルに
ゆくべし 十三 數日を經てのちアグリッパ王およびベルニケペストス
の安否をとはんためにカイザリヤにきたる 十四 このしさにとゞ
まれることひさしかりしかばペストスパウロのことを王に
つげていひけるはこゝにひとりの囚人ありすなはちペリクス
の遺おきしところなるを 十五 われエルサレムにありしとき祭司の
をさとユダヤびとの長老たちこれをうつたへて罪にさだ
めんことをねがへり 十六 われこたへけるに咎あるとうつたへら
れしものおのれをうつたふるものに對てそのうつたふる
ところを分理べき機をいまだえざるさきにかれを死につ

くさきはロマびとの例にあらず　こゝにおいてかれらこゝに
ところにきたりあつまれり。われも日をのばすことをせず
次日さばきの座にすわり命じてその人をひきいださしめ
たるに　十八　訟者どもたちてこれをうつたへしがその事わが
あらかじめおもひしところにたがへり　十九　たゞかれらは鬼
神をうやまふおのが道とパウロが生といふすでに死しひ
とりの耶穌ことについてあらそひをなしこれをうつたへし
のみ　二十　我これらのしらべにまどひたればパウロに對てなん
ぢエルサレムにゆきこの事につきてかしこにおいて審判を
うくるをねがふや否ととひしに　二十一　かれアウグストの質

訊をうけんとして護れんことをもとめしにより我めいじてこれをカイザルにおくるまでまもらせおけりと
二二 アグリッパペストスにいひけるはわれもまたその人にきかんことをのぞむなり。ペストスいひけるは明日なんぢこれに聴べし
二三 こゝにおいてあくる日アグリッパとベルニケおほいに威儀をそなへきたりて千夫の長たちおよび邑のたつときひとびとゝともに公堂にいりぬ。パウロをペストスの命によりてひきいださる
二四 ペストスいひけるはアグリッパ王およびこゝにわれらとこゝにある人々よなんぢらこの人をみるなるべしユダヤのおほくの人々エルサレムにおいてもまたこのところにおいて

もこれはいしてしれなくらんこれらのあもつしんをいかしおくべき
のはあらじとよびさけべり 二五 されどわれこれを査看(しらべ)てそ
のしぬべきことをせざりしをしれりまたかれみづからアウグスト
に上告(じやうこく)せんとせるによりわれこれをおくらんことを定(さだ)めた
り 二六 されどこれについてわが主上(きみ)にそうもうすべき實情(じつじやう)をえざ
ゆゑにかれをとりしらべて奏(そう)まうすべきことをえんがためな
んぢらの前(まへ)また殊更(ことさら)にはアグリッパ王(わう)なんぢのまへにひきいださ
せり 二七 それはめしうどをおくるにその罪案(ざいあん)をつきそへざる
は理(ことわり)にかなはずとおもへばなり

第廿六章(だいにじふろくしやう)

アグリッパ パウロにいひけるはなんぢのみづからのた

めまのつゞるあかしをゆるしたまふ。ここにおいてパウロ手をのべ
これらのうらたく弁ふせがんとしていひけるは 二 アグリッパ
王よわれがユダヤ人にうつたへらるゝことにつき今日なんぢ
のまへにてことごとくいひひらくことをうるがゆゑにわれ
を幸なるものとおもふ 三 殊にさとりあるぞなんぢユダヤび
との風氣とこれらが論ずるところの端をことごとくしらる
まふこゝろなかりしごこのゆゑはねがはくハ耐心てわれにきゝた
まへ 四 それわが始よりエルサレムにありてわが民のなかにを
て幼稚ときよりいかに世をすぎしかをユダヤ人はみなし
るなるべし 五 もし證をなさんとせばかれらは素よりわが

さきよりわれらの教のうちにてもつとも嚴しきところのをしへにしたがひたるパリサイ人なりしことを證しすべし
六 今われたちてさばかるるはわれらの列祖に神のやくそくしたまひしその望につきてさばかるるなり
七 この約束をわれらの十二の支派のよるもひるもひたすら神につかへて得んとねがふものなり アグリッパ王よこの望のゆゑにわれユダヤ人にうつたへられたるなり
八 神まことに死しものをよみがへらせたりといふともなんぢらなんぞ信じがたしとするや
九 我もまへさきにはナザレの耶蘇の名にさからふことおほくのことをなすはよきことゝおもひ エルサレムにてこのこ

らくとなせり即ちさいしの長たちより權威をうけておほく
の聖徒をひとやにいれまたこれらのころさるゝときはそ
れをよろしとし 十一 諸會堂においてしばしばこれを罰しひてこ
れに褻瀆をいはしめ。うち狂ることはなはだしくこれによ
せて外國の邑までせめおよべり 十二 このとき祭司のをさ
だちより權威と命令をうけてダマスコへゆきしは 十三 王よそ
の道にてひるのころほひ天よりひかりあるを見たり日よ
りもかゞやきて我およびともにゆけるものをめぐりて
らせり 十四 われらみな地にたふる。そのときヘブルのことばに
てサウロサウロなんぞわれをせむるやなんぢがとげある鞭

れいひけるハ主よなんぢハたれぞや。かれこたへけるハわ
れハなんぢがせむるところの耶蘇なり 十六 なんぢ起てたて
よわれなんぢにあらはるゝハなんぢをたてゝ役者としてま
たなんぢがすでに見しところとわがなんぢにあらはれてし
めさんそのことの證人となさんがためなり 十七 われなんぢ
をまもりてこの民およびいはうじんの手よりすくふべし
今なんぢをこれらにつかはさん 十八 これらの目をひらき暗
をはなれて光につきサタンの權をはなれて神に歸せしめ
またこれらをしてわれを信ずるによりてそのつみのゆるしと

きよめられしものゝ中において業をうくることを得せしめんがためなり 十九 このゆゑにアグリッパ王よわれかの天のあらはれしにそむかずして 二十 先ダマスコ エルサレムの人々つぎにユダヤの全地およびいはうじんにまで恒にくいあらためまことのたのみおこなひをなして罪をくゆべきことゝ神に帰をときさとして彼の道に従はしめたり 二一 これらのことによりてユダヤ人われを聖殿にてとらへころさんとせり 二二 しかしてわれは神のたすけを得て今日にいたるまでたふときものとなく小さきものにも太なるものにも證をなせり。わがいふところは預言者およびモーセが將來かならずあるべしとな

しんといひしことのほかはなにもいはず すなはちキリストの
くるしみをうけ死しものゝよみがへりのはじめとなり光
をこのたみと異邦人にしめすことなり 二四 パウロがかくう
つたへけるときペストス大聲にいひけるはパウロよなんぢは
狂氣せり博學なんぢをしてきやうきせしめたり 二五 パウロ
いひけるは最たふときペストスよわれは狂氣せるにあらず
わがいふところは真實にしてたしかなるこゝろよりいづ
るなり 二六 それはわれらの事情を王よくしりたまへばわれは
をそるゝなくして王前にかたれり。そはこれらのことは方隅に
おこなはれしにあらざれば王はかならずしろしめすところなりと

信ずればなり 二七 アグリッパ王よなんぢよげんしやのふみを信
ずるやわれなんぢのしんずるをしる 二八 アグリッパパウロにい
ひけるはなんぢわれを勸てたやすくキリステアンとなさん
とす 二九 パウロいひけるは容易にもせよたやすからざる
にもせよわれねがはんたゞ爾のみならず今日われにきくと
ころのものの皆もなかばなくしてわがごときもののごとくな
らんことを神にねがふなり 三十 このごとくかたりしとき王と
方伯およびベルニケまたともに坐せしひとびとたちてさりぬ
き 三一 相しりぞきていひけるはこの人は死べきあやまちと縲絏に
かゝるべきことをなさゞるなり 三二 アグリッパペストスにむかひての

ひいひけるは此人もしカイサルに上告せんといはざりしならばはやゆるさるべきものなり

第廿七章 われらをしてイタリヤへ航らしむることさだまりければかれらバウロおよび他のめしうどらをアウグスト隊のひやくにんの長なるユウリアスといへるものにわたせり 二 こゝにおいてわれらアジアにそふて航せんとするアドラミテオムの舟にのりて出ぬ。マケドニヤのテサロニケびとアリスタルコもわれらとゝもにありき 三 次日シドンにつけり。ユウリアスはバウロを待遇うれば朋友のもとへゆきてそのもてなしをうくることをゆるせり 四 われらまた

かしこより舟出せしが颶のさかふによりてクプロの風下
のかたをはしりて 五 キリキヤとパムフリアの海をすぎてルキヤ
のムラといへる湊にいたれり 六 そのところにて百夫のか
しらイタリヤへわたるアレキサンデリアのふねにあひてわれら
をそれにのせたり 七 多日のあひだふねのゆくこと遅やう
やくにしてクニドスにむかへるところにいたりて風の順なら
ざるによりてサルモネをすぎクレテのかざしものかたをとを
して 八 漸なやみてその岸にそひてラサイアの邑にちかき美湊と
なづくるところにいたれり 九 時をふることひさし
く断食の期もすぎぬれば舟路のあやふきにしてパウロい

さんそこなひけるをひとしくよまれおもふにこのふなぢハ損害あるべし　ただに積荷と舟のみならずわれらのいのちにもおよばん　十一　されども百夫のかしらハパウロがいふところよりも船長と舟主のことばを信じけり　十二　且このみなとハ冬籠すごすに便よからざれバこのゆゑにことしピニクスにいたりかしこにて冬をすごさんことを得んとてそこのところをいでんとさだめたるものおほし。ピニクスハクレテのみなとにて西南のかぜとにしきたの風とそのきしよそひてふくところなり　十三　ときに南風しづかにふきければかねつるこゝろざしをえたりとおもひ錨をあげクレテ

はそうてすゝみしに 十四 ほどなくユーロクルドンといへる
狂風おこりおろしきたりし 十五 舟をふきさらはれければ あれ
は敵こらへがたければその風にまかせて 十六 つひにクラウダ
といへる小島のうしろにかくれてはせゆきやうやくにし
て小舟をとりをさむ 十七 既にひきあげしのちこれに備おけるも
のどもて大舟の胴をしばりつゝ洲にのりあげんことをお
それ帆をおろしてながれゆけり 十八 風はげしきによりてつぎ
のひ水夫らつみにをなげすて 十九 第三日にいたりてわれ
ら手づから舟具をなげすつ 二十 かくて多日のあひだ日も星
もみえずしてはげしきかぜふきあれければつひには

すくはるべき望たえはてたり 二一 人々ひさしく食せずパウロ
かれらのなかにたちていひけるハ人々よなんぢらさきに
わがいさめをきゝてクレテよりふなですることをせずしてこ
の損害をうけずあるべきぞなりし 二二 今われなんぢらに
すゝむ勇なんぢらのうちひとりだに生命をうしなふもの
なかるべしたゞ舟をうしなふことあらんのみ 二三 それわが屬する
ところわがほうずるところの神のつかひこの夜わがかた
はらにたちて 二四 パウロよおそるゝなかれなんぢかならず
カイザルのまへにたつべしかつ神ハなんぢとともにふね
にあるものをことごとくなんぢに賜りといへり 二五 このゆゑに

諸人いさましめよこのゆゑはこのつげたまへるごとくに
ならんとわが神を信ずればなり 二六 われらかならず一島に
おしあげられん 二七 かくて第十四日の夜にいたりわれら
アデリアのうみにたゞよふ。夜半ごろ水夫らきしにちかづけ
るとおもひて 二八 水をはかりしに二十尋をえたりすこしま
すゝみてまたこれをはかりしに十五尋をえたり 二九 石はのところにつきけん
ことをおそれ艫より四のいかりをおろして夜あけをまち
わびぬ 三十 水夫らふねよりのがれんとして舳よりいかりを
おろすの状をなし小艇をうみにさげたれバ 三一 パウロ百夫のこの
しらと兵卒にいひけるは このひとびと舟にとゞまらずば

そなんぢらすくはるゝことを得じ こゝにおいて兵卒ら
小ばねの索をたちきりてその落るにまかせたり 三三 夜の
あけんとするときパウロすべてのひと〴〵に食せんことを
すゝめていひけるはなんぢらまちわびて食せざりしこと
今日はすでに十四日めなり 三四 故にわれなんぢらにしよく
せんことをすゝむ。そは救とうなるべければぞ
なり。なんぢらの頭髪ひとすぢだになんぢらのかうべより
おちざるべし 三五 如此いひてパンをとりてその人のま
へにて神に謝しおはりてさきてまづ食しければ 三六 これらも
まさいさんで食せり 三七 ふねにのれるところのわれらあはせ

せて二百七十六人なりき 三八 までにつくしてあきらかなれば穀物をうみにすてゝふねをかろくせり 三九 夜あけてその地はしらざれどひとつの海灣をみたり。ここに洲さきあり。或はいづるあしをえば、うしこにふねをすゝめんと謀へつるとたちて錨をうみにすて舵纜をゆるめ前さきの帆をあげ風にまかせあさざきをさしてはしりしに 四一 うしほのながれあふところにいたりてふねを洲にのりあげへさきは居つきてうごかねど艫はなみのはげしきがためにやぶられたり 四二 ここにおいて兵卒らめしうどのおよぎてにげんことを

パウロをすくはんとおもひ[illegible]上およぎ
うるものハまづ水にとびいりて 四四 そのほかのものハあるひハ板あ
るひハふねのくだけにのりて岸につかんことを命じた
まふ このごとくみなたすかることを得てきしにのぼれ
り

第廿八章

これらすでにすくひをえてのちその島の名をマリタ
となふることをしれり 二 えびすらも尋常ならぬなさけを
のべ雨ふりと寒とにより火をたきてこれら衆人をもてな
せり 三 パウロおほくの柴をあつめて火にくべしにあつさう
さによりて蝮いできたりてその手につけり 四 夷人らまむし

のその手(て)にかゝりたるをみてたがひにいひけるハこの人(ひと)ハまさしくひとごろしなるべし。これ海(うみ)よりのがれたれども天理(てんり)そのいくるをゆるさゞるなり 五 パウロまむしを火(ひ)のなかにふりおとして害(がい)をうくることなし 六 かれらパウロかうくのびてその腫(はる)るか あるひハたちまち仆(たふれ)てしぬることあらんとおもひしにひさしくうかゞへどもこれハ害(がい)のおよばざるをみてそのおもひを轉(てん)じえ神(かみ)なりといへり 七 しまの長(をさ)をプブリヲと名(な)づくるもののほとりにおのがもてる田地(でんぢ)あり。これわれらをむかへてねんごろに三日(みか)やどらせたり 八 ときにプブリヲの父(ちゝ)ねつと痢(り)

病にてふしゐたりしをパウロそのもとにいたりいのりを
なして手をそのうへに按これをいやせり 九 このことありし
かバ島にあるところの他のやまひあるものどもきたりていや
さるゝことを得たり 十 これらハ禮をあつくしてわれらをうやま
ひまた舟出のときにハのぞみてわれらがなくてかなハぬも
のをおくれり 十一 われら三ケ月を經て後かの島にて冬を
すごせし デヲスクリの號あるアレキサンデリアのふねにのりい
でゝ 十二 スラクサにつき三日とゞまれり 十三 かしこよりまハりて
てレギヲにいたれり 一日を經て南風おこりたれバ次日プテヲリ
にいたり 十四 兄弟たちにあひかれらが請にまかせて七日と

どまりして、ロマにゆく 十五 ロマの兄弟(きやうだい)たちわれらのこ
とをきゝアッピーポロムおよび三館(みつのやどや)といへるところにきたり
てわれらをむかふパウロかれらをみて神(かみ)に謝(しや)しそのこゝろに
ちからをえたり 十六 さてわれらロマにいたりしに百夫(ひやくふ)の
かしらはめしうどらを王(わう)をまもる兵隊(へいたい)のかしらにわたせしが
されどパウロはひとりにてその守兵(まもりのへい)とゝもに別(べつ)にみづからをる
ことをゆるされたり 十七 三日(みつか)をへてのちパウロユダヤ人(びと)の
おもだちたるものどもをよびあつむかれらのあつまれるとき
かれらにいひけるはひと〴〵兄弟(きやうだい)よわれいまだわが民(たみ)また
列祖(せんぞ)の例(れい)にもとりてなにごとをもなせしことなし。しかる

エルサレムよりしばられてロマ人の手にわたされたり
て十八ロマ人（びと）までわれをしらべたれど死（し）べきつみなきが
ゆゑにわれをゆるさんとおもひしを十九ユダヤ人（びと）これをこば
みしにより我（われ）やむことをえずしてカイサルに上告（じやうこく）せ。しかの
れどもわが國（くに）のたみをうつたへんためにあらず二十これ
によりてわれなんぢらに會（あひ）ともにかたらんことをこふる
なりそれはわれイスラエルをのぞみのためにこの鏈（くさり）につなが
るものなり二十一かれらいひたるはわれらユダヤよりなんぢ
について書信（てがみ）をうけずまた兄弟（きやうだい）たちのきたりしものもな
んぢについて何（なに）のあしきことあるをわれらに報（つげ）まうさ

ましものなし　二二　されどわれら汝のおもふところを聞
んとほつすそはわれらいづこにてもこの宗旨のそしらるゝを
しれバなり　二三　既にさだめたる日におよびておほくの人
パウロのやどりにきたれるをパウロ朝はやくより暮にいたるま
でモーセの律法とよげんしやの書とをひき神國のことをと
きあかしこれをあかし耶穌のことをかたりてこれらをすゝ
めたり　二四　そのことばに感じてあるは然とするものあり
また信ぜざるものもありて　二五　たがひに相あはざるによりて
つひにしりぞけて。其しりぞかんとせしときパウロ一言をか
たりけるハ誠なるかな聖靈よげんしやイザヤによりてわ

ゆきてつげよ。なんぢらはきけどもさとらず見れどもみず
二七 そはこのたみ目にて見ずまて聽ずまてさとらず
悔改てまれはいやされんことをおそれその心をにぶくし
耳をおほひ目をとぢたればなりと 二八 このゆゑになんぢらしるべ
し神のすくひは異邦人におくられたりこれをきゝいれん
二九 パウロがこの言をいひをはりしときユダヤ人去りゆき
てたがひにおほいなる爭論をなせり 三十 このゝちパウロその
かりうけし家にとゞまりて全く二年すぐしてきたりあふ
ときたるものをむかへてはゞかりなく神國のことと主いゑす

キリストのことををしへてさまたげらるゝことなかりき

使徒行傳(しとぎやうでん)終

第一章 耶穌キリストの僕パウロめされて使徒となり神の福
音のためにえらまる 二 この福音ハかねてよりその預言者
らをもて託て聖書にちかひたまへるものにて 三 その子われ
らの主耶穌キリストをさして示せりこのことハ肉體によれバ
ダビデの裔よりうまれ 四 聖善の靈性によれバ復生しことにつき
よりてあきらかなる神の子たるをあらはされぬ 五 われら彼によ
りて恩惠と使徒の職とをうくこれその名のために萬國のひとぐ
にをしへて信じしたがハせんとなり 六 なんぢらもその人
人のうちにありて耶穌キリストの召をうけしものなり 七 我

すべてローマにをるところの。神にいつくしまれ召をかうむ
りて聖徒となれるものにまで書をおくる。なんぢら願はくはなんぢ
らの父なる神および主いゑすキリストより恩恵と平康をう
けよ○八 先なんぢらの信仰を世こぞりて傳揚たるがゆゑに
耶蘇キリストによりてなんぢら衆につきわが神に感謝す 九
われその子の福音において心をもてつかふるところの神
はわが不断なんぢらをおもふその證なり 十 また祈禱ごとに
は終にいかにも神のこころにかなひて平坦なることを得させ
やがてなんぢらにいたらんことを求む 十一 われなんぢらを見
んことをふかくねがふはなんぢらを堅固せんために靈の賜を

すくはれんとおもへり。もろもろのちからまされる人たりしりつゝ
あひたがひの信仰によりておたがひに慰をうくべし　十三兄
弟よわれしばしば志をたてなんぢらにいたり他の邦人たちの
ちにあるごとくなんぢらの中にも果をえんとせしかど
も今までいたりてはさまたげらる。此をなんぢらがしらざ
るをこのまず　十四われはギリシヤ人および異邦人また智人お
よび愚人にも負るところあり　十五このゆゑにまた力をつくし
て福音をなんぢらローマにある人々にもつたへんことをこひ
ねがふ　十六われは福音を恥とせず。この福音はユダヤびとを
はじめギリシヤ人までに信ずるものをすくはんとの神の

大能にましますなり 十七 神の義ハこれにあらはれて信仰より信
仰にいたらせり。録て義人ハ信仰によりて生べしとあるがご
とし 十八 それ神のいかりハ不義をもて眞理をおさふるひとび
とのもろもろの不虔不義にむかひて天よりあらはる 十九 そ
は人のしりうべきところの神の事情ハひとしに顯明にしてまさ
でな神これを人にあらはしたまへばなり 二十 それ人のみる
ことをえざる神の永能とその神性とハ世のはじめよりこ
のつく造られたるものによりて曉えてあきらかに見るべし。
このゆゑにひとびと推諉べきやうなし 二十一 それハ神をしりて
なほこれを神とあがめず また謝することをせずそのうへつく

その思念をむなしくしそのおろかなる心くらくなれり
二二 みづから智ありとおもひて愚魯なるものとなれり 二三 朽壊ざる神の榮
光をかへて朽べき人および禽獣昆蟲のかたちに似
せ 二四 このゆゑに神ハかれらをその心の嗜慾をほしいまゝ
にまかせて互にその身をはづかしむる汚穢にまか
せり 二五 このゆゑハ神の眞をかへて偽となし造物主よりも
受造物をあがめ奉てこれにつかふ。神ハこのきりなく頌美べ
きものなりアーメン 二六 これによりて神ハかれらをそのはづべき
慾にまかせたまへり。その婦女さへも順性の用を
かへて逆性のようとなせり 二七 このごとく男子もまたをんな

の順性の用をもてゝたぐひは志慾のこゝろをもやし男
をのこにたはぶるゝことをなしてその悖戻にあたるべき報
おのく身にうけゝり　二八　かゝるこゝろは神を存ること
のまざりければ神もこのまことの良心をいざきて行なしきこゝと
あまりにまかせたまへり　二九　すべての不義。悪慝。貪婪。狠戻。充
てるの。妬忌。凶殺。争闘。詭譎。刻薄などみちゝゝてもの　三十
讒害。毀謗となし。神をうらむもの。狎侮。傲慢。矜誇。詭詐。父母
まで不孝　三一　頑梗。背約。不情。不慈なるもの　三二　すべてこれらとお
こなふものは死罪にあたるべき神の判定をしりてなほ自

第二章 一 このゆゑにおよそ人を議するところの人よ なんぢは推諉べきなし なんぢ他人を議するはまさしくおのれの罪をさだむるなり そは議するところのなんぢもおなじくことをおこなへバなり 二 かくのごとく行ふものを罪する神のさばきは眞理にかなへりとわれらはしる 三 これらのことをおこなふものを議しておなじくこれをおこなふ人よ なんぢ神の審判をのがれんとおもふや 四 なんぢ神の豊厚なる仁慈と寛容なると恒忍たまふことを藐視るか その仁慈はなんぢを悔改にみちびくなるをしらざるか 五 剛愎にして悔なきの心にしたがひおのれのために神の怒をつみてその義鞫のあらはれん

震怒の日におよぶなり 六 神は人のおこなひに志たがひておの〳〵にその報をなすべし 七 たへ志のびて善をおこなひ榮光と尊貴と不朽壊とをもとむるものには永生をもてむくいん 八九 志かれども爭鬪をなし眞理に志たがはずして不義につくものにはむくゆるに忿と怒と患難辛苦とをもてそこはユダヤびとをはじめギリシヤびとすべて惡をおこなふ人におよぶなり 十 ユダヤびとをはじめギリシヤびとすべて善をおこなふひとには榮光と尊貴と平康とをもて報ゆべし 十一 これ神には偏視なければなり 十二 おほよそ律法なくして罪をおかせる人はおきてなくして沈淪おきてありて罪をおかせるもの

せる人ハおきてに照てさばかるべし　神のまへに義
とせらるゝハ律法をきくものにあらず義とせらるゝハ律法
をまもるものなり
十四
それおきてなき異邦人もし本性にて
まおきてに載るところをまもらバ律法なしといへども
己のおきてたるなり
十五
かれらその心に銘さるゝお
きての工をあらはしその良心これが證をなしてその思念
たがひにあるひハ非あるひハ是らしさをなせり
十六
それ審判
いはゆる福音にいへるごとく神ハ凡をキリストをもて人のこゝ
ろにかくるゝことをさばきたまふ日にあるべし　○
十七
なんぢもし
ユダヤ人となづけ律法をたのみ神あるを誇り
十八
その旨をさ

つまた律法にならひて是非をわきまへ 十九 みづからは瞽者のてびき黒暗にをるものゝ光 二十 おろかなるものゝ師をさなきものゝ傅となり又律法において眞理と知べきことの式をえたりとせば 二十一 なんぢゆゑ人をさとして自己をさとさゞるか。なんぢ人に竊なかれとすゝめてみづからぬすむか 二十二 なんぢ人に淫するなかれといましめてみづから淫するか。なんぢ偶像をにくみてみづから殿の物をぬすむ 二十三 なんぢ律法にほこりてみづから律法をやぶりて神をかろしむるか 二十四 神の名ハなんぢによりて異邦人のうちに謗讟をうけたりと録されたるがごとし 二十五 なんぢもし律法をまもらば割禮

ハ益ありもし律法をそむく人ならバなんぢの割禮ハ割禮な
きのごとくなるべし 二六 このゆゑに割禮なきものもし
律法の義をまもらバそのうまれつきなきも割禮せりといは
ざるを得んや 二七 そのうまれつける割禮なくして律法
をまもるものハ儀文と割禮とをもてなほ律法叛そのまゝなん
ぢが罪をさだめん 二八 おもてにユダヤ人たるも實のユダヤ人に
あらず おもてなる身に割禮あるもまことの割禮にあらず 二九
かへつて隱にユダヤ人たるものハまことのユダヤ人なり また
割禮ハ靈にありて儀文にあらず心のうまれハ實なり。その
の譽ハ人よりならず神よりなり

第三章　さらバユダヤ人のまさるところハ何ぞや。また割禮の益あるところハいかにぞや　二それハすべての事において益おほし。まづ第一ハ神の諭をもてかれらに託たまへることあり　三もしまた信ぜざるものありとてそをいかんぞその不信ハ神の信をすつべきか　四あらじ縦すべての人を偽とするも神を真とすべし。なんぢのつげる言ハ義とせられなんぢが鞫るゝとき勝をえんとかきしるせるごとし。五われらが不義もし神の義をあらハすとせバ我何といふべき怒をくだせる神ハ不義なるや。これそ人によりていふのみ　六然らじあらず。もしかくあらバ神いかにして世をさ

なこの人や　ましく神の眞いよいよ
の榮光いやまさんバ我いかで尚罪人とせられんや　八 如此
あらバ我らを誣らるゝごとく善をきたらせんとて悪を
なすべしハよのつねぞや。此と我らが言といへるものあり。かく
る人の罪せらるべきハ宜なり　九 然らバいかにぞや。われらかれ
ら勝れるもの。決てなし。そハわれらすでにユダヤびともギリシヤ
びともみな罪の下にあることを證せり　十 記して義人
なし一人もあるなしとあるがごとし　十一 明達る者のなく神
をもとむる者のなし　十二 皆まがりて全くよこしまとなれり
善をなす者のなし一人もあるなし　十三 その喉ハやぶれし墓

その舌は詭詐をなしその唇には蝮の毒をとゞめり 十四 その口は詛と苦とにみち 十五 その足は血をながさんがためにはやし 十六 残害と苦難はその途にのこれり 十七 これらは平康なるみちをしらず 十八 その目前に神のおそれあることなし 十九 それ律法のいふところはその下にあるものにしめすをもつてしる是はおの〱の口ふさがりまた世の人こぞりて神のまへに罪あるものとさだまらんためなり 二十 このゆゑにおきての行によりて神のまへに義とせらるゝもの一人だにあることなしぞそは律法によりて罪はしらるゝなり 二十一 今おきてのほかに神の人を義としたまふことあらはれ

を信ずるによりてその義を神はすべての信者にあらはして
へだてなし 三 そは人みなすでに罪ををかしたれば神より榮を
うくるにたらず 四 たゞキリスト耶穌の贖によりて神のめぐ
みをうけ功なくして義とせらるゝなり 二五 神は容忍てすぎこ
しかたの罪をゆるさるゝやうにあらはしたまひしその義をあらは
さんとて耶穌をたてゝ挽回祭物となせりまたもその血
を信ずることのあがなひのそなへものたるなり 二六 神は耶穌
を信ずるものを義とせらるゝときなほみづから義たらんとなる
は今その義をあらはさんとしてなり 二七 さらば誇ところいづこにか

あらや有ことなし。なにの法をもてなしとせらるゝ行のちからか
いな、しからず、信仰の法なり 廿八 ゆゑに我おもふに人の義とせ
らるゝは信仰によりて律法のおこなひによらず 廿九 神はたゞ
ユダヤびとのみの神なるや、また異邦人の神ならずや、しかり。
まことにゐはうびとの神なり 卅 それ割禮せしものをも信仰
によりて義としたまへる割禮なきものをも信仰によりて義と
する神は一なれば實にしかり 卅一 しからばわれら信仰をもて
律法を廢するや。しからず。かへつておきてを堅固するなり

第四章

さらばわれらが祖アブラハムは肉體についてなにの得
たりしところありしといはん 二 もしアブラハムわざによりし

ほこることなかし 三 それ聖書はなんといへるぞアブラハム
神を信ぜりこれその信仰を義とせられたり 四 工をなすものの
價はめぐみといはずしてうくべきものなり 五 されどはたら
きなきものも不義なるものを義とする神を信じてその信
仰を義とせられたり 六 はたらきなく神に義とせらるるものの
の福なることは正にダビデがいへるごとし 七 云その不法を
ゆるされその罪をおほはるるものはさいはひなり 八 主の
罪をおはせざるひとはさいはひなりと 九 この福は割禮のも
のにあるや割禮なきものにもあるや。それわれらアブラハム

にその信仰を義とせられたりといへり 十 されバいかに義とせられしや割礼をうけしのちなるか。また割礼をうけざる前なるか。割礼をうけしのちならずまだ割礼をうけざる前にあり 十一 かれ割礼の跡をうけしハいまだ割礼をうけざるさきに信仰によりて義とせられたる印證なり。かハ割礼をうけざるすべての信者の父としてこのまゝの義とせられんためなり 十二 また割礼をうくるものゝ父となれり。たゞ割礼にのみよらずしてわれらのちゝアブラハムの割礼をうけざりしさきの信仰の跡をふむものゝためなり 十三 それアブラハムとその子孫ハ世界の世嗣たることをえさせんとの神の約束

律法によるものよつぎたることゝいへば信仰もむなしくやくそくもまつたく廢し 十五 それ怒をきたらするものは律法なり。おきてなくば犯こともあるなし 十六 このゆゑに信仰によりて得させらるゝを恩によらせてその約束をアブラハムのすべての子孫にうけさせんがためなり。たゞ律法をまもるものゝみならずまたアブラハムの信仰にならふものにもおよべり 十七 われなんぢを立ておほくの國民の父となせりと録されたるごとくアブラハムはその信ぜるところの神すなはち死しものをいかし無ものをありしごとくよぶなる神の

まへにおいてわれら衆人の父たるなり 十八 かれは望べくもあらぬときにおいてなほ望ておほくの國民の父とならんことを信ぜり。それはなんぢの子孫かくのごとくならんといひしことばによりてなり 十九 かれその信仰あつくしてよわからざれば齢およそ百歳なりしておのが身のすでに死るがごときとサラの胎の死ねるがごときをもかへりみずして 二十 不信をもて神のやくそくをうたがふことなくかへつてその信仰をあつくして神をあがめ 二十一 神はその約束ましますところを成うべしとこころに決 二十二 このゆゑにそのしんずる義とせられたり 二十三 それ信仰によりて義とせられたりと録されしは

二四 われらが主いゑすを死よりよみがへらせし神

を信ぜばおなじく義とせらるべし 二五 耶蘇は

われらが罪のためにわたされわれらが義とせられんため

に復生らされたり

第五章 このゆゑにわれら信仰によりて義とせられしうへ

神とやはらぐことを得たり。これわれらが主耶蘇キリストによ

りてなり 二 またわれら彼によりて信仰によりていま居ところ

ろの恩にいることを得かつ神のさかえをのぞみてよろこ

びをなせり 三 たゞこれのみならず患難にもよろこびをなせ

ば。そハくるしみなんハ忍耐を生じ 四 にんたいハ練達をしやう
じ練達ハ希望を生じ 五 きぼうハ羞をきたらせざるとなる。
これハわれらに賜ふところの聖靈によりて神の愛われらの
こゝろに灌漑ばなり 六 われらなほよわかりしときキリスト
さだまりたる日におよびて罪人のために死たまへり 七 そ
れ義人のためにハ死るもの殆まれなり仁者のためにハ死る
ものをいとはざるものもやあらん 八 されどキリストハわれ
らのなほ罪人たるときにわれらのためにしにたまへり。神ハ
われらをあいしてその愛をあらはしたまふ 九 今その血により
てわれら義とせられたれバ況てこれによりて怒よりすくは

の子の死によりて神にしたしむことを得たらんには。まし
て親をえたるいまその生によりてすくはるることを得ざ
らんや 十一 たゞこれのみならずわれらに親をえさせたまひ
し吾主いゑすキリストによりてまた神をよろこびぬ 十二 されば
是ひとりよりつみの世にいり罪より死のきたり人みな
つみををかせしかば死のすべての人におよびたるがごとし 十三
律法をあたへられしときより前につみは世にありき。律法な
くばつみ人に帰せらるることなし 十四 しかれどもアダムよりモーセ
にいたるまでアダムの罪とひとしきつみを犯さゞりしものゝ

にも死ハこの世に王たりアダムハきたらんとするも
のゝ模なり 十五 されど罪のことくハ恩賜のことくにあ
らざるなり一人の罪によりて死るものおほからバ神
のめぐみと一人の耶穌キリストによれる恩のたまものハ
おほくの人にあふれざらんや 十六 賜ハひとりよりきたる罪
のごとくにあらざるなりそハ審判ハひとつの罪よりつみを定
賜ハおほくのつみより義とせらるゝなり 十七 もし一人つみ
なせるそのせいによりて死このひとりによりて王たらんにハま
してあふるゝの恩と義のたまものをうくるものハひとり
の耶穌キリストによりて生にありて王たらざらんや 十八 この故

ごとく一の義より義とせらるゝ生命をうることもすべての
人におよべり 十九 それひとりの逆によりておほく罪人とせ
られしごとくひとりの順によりておほく義とせらるべし
二十 律法をくはへらるはつみをまさんためなりされど罪のま
すところには恩もいやませり 二一 これ罪の死をもてつかさ
どれるごとく恩もまたわれらが主耶穌キリストによりて永生
にいたらせんために義をもてつかさどれり

第六章 一 さらばわれら何といはんや恩のまさらんためにつね
罪にをるべきか 二 しからずそ。われら罪において死しものなる

るはいかでなほその中においていきんや 三 耶蘇キリストに
合んとしてバプテスマをうけしものはみなその死にあづ
かりてこれをうけしなるをしらざるか 四 ゆゑにわれら
はその死にあづかるバプテスマによりてこれとともに葬る
るはキリスト父の栄によりてよみがへらされしごとくわれ
らも維新いのちにあゆむべきためなり 五 もしわれらかれ
の死の状にひとしからばまたかれの復生にもひとしかる
べし 六 われらの旧人かれとともに十字架につけらるゝは
罪の身をほろぼしていまより罪につかへざらんためなるをし
ればなり 七 それ死しものは罪より脱れて義とせらるゝなり 八

とを信ず 九 キリストよみがへりてはまたしなず死もまたこれを
主となれざるをしれり 十 これその死るはつみについて
ひとたび死ぞそのいきたるは神について生るなり 十一 如此なんぢ
らもおのれの主イエスキリストによりて罪についてはみづか
ら死るものとなり神については生るものとおもふべし
十二 このゆゑになんぢら罪をして死ぬべき肉體に王たらしめて
その慾にしたがふなかれ 十三 またなんぢらの肢體を不義の
うつはとなして罪に獻ることなかれ死より復生しもののごと
くおのれを神にさゝげまたしたいを義の器となして神

に服事べし 十四 そハなんぢら恩のもとにありて律法の下に
あらざれバ罪ハなんぢらに主となることなけれバなり 十五 志か
らバいかん。我ら恩のもとにありて律法のしたにあら
ざるがゆゑに罪をおかすべきか。志からず 十六 なんぢら身を
さゝげ僕となり謙にしたがふときハ其したがふところの僕
なると志らざるか。あるひハ罪の志もべとなれバ死におよ
び、あるひハ順のしもべとなれバ義におよばん 十七 志かれど
もろもろ神に感謝をなんぢらハ素つミの僕たりしかど今ハなんぢ
に授られしところのをしへの範にこゝろより志たがひて
十八 罪よりゆるされて義の志もべとなれバなり 十九 われいま人

んぢらその肢體をさゝげてけがれと惡のしもべとなり惡
にいたりしごとく今またその肢體をさゝげ義のしもべとな
りて聖潔にいたるべし 二十 そはなんぢら罪のしもべなり
しときは義につうへざまんなり 二一 なんぢら今はづるとこ
ころのことを行ひしそのときなにの果をえたりしや。これ
らのことのはては死なり 二二 されどいま罪よりゆるされて
神のしもべとなりたれば聖潔にいたるの果をえたり。かつ
その終はかぎりなき生なり 二三 罪のあたひは死なり神のた
まものはわれらの主耶穌キリストにおいてたまはる永生

なり
第七章 兄弟よわれいま律法をしれるものにいはん。おきて
ハ人のいのちのかぎりその上にあるをしらざるか 二 夫ある
婦ハおきてのために夫の生るうちハそれに繫がれたれども
し死ぬれバそのおきてより脱さる 三 されバ夫のいけるうちに
他の人にかたりなバ淫婦となるべし。されど死るバその
律法よりゆるさるゝゆゑに他の人にゆくとも淫婦にあらず
され 四 わが兄弟よなんぢらもキリストの身により
律法についてころされしものなり。これを他人すなはち死よ
り復生たまひし人に適て神のために果をむすばせん

となり 五 われら肉にありしときは律法によれる罪の慾わ
れらの肢體にはたらきて死のために果をむすべり 六 されど
も今われらをつなげるものにおいて死られば律法より
ゆるされ儀文の舊様によらずして靈の新様によりてつかふ
しからば我ら何をいふべきや律法は罪なるやしからず
律法によらずんば我罪のつとむるを志ることなし そは
律法にむさぼるなかれといはざれば我むさぼりの罪たる
を志らざるなり 八 しかして罪は誠の機によりてわがうち
にさまざまの貪をおこせり。律法なければ罪は死るものなり
つゝ 九 われむかし律法なくして生たりしに誡命きたりて罪は

いきかへり我ハ死り 十 かくて人をいかさん為のいまし
めかへつて我を死しむるものとなれり 十一 いかに
となれハ罪ハいましめの機に乗て我をまどハしその誡
命をもて我をころせり 十二 それ律法ハ聖潔いましめもき
よく公義かつ善なり 十三 さらバ善なるものが我を死しむる
か しからず死しむるものハ罪なりつミハ善なるものをも
てわれをしなしむるハその罪なることをあらはさんため
しめまたよりて罪のはなはだしきことをあらはさんとなり 十四
我ら律法ハ霊なるものと我らハしる されど我ハ肉な
るもの罪の下にうられてあり 十五 我ハ[illegible]

のものハこれも是とせずして我が願ところのものハ我こ
のむとなさず我が惡ところのものをまさにこれを行なへるなり 十六 も
しわれねがはざるところのことを行ふときハおきてを善
とせて 十七 されバいまよりこれを行ふものハ我にあらず。我
うちに居ところの罪なり 十八 善なるものハ我すなはちわが肉
にをらざるをしる。そハ願ところハあれども善をおこ
なふことを得ざれバなり 十九 われねがふところの善ハこれ
をおこなはず。反てねがはざるところの惡ハこれをおこな
へり 二十 もしわれねがはざるところをおこなふときハこれ
を行ふものハわれにあらず我に居ところの罪なり 二十一 こ

のゆゑなりわれ善をおこなはんとおもふときは悪のわれに
あるこの一の法あるをおぼゆ 二二 そはわれうちなる人にては
神のおきてをたのしめども 二三 わが肢體にはほかの法
ありてわが心の法とたゝかひわれを擄にしてわが肢體のう
ちなる罪の法にしたがはするをさとれり 二四 あゝわれ困
苦人なるかなこの死の體よりわれを救はん者は誰ぞ
や 二五 これわれらの主耶穌キリストなるがゆゑに神に感謝す
されば我みづから心にては神の法につかへ肉にては
罪の法に服なり
第八章 一 このゆゑに今耶穌キリストにあるものは罪せらるゝ

ことなし　そハ活る靈ハのちを耶穌キリストによりて罪と
死の法よりわれを釋せばなり　三　それ律法ハ肉によりて
無力そのあたハざるところを神ハなしたまへり。すなはち
おのれの子を罪の肉のかたちとなして罪のためにつかハ
しその肉にをいてつみを罰しぬ　四　それ律法の義ハ肉にし
たがはずして靈にしたがひておこなふわれらに成就せんがた
めなり　五　肉にしたがふものハ肉のことをおもひ靈にした
がふものハ靈のことをおもふ　六　肉のことをおもふハ死な
り靈のことをおもふハ生なり安なり　七　それ肉のことをお
もふハ神にもとるがゆゑなり。これ神の律法にしたがはず

またよく服ふことあたはざるによる 八 かくのごとく肉にしたがふものは
神の心にかなふことあたはざるぞ 九 もし神の靈なんぢらにす
まばなんぢらは肉にをらで靈にをらん。おほよそキリストの
靈なきものはキリストに屬ざるものなり 十 もしキリストなん
ぢにをらば肉體はつみによりて しには靈魂は義によりて生
ん 十一 もし耶穌をよみがへらせしものの靈なんぢらにすまば
ばキリストをよみがへらせしものはそのなんぢらにすむと
ころの靈をもてなんぢらが死べきからだをも生すべし 十二
このゆゑに兄弟よ。われら肉のために負ところありて肉に
したがひてつとむるものにあらざるぞ 十三 もし肉にしたがひて

へなば死べし。もし聖靈によりて肉體のおこなひをころさ
ば生べし 十四 おほよそ神の靈にみちびかるゝものはみなす
なはち神の子なり 十五 なんぢらがうけし靈はしもべたる
のごとくふたゝび懼をいだく靈にあらず。アバ父とよぶ
子たるものゝ靈なり 十六 聖靈みづからわれらの靈とともに
われらが神の子たるを證せり 十七 もし子たらばまた世
嗣たらん。すなはち神のよつぎにしてキリストとともによつぎ
たるものなり。われらもしキリストとともに苦をうけなばこの
かれとともに榮をうくべし 十八 われおもふに今のときのくる
しみはわれらにあらはれんとする榮にくらぶべきにあらず 十九

それ受造者のふかきのぞみハ神の子たちのあらはれんこ
とをまちゐるなり 二十 それつくられしもの虚空にしたがはせ
られしハその願ところにあらざるなりこれを令歸しむるの
ものゝなり 二一 まだつくられしものもみづから敗壊の奴たるこ
とをのがれ神の子たちのさかえある自由にいらんことを
ゆるさるゝの望をたもたしめたまへり 二二 萬のつくられしも
のはいまにいたるまで共に歎きともに勞苦してあるをしれ
りわれら 二三 たゞこれのみならず聖靈のはじめて
むすびたる實をえたるわれらもみづからこゝろの中になげけ

さればわれらが救をうるハ望によりてさふらへど望とみえむ
まことかなふことなしそれ人のみるところのものハいかでなほこ
ひねがふと望んや　二五　もしわれら見ざるところをのぞまバ忍
のびてこれをまつべし　二六　聖靈もまたわれらの弱をたすく
われらハいのるべきところをしらざれども聖靈みづから言
いひがたきの慨歎をもてわれらのためなる祈禱す　二七　心の
うちをさぐりたまふものハ聖靈のおもひをしりたまへりそハ神
の心にかなふやうに聖徒のためにいのりをなせバなり　八　またしるべし
てのことハ神の旨によりてまねかれたる神を愛するもの
のためにハことごとくあひはたらきて益をなさしむることハしれり

二九 それ神はあらかじめ知りたまふところのものをその子の
かたちにならはせんと預(あらかじめ)これをさだむこれその子をおほ
くの兄弟(きやうだい)のうちに嫡子(ちやくし)とならせんがためなり 三十 またあらかじめ
定(さだ)むるところのものはこれをまねき招(まね)きたるものはこ
れを義(ぎ)とし義(ぎ)とせしものはこれに榮(さかえ)をたまへり 三一 さらば
これらのことにおいてなにをかいはん もし神(かみ)われらと
もにせば誰(たれ)かわれらに敵(てき)せんや 三二 おのれの子(こ)を惜(をし)まずして
われらすべてのためにこれをわたせるものは豈(あに)かれ
にそへて萬物(ばんもつ)をもわれらにたまはざらんや 三三 神(かみ)のえらみ
しものを誰か訟(うつた)へんや 義とするものは神(かみ)なり 三四 つみ

とがむるものハたれぞや死てまたよみがへり神の右にゐまし
ありてわれらのためにとりなしたまふキリストなるぞ
三五 キリストの愛よりわれらをはなさんものハたれぞや
患難なるかあるひハ困苦か。迫害か。飢餓か。裸裎か。危険か。刀剣か
なるか 三六 しるされたる終日なんぢのために死にわたされ屠
らるゝ羊のごとくせられたりと録されたるがご
とし 三七 されどもわれらを愛めるものによりてこれら
のことにハ勝得てあまりあり 三八 それあるひハ死あるひハ生
あるひハ天使。あるひハ執政。あるひハ有能あるひハ今あるもの
あるひハ後あらんとするもの 三九 或ハたかきもの或ハふかきものまたほか

他のかくらきしものはわれらを吾主いえすキリストによる神のいつくしみよりはなちさらることあたはざるものなるをわれは信ぜり

第九章 われキリストにつけるものなればわが言は真にして偽なし。わが良心せいれいに感じて 二 われにあかしす われにおほいなる憂あること心にたえざるの痛あることを証す 三 もしわが兄弟すなはち骨肉のためにはわれみづから或はキリストよりはなれて沈淪にいらんことをもねがへり 四 かれらはイスラエル人なり神の子たること。また栄光また盟約また律法とたまはりしこと。また祭儀。また約束はみなかれらに属つ

けり 五 列祖ハこの世この者らが祖宗なり肉體によりていへバ
キリストもまたこの者らより出。かれハ萬物のうへにありて世
世ほまれをうくべき神なりアーメン 六 今いふところハ神
の言のすたれりといふにあらず そハイスラエルよりいづ
るものことごとくイスラエルにあらざれバ 七 またアブラハムの苗裔
なればとて悉くその子たるにあらず たゞイサクよりいづるもの
のなんぢの後代ととなへらるべしと錄されたり 八 すなはち
ち肉によりて子なるものこれらハ神の子なるにあらざれバ。
たゞやくそくによりて子たるものハその後代とせらるなり
なり 九 期いたらんときたらんサラに男子あるべしとこ

ましやくそくのことにあり　十　これのみならずまたリベカは
われらの先祖イサクひとりによりて二子をはらみしに
きて　十一　その子いまだうまれずいまだ善悪をなさざるまへに神の選
たまひしこころはかなへることなく行によらで召による
をあらはさんとて　十二　長子は幼子につかへんとリベカにい
ひたまへり　十三　録していまへはヤコブを愛しエサウをにくめり
とあるがごとし　十四　されば我等なにをいはんや神は不
義なるところあるや。あることなし　十五　神モーセにいふ我
憐愍んとおもふものをあはれみ憐憫んとおもふものを
あはれむべし　十六　されば願ものにもあらず趨ものにも

ぐむところの神によれり　十七　聖書のうちに神はいはれたるな
んぢをたつるは特になんぢをもて我が権能をあらはし。ま
たわが名をあまねく世界につたへんがためなりと示たま
へり　十八　されば神はあはれまんとおもふものをあはれみ剛
愎にせんとおもふものをかたくなにせり　十九　されば爾われ
にいはん。神なんぞなほ人をとがむるや誰かその旨にさからふもの
あらんとせんと　二十　あゝ人よなんぢ何人なれば神にいひさか
らふや。つくられしものは造りしものにむかひてなんぢ何故
にわれを如此つくりしといふべけんや　二十一　陶人はおなじ塊
をもて一器をたふとく一のうつはをいやしくつくるの権

あるひはあらざるや 二二 もし神いかりをあらはしその能力をし
めさんため滅亡にそなはれる器をおほくたく忍ことを
あらし 二三 あらかじめ榮光にあづからしめ備しめぐみの器にその榮の
ゆたかなるをしめさんとせば汝何のいふことあらん
や 二四 このめぐみの器なるわれらをまねきしところのも
のはたゞユダヤ人のみならずまた異邦人のうちよりも名
はしぬり 二五 神ホセヤの書にいはれしわが民ならざりしものを
わが民となし愛せざりしものを愛するものとなさん
二六 又なんぢらはわが民ならずといはれたりし其處にて
も活神の子となづけらるべしといへるがごとし 二七 イザヤ

もイスラエルはついてよばゝりいひけるは イスラエルの子の
かずは海の沙のごとくなれどもすくはるゝものはわづかに
のこらん 二八 神は義をもてそのことばをおさめことを成
とげたまふべし そは定たまふところのことばを主すみやかにこ
の地におこなふべければなり 二九 また前にイザヤいひて もし
萬軍の主われらに裔をのこさゞりしならばわれらもす
でにソドマのごとくならん。まさにゴモラにおなじかるらんと
あらかじめのごとし 三十 さらばわれら何といはん 義をおひもとめ
ざる異邦人は義をえたり。これすなはち信仰によるところ
の義なり 三一 さればたゞ義の律法をおひもとめしイスラエルは義

のおきてに追及ざりき 三二 これいかなる故ぞや彼らは信仰によらずおこなひによりておひもとめんとせしゆゑに躓石につまづきたればなり 三三 視よわれつまづく石さまたぐる磐をシヲンにおかんすべてこれを信ずるものははづかしめられじと録されたるがごとし

第十章 兄弟よわが心のねがふところと神にいのるところはイスラエルのすくはれんことなり 二 かれらが神に熱心なることはわれ證をなせどもその熱心は智識によるにあらずたうとい神の義をしらずおのれの義をたてんことをもとめて神の義にしたがはざるなり 四 すべて信ずるもの

の義とせらるゝためにキリストは律法のをはりとなれり
五 モーセ書きてはよれる義をさしていはくこれを行ふものはこれ
によりて生をうくべしとかきしるせり 六 されど信仰によれる
義はかくいへり。なんぢ心にキリストをいざなひくだらんた
めにたれか天にのぼらんといふことなかれ 七 またキリスト
を死しものゝうちよりいざなひのぼらんためにたれか陰
間にくだらんといふことなかれ 八 されば何といへるぞ道
はなんぢにちかくなんぢの口にあり。なんぢの心にありと。
これわれらがのぶるところの信仰の道なり 九 そ
はもしなんぢ口にて主耶蘇をいひあらはし。またなんぢ心

また神のこれをよみがへらせしと信ぜばすくはるべし 十
それ人はこころに信じて義とせられ口にいひあらはして
すくはるるなり 十一 聖書にすべてこれを信ずるものははぢ
かしめられじといへり 十二 ユダヤびとギリシヤ人のへだて
なし それすべてのものの主は一なればなり およそ
これを願もとむるものにめぐみをゆたかになし 十三 すべて
主の名をよびもとむるものはすくはるべし 十四 されバいま
だ信ぜざるものを何ぞよびもとむることをえんや。いまだ聞
ざるものをいかで信ずることをえんや。いまだ宣るものあら
ずバいかできくことをえんや 十五 もし遣されずんバいかでの

ぶることをえんやしるして和平なることをのべ善事
をのぶるものゝその足はうるはしきかなとあるがごとし
十六 されどことごとく福音をきゝうけしにあらずイザヤいひ
て主よわれらがのぶるところを信ぜしものはたれぞやと
いへり 十七 しかれば信仰はきくよりいで聞ところは神のこ
とばによれるなり 十八 されど問ん。かれらはいまだきかざりし
か聞りその聲はあまねく世界にいでそのことばは地のは
てまでおよべり 十九 我またとはん。イスラエルはしらざりし
か。知りさきにモーセいふわれ民にあらざるものをもてな
んぢらを嫉妬せしめまたおろかなる民をもてなんぢらをい

うつせんと　イザヤもいひけるハまことを
尋ざりしものにまことあらはし問ざりしものにまことあらはれ
ぬ　二十一　またイスラエルについていハまこと終日手をあげて悖るさ
からざる民にむかへりといひし

第十一章　さらばまこといはん神ハその民をすてしや決てしかる
らざるなりとなれバまことも我まさにイスラエルの人アブラハムの
裔ベニアミンの支派なり　二　神ハそのあらかじめ知たまひし
ところの民をすてたまふことなし　なんじら　エリアについて聖書に載
するところをしらざるかそのときイスラエルと神に訴いひけるハ
三　主よ人々なんぢの預言者をころしなんぢの祭壇をこぼちたれば

こぼてり。只我のこされしにまたわが命をもとめんと
せるなり
四 しかるに何と神はこたへたまひしや。我みづか
らの為にバアルにひざまづかざるもの七千人を存せりと
五 如是いまもなほめぐみの選によりてのこれるものあり
六 もし恩によらば功によらざるなり。しからざれば恩は
めぐみたらざるべし功によらば恩にあらず。しからざれば功
はおこなひたらざるなり
七 さらばなにをいはん。イスラエル
はそのもとむるところを得ずえらまれしものはこれを得
てのこされしものは頑せられたり
八 神は今日にいたるま
でかれらに昏迷こころ見ざる目きこえざる耳をあたへ

と録されしがごとし 九 またダビデいひけるハ。かれらが筵
席かはりて機檻となれ網羅となれ礙のもとゝなれ。その報と
なれ 十 かれらの目をくらくして見しめざれ。その背をつねに
屈しめよ 十一 さらバわれいはん。かれらが躓ハたふれてほろ
びしや。決してしからず。かへつてかれらが錯失により救ハ異邦人
にいたれり。これイスラエルをはげまさせんが為なり 十二 もし
かれらのあやまち擧世の富となり。その衰敗ことくにびと
の富となりしならバ。ましてかれらの盛なるにおいてをや 十三
われなんぢら異邦人にいはん。われハことくにびとの使徒
なれバわが職を敬重せり 十四 これわが骨肉のものと

いかにもして激發その中より數人をすくはんがためなり
なり 十五 もしかれらの棄らるゝこと擧世のやはらぎとなら
ば その收納らるゝハ死るもののうちより生るにあらず
や 十六 もし薦新のパンきよければすべての麪もまたきよ
し根きよければ枝もまたきよかるべし 十七 もし幾數の
枝折されしになんぢ野の橄欖なるもの其中につ
がれ一同にその根により。ともにその汁漿をうくるならば
十八 原舊の枝にむかひて誇るなかれ假令ほこるともなんぢ
その根をたもつにあらず根はなんぢを保たもてり 十九 さらばなんぢ枝
の折られしはわれの接れんためなりといはん 二十 されどか

かれらの折らるゝハ不信仰によりてなり なんぢが立るハ信仰によるなれバほこることなかれ たゞ戒懼よ 二一 それ神もし原樹の枝をさへをしまざりしかバ おそらくハなんぢをも惜まじ 二二 されバ神の慈と嚴なることをみよ そのおごそかなることハ躓者ハあらはれぬ なんぢが慈ハそのゆるしにハなんぢにあらん さらざれバまたなんぢもきりおとさるべし 二三 もし不信仰にをらざれバかれらもまたつがれん 神ハよくこれを接ぎうれバなり 二四 なんぢもし本うまれつきなる野の橄欖よりきられ その性にもとりて嘉かんらんにつがれさらんハいかにまして原樹のえだなるものゝその橄欖につがれざ

らんや兄弟よわれなんぢらがみづからを智とすることなか
らんためにこの奥義をしらざるを欲まず。すなはち幾
分のイスラエルの頑梗はことくにびとの数みつるにいたら
んときまでなり 二六 かくして救者はシヨンよりいでゝヤコブ
の不虔をとりのぞかん 二七 またその罪をゆるす時にわれか
れらと立んところの誓はこれなりとかけるがごとし 二八 福音
につきてはなんぢらの益のためにかれらはにくまれ選擇
につきては先祖のゆゑによりてかれらは愛せらるゝなり
二九 それ神の賜と召はかはることなきによる 三十 昔なんぢら
は神にそむきしが今かれらが不服によりてなんぢら矜恤

をうけたらしがごとく 三一 今かれらのそむけるハなんぢらの
あはれみを蒙りてまたあはれみをうけんためなり 三二 それ
神ハ衆人をあはれまんがために衆人を不服のうちに
とぢこめり 三三 あゝ神の智と識の富ハふかいかなその法度
ハはかりがたくその蹤跡ハしらざるかな 三四 たれか主の心
ろを知しぞたれか共に議らしやせしや 三五 たれかまづ
つかへて施てその報をうけんや 三六 それ萬物ハかれより
でかれによりてかれに歸すればなり。ねがはくハ世々ほまれ神に
あれアーメン
第十二章 さればきやうだいよ我神のいつくしみをもてなんぢらに

らよ斷その身を神のよろこびにかなふ聖活そなへものと
して神にささげよこれあたりまへの祭なり 二 またこの世に
ならふなかれ。なんぢら神の全かつ善にしてよろこぶべき
旨をしらんがために心をかへてあらたにせよ 三 われ受し
ところの恩によりてなんぢら各人につげん。こころを驕傲お
のひを過分ことなく神のおのおのにたまへる信仰の
量にしたがひてたひらかに思念べし 四 それひとつの一
體にはおほくの肢あれどもみなその用をおなじくせざるが
ごとく 五 おほくキリストにおいて一體とまたたがひにま
その肢となる 六 さづけたまへるところの恩によりてお

のおの賜ことなれり。あるひハ預言あらバしんかうの量にしたがひてよげんをなし、あるひハ役事あらバそのつとめをなし、あるひハ教誨をなすものハそのをしへをなし、勧慰をなすものハそのすゝめをなし、賙濟をなすものハをしみなくほどこし、治理をなすものハおこたらずつとめ、矜恤をなすものハよろこびてあはれむべし。九 愛ハいつはりあることなかれ。悪をにくみ善にしたしみ 十 兄弟の愛をもてたがひにあいし、礼義をもてあひゆづり 十一 勤ておこたらず、心を熱して主につかへ 十二 望てよろこび、患難に忍び、いのりをはげみ 十三 聖徒の匱乏をめぐみ、遠人をねんごろにせよ 十四

なんぢらを迫害ものを祝し。これを祝してのろふなかれ。
十五 喜楽ものとよろこび哀哭ものとともになくべし 十六
あひたがひに意をおなじうし尊大をおもふことなかれ。かへつて
て身微につけよ。まさにみづからを智とするなかれ 十七 悪をもて
てあくに報るなかれ衆人の善とするところを心にとめて
これをなすべし 十八 行ふべきところは力をつくして人々と睦
しむべし 十九 わが愛するものよその仇をむくゆるなかれ
しりぞきて主のいかりをまて。それしるして。主のいひたまひ
けるは仇をかへすはわれにあり我かならずこれを報ん
とあればなり 二十 このゆゑになんぢの仇もし飢なばこれに

らはせ。もし渇(かわ)かバこれにのませよ。なんぢかくするハ熱(あつき)
炭(すみ)をかれの首(かうべ)につむなり　三　なんぢ悪(あく)にかたるゝなかれ善(ぜん)
をもてあくに勝(かつ)べし

第十三章(だいじふさんしやう)　上(うへ)にありて權(けん)をもてるものにすべて人々(ひと/\)したがふ
べし。そハ神(かみ)より出(いで)ざる權(けん)なくおほよそあるところの權(けん)
ハ神(かみ)の立(たて)たまふところなれバなり　二　この故(ゆゑ)に權(けん)にさから
ふものハ神(かみ)の定(さだめ)にそむくなり。逆者(さかふもの)ハみづからその罪(つみ)のさ
ばきをうくべし　三　有司(つかさびと)ハよき行(わざ)のおそれにあらず悪(あし)きわ
ざの懼怕(おそれ)なり。なんぢ權(けん)をおそれざることをねがふか。たゞ
善(ぜん)をおこなへ。さらバこれより褒(ほまれ)をえん　四　そハ彼(かれ)ハなんぢに

益せんがための神のしもべなり。もし惡をなさバおそるべし。かれハ徒に帯ざれバ神のしもべにして惡をおこなふものゝに怒をもてむくゆるものなり 五 ゆゑにこれにたゞ怒によりてのみならず良心によりて服べし 六 このゆゑになんぢらみつぎ物ををさむ。かれらハ神の用人にしてつねにこの職をつとむるなり 七 なんぢら受べきところの人にハこれをはらへよ貢をうくべきものにハこれにみつぎし税をうくべきものにハこれにぜいし畏べきものをおそれ敬べきものにハこれをたふとめ 八 なんぢらたがひに愛を負のほかハなにもの事を人におふことなかれ。それ人を

愛するものハ律法をまつとうするなりそれ姦淫する
なかれ殺すなかれ竊盗なかれ妄の證をたつるなかれ貪なかれ
といへるこのほかの誡あるとも己を愛するごとくなんぢ
の隣をあいすべしといへる言のうちにこもりたり愛
ハとなりを害せず。このゆゑに愛ハおきてを完全す。かく
のごとく行べし。なんぢら時をしれり今ハねむりより寤べ
きのときなり。それ信仰のはじめよりさらにいまハ救ハ
ちかし夜ふけて日ちかづけり。ゆゑにわれら暗昧
の行をさりて光明の甲をきるべし。行を端正して白昼あ
ゆむがごとくすべし。貪食酔酒および淫楽好色および争闘嫉な

あゆむことなかれ　たゞなんぢら主いゑすキリストを衣よ
またにくの欲をおこさんがためにその備をなすことなか
れ

第十四章　信仰のよわきものを納よ。されどそのおもふところ
を詰ることなかれ　二　あるひとハ凡物をくらふべしと信ずる人
ハよわくしてたゞ野菜をくらへり　三　食ものハくらはざる
ものをかろしむることなかれ。くらはざるものハ食ものを
罪ありとするなかれ。神これを納たればなり　四　なんぢ何人なれ
ばかの人のしもべをつみするや。彼のあるひハ立あるひハ
倒るゝことハその主によれり　かれかならず立られん　神

ハ能これをたゝしむればなり 五 あるひとハこの日(ひ)をかの日(ひ)
よりまさりとし あるひとハ諸日(いづれのひ)もみなおなじとす 各々(おの〳〵)ミ
づからの堅定(さだめ)てその心(こゝろ)をうつすべし 六 日(ひ)を守(まもる)ものも主(しゆ)の
ためにまもり 日(ひ)をまもらざるものも主(しゆ)のためにまもらず。
食(くらふ)ものも主(しゆ)のためにくらへり。そハ神(かみ)に謝(しや)するこゝろをもて
するなり。食(くら)はざるものも主(しゆ)のためにくらはずして神(かみ)に
謝(しや)するこゝろをなせり 七 それわれらのうちおのれのために生(いき)おの
れのために死(しぬ)るものなし 八 そハわれら生(いく)るも主(しゆ)のためにい
き死(しぬ)るも主(しゆ)のために死(しぬ)でのゆゑにあるひハ生(いき)あるひハ死(しぬ)
るもわれらハみな主(しゆ)のものなり 九 それキリストが死(しに)てま

て生しハいけるものゝち生者と死者の主とならんためなり 十 な
んぢなんぞその兄弟をさばくや。なんぞその兄弟を藐視
するや。我儕ハみなキリストの臺前にたつべきものなり 十一 録さる
して。主のいひたまへるハ。われハ永生神なり。すべての膝ハわれにかゞ
まり。すべての舌ハわれを讃美すべしとあるがご
とし 十二 このゆゑにわれらおのおのの事を神にうつたふべ
し 十三 されバわれらたがひに罪をさだむることなかれ寧ろき
やうだいのまへに絆跌あるひも妨礙とおかざらんことを
さだむべし 十四 われハ主耶蘇によりてすべての物きよからず
ざるなきを知りつこれを信ぜり。されど人もし不潔とおもふも

ばその人においては即ちきよからざるなり 十五 なんぢもし
食物のためには兄弟をうれひしめば。そのおこなふところ愛
の道にかなはず なんぢ食物によりてキリストの死てかはり
たまへるかれを滅亡ことなかれ 十六 なんぢらの善をもて人
にそしらるゝことをするなかれ 十七 それ神のくにゝは飲食に
あらずして義と和と聖靈によれる歡樂にあり 十八 かくのご
とくしてキリストにつかふるものは神のこゝろにかなひ。ま
た人に善とせらるゝなり 十九 このゆゑにわれら人と和睦せ
んことゝ相たがひに德をたてんことゝを追求べし 二十 食物
によりて神が造成ところを毀ことなかれ。すべての物はきよ

きよし。されどもこれをくらふて人をつまづかするものにハ悪となりん 二十一 肉をくらひ酒をのむ何事によらバなんぢの兄弟をたふし或ハつまづかせあるひハ懦弱ならしむることをせざるなり 二十二 なんぢ信あるならバおのれこれを神の前にたもて。みづから許とするところを内責ことなきものハ福なり 二十三 疑者もしくらはゞ罪にさだめらるゝこれ信仰によりてくらはざれバなり。すべて信仰によりてせざることハ罪なり

第十五章

さればわれら強者ハつよからざるものゝ懦弱を負てわれのこゝろに悦ざることをなすべきことなり 二

らおのゝ隣の徳をたてんためは善をなしてこれをよろこばす
べし 三 キリストもまたは自己をよろこばすことをせざり
き其ハなんぢを謗るものゝそしりハ我におよべりと録されたる
ごとし 四 従前よりかきつけたるところい皆まなばしめんと
しるして聖書の忍耐と安慰とによりて望をえさせんた
めは録せるなり 五 しのびとなぐさめをあたふる神のなん
ぢらは耶穌キリストにならひたがひに心をおなじうするこ
とをあたへてなんぢらをして心を一にし口をひとつにし
神すなはち我らの主い耶穌キリストの父を讃美しあがめ
しめたまはんことをねがへり 七 このゆゑにキリスト神とあ

がめんうゆはきりすとの納がごとくなんぢらもたがひに納
べし。八 まことにいなん、神の眞理のためは耶穌キリストは割禮
の役となりて列祖にやくそくしたまひしことを堅固せり。九
また異邦人もその矜恤によりて神をあがむ、録して、このゆゑ
われ異邦人のうちにありて爾をあがめ、またなんぢの名を
讃美まつるべしとあるがごとし 十 また異邦人よ主の民とともに
よろこぶことをせよといへり 十一 萬邦よ主をいはふべし
萬民よ主を切にいはふべし。といへり 十二 またイザヤいへらく
エッサイの根めざし異邦人をおさめんとおこるもの興んこ
も異邦人これに頼んと 十三 のぞみをあたふる神の、なん

ぢらをして聖靈のちからによりその望をおほいにせんが
ためなりなんぢらの信仰よりおこるすべての喜樂と平康を
みたしめたまはんことをねがへり 十四 わが兄弟よわれもなんぢ
ぢらが仁慈にみちすべての智にみちて。たがひに勸るこ
とを信ず 十五 されども兄弟よ。われなほなんぢらにおもひ
いださせんがためすこしくぞんじて畧なんぢらに書おくれ
りこれ神のわれに賜ところの恩によるなり 十六 すなはち異
邦人のために耶穌キリストの僕となりて神の福音の祭をな
し獻ところの異邦人を聖靈によりてきよまらしめ神の旨
にかなはせんためなり 十七 このゆゑにわれ神の事について

ハ耶穌キリストによりて誇ところあり 十八 いくのまとなされば
キリストはわれをたすけてことくにびとを順従しめんためには
休徴と奇跡の能と神の靈の能とをあらはし言と行とをもて
エルサレムより遍くイルリコにいたるまでその福音をつたへさ
せらるゝのひしことらのほかを一の言をもつきあへてのべざる
なり 二十 且われつとめて他人のおきし基上に建ざらんと耶穌
の名のいまだ稱られざるところに福音を宣つたへたり 二十一
いまだかれのことを傳ざりしものハ見べくいまだ聞こ
とをえざるものハ悟べしと書るされたるがごとし 二十二 この
ゆゑに屢さまたげられてなんぢらに到ことをえざりき

二三 今この地方にはつとむべきところなし。又年来なんぢら
にゆかんことをねがへるゆゑに 二四 スパニヤに赴んついでは
なんぢらにいたるべし。そは經過ときなんぢらに遇はん
ことをねがふ。まづいくらかなんぢらにて満足ことをえて、なんぢらにおくられんこと
をのぞめばなり 二五 されど今は聖徒にほどこさんために
エルサレムにゆかんとす 二六 マケドニヤとアカヤの人々エルサレム
のまづしき聖徒のためには供給をおくることをよろこびとせ
り 二七 これは喜悦てなせど、なほその負ところあるがゆゑ
なり。そは異邦人もし靈に屬ものをうけたらんには身に屬つ
ものをもてかれらに供事べきなり 二八 このゆゑに

きこのこと完全この果をはたせしのちなんぢらにまはりて
スパニヤにゆかん
二十九 われなんぢらに往ときはキリストの福音
のみちたらへる恩をもてなんぢらにいたらんことをしれり
三十 兄弟よわれらの主耶蘇キリストにより聖靈の愛によりてな
んぢらに勸ねがはくは我とともに力をつくしてわがため
に神に祈禱ことをせよ
三十一 それはわがユダヤにある不信者に
まぬかれさせまたエルサレムに赴つとめを聖徒の心にかなはせ
三十二 また神の旨にかなはゞ歡喜てなんぢらにいたりともに
安慰をえんがためなり
三十三 平康をたまふの神なんぢら衆人と
ともにいまさんことをねがふアーメン

第十六章 われケンクリヱにある教會の執事なるところの姉妹フイベをなんぢらに薦む 二 なんぢら聖徒のなすべきごとく主によりてかれを納その需るところあらバこれを助よかれハ素おほくの人をたすけまた我をもたすく 三 請ピリスキラとアクラに安をとへこのふたりハ耶蘇キリストにつきてわれとともにつとむるものなり 四 またわが命のためにおのれの頸を劍の下におけりたゞわれのみならず異邦人のもろもろの教會もまたかれらに感謝せり 五 またその家にある教會にも安をとへまたわが愛するところのエパイネトに安きをとへかれハアジヤにおいてキリストのためにはじめにむすべる實な

ま 六 われらのためにおほくの苦勞をなせしマリアに安をとへ
七 われとともに囚人となりしわれが親戚なるアンデロニコ
とジユニヤに安をとへ かれらは使徒たちのうちにきこえあ
るものなり またわれより先だちてキリストに居しものなり 八 キリスト
にありてわれが愛するアンピリアトにやすきをとへ 九 キリスト
についてつかへまつるともがらなるウルバノとわれが愛する
スタクに安をとへ 十 キリストにおいて鍛錬せるアペレにやす
きをとへ アリストブロの家のものに安をとへ 十一 われが親戚なる
ヘロデオナにやすきをとへ ナルキソの家なる主に居ものどもに
やすきをとへ 十二 テルパイナとテルポサに安をとへ かれらは

は主において苦労せし女なりまた愛せらるゝペルシーにや
すきをとくべかれは主においておほく苦労せし女なり 十三 主
にえらまれしルポとその母とは安をとくべかれが母はまた
それわれらが母たり 十四 アスキンリト ピリゴン ヘレマ バトロバ ヘレメ および
かれらとともにある兄弟は安をとくへ 十五 ピロヽコ ジユリヤ ネリオ
とその姉妹まるオルンパおよびかれとともにあるすべての
聖徒は安をとくへ 十六 なんぢらきよき接吻をもてたがひ
に安をとくへキリストのすべての敎會なんぢらは安をとくへり
十七 兄弟よなんぢらにすゝむなんぢらが學ぶところ
の敎にそむきて爭をおこしつまづきをなすものを視

とゞめてこれを避よ。十八 かくのごときものハわれらの主いえすキリストに服事せずおのれの腹につかふるものなりあまき言を巧にしこびへつらひて質朴なるものゝ心をまどはすなり 十九 されどなんぢらの信服ことすべての人に傳揚らるればゆゑになんぢらのためによろこべり。我なんぢらが善にかしこく悪におろかならんことをねがふ 二十 平康をあたふる神なんぢらの足の下におゐてサタンを速にくじくべし。われらの主耶穌キリストの恩なんぢらとともにあらんことをねがふ 二一 われとともにつとむるテモテとわれらが親戚ルキヤソンソシパテロよりなんぢらに安をとへり 二二 この書をかける

テリテヲしるせし　キリストにおいてなんぢらに安をとふ　二三　わたし
と全會の寓主ガヨスなんぢらに安をとへり邑の庫司エラスト
および兄弟クワルトなんぢらに安をとへり　二四　われらの主耶穌
キリストの恩なんぢらとともにあらんことをねがふアーメン
二五　二六　世のはじまりしさきより隱藏たりしかど萬國の民をし
て信ぜしめんがため今かぎりなき神の命にしたが
ひ預言者の書によりてあらはれしその奥義にしたがひて
我つたふる福音およびわがのぶるところの耶穌キリストの
教訓をもてなんぢらを堅固せしむることをうるもの　二七
たゞ獨一の智神に榮かぎりなく耶穌キリストによりてあら

んことを願アーメン

羅馬書終

使徒パウロコリント人におくれる前書

第一章

神の旨によりめして耶穌キリストの使徒となし
たまへるパウロおよび兄弟ソステネ
二 ふみをコリントに
ある神のけうくわいすなはちキリスト耶穌にありてきよ
められめされて聖徒となれるものおよびわれらのところ
にもかれらのところにも諸處にありてかれらの主いゑす
キリストの名をよぶものにおくる
三 なんぢらねがは
くはわれらの父なる神および主いゑすキリストより恩寵
と平康をうけよ○
四 いゑすキリストにありてなんぢらが
たまはりし神のめぐみにつきてわれ恒になんぢらがため

にわがかみに感謝す　五　そはなんぢらかれにありて諸事に
おいてすべての教訓とすべての知識とにとむことをえられ
たり　六　これキリストの證なんぢらのうちにかたうせら
れしによる　七　このゆゑになんぢらたまはるところの恩賜
にかくることなくしてわれらの主イエスキリストのあらはれん
ことをまてり　八　神はなんぢらをおはりまでなんぢら堅くしわれらの
主イエスキリストの日においてなんぢらに責なからしむ
九　それかみは誠信なり。これなんぢらを召てその子われらの主
イエスキリストの交際にいらしめたまへり○　十　きやうだ
いよわれらの主イエスキリストの名によりてわれなんぢ

らにすゝむ、なんぢらみな言をおなじうし且わかるることな
く心をおなじうし意をおなじうして聯合べし
十一 そはわが兄弟よクロエの家人なんぢらのことをわれにつげ
くなんぢらのうちにあらそひありといひければなり
十二 なんぢらおのおのわれはパウロわれはアポロわれはケパわれはキリストに屬すといふ。われこれをいふなり
十三 キリストはあまたにわかるゝものならんやパウロはなんぢらのために十字架につけられしや。またなんぢらはバプテスマをうけしかパウロの名にいられしや
十四 われかみに謝すわれはキリスポとガヨスのほかのなんぢらのうちひとりにもバプテスマ

をほどこせしことなし 十五 こハわが名によりてバプテスマ
をほどこしと人にいはれんことをおそれたるゆゑなり 十六 これ
またステパナの家族にはバプテスマをほどこせり。そのほか
にハこれ人にバプテスマをほどこせしことあるや否をし
らず 十七 キリストのこれをつかハせしはバプテスマをほど
こさせんためにあらず福音をのべつたへしめんためなり
またわれはことばの智慧をもちゐしめざれば。こはキリ
ストの十字架のむなしくならざらんためなり 十八 それ十字
架のをしへはほろぶるものには愚なるもの。これらすくは
るゝものには神の能たるなり 十九 それふみに録てこれいつしや

の智をほろぼしさときものの慧をむなしくせんとあるがごとし 二十 智者いづくにある學者いづくにあるこの世の論者いづくにある神はこの世の智慧をしておろかならしむるにあらずや 二一 世の人はおのれのちゑをもて神をしらず。是かみの智慧にかなへるなり。この故に神は傳道のおろかなるをもて信ずるものをすくふをよしとせり
二二 ユダヤびとは休徴をこひギリシヤびとは智慧をもとむ 二三 これらは十字架につけられしキリストをのべつたふ即これはユダヤびとにはつまづくものギリシヤびとにはおろかなるものなり 二四 されど召れたるものにはユダヤびとにも

もギリシヤびとにもキリストはかみの大能また神のちゑなり 二五 それ神のおろかなるハひとよりも智かみのよわきハ人よりもつよし 二六 兄弟よめしたまへるなんぢらをみよ肉によれるちゑあるものおほからず能者おほからず貴者おほからざるなり 二七 かみハ智者をはづかしめんとて世のおろかなるものを選び強者をはづかしめんとて世のよわきものを選びたまふ 二八 また神はあるものをほろぼさんとてよの賤者とかろしめらるゝものまたハ無がごときものを選らびたまへり 二九 これすべての人かみのまへに誇ることなからん為なり 三十 なんぢらハ神によりてキリスト耶穌にあ

り。彼ハ神よりたてられてなんぢらの智慧また義また聖
またあがなひとなりたまへり 三一 されバほこるものハ主
によりてほこるべしとあるがごとし

第二章 きやうだいよ我さきになんぢらにいたりしとき
ことばと智慧のすぐれたるをもてなんぢらに神のあかし
をつたへざりき 二 そハわれ耶蘇キリストとこれの十字架
につけられしことの外ハなんぢらのうちにあるあひだハ我
もしるまじと意にさだめたればなり 三 われなんぢらとと
もにをりしときハ弱かつ懼またおほくをのゝけり 四 わが
いひしところまたわが宣しところハ人のちゑの婉言をも

ちからず霊(みたま)と能(ちから)のあらはしをもちひたり 五 そハなんぢら
の信仰(しんかう)をしてひとのちゑによらず神(かみ)のちからによらしめ
んとおもへバなり 六 されどもわれら全(まつたき)もののうちにてハ智(ち)
慧(ゑ)をかたる。これこの世(よ)のちゑにあらずまたこのよの有司(つかさ)
ほろびんとするもののちゑにもあらず 七 われらのかたると
ころハかくれたる神(かみ)の奥義(おくぎ)のちゑなり。こハ創世(よのはじめ)のさき
より神(かみ)のあらかじめわれらをして榮(さかえ)をえせしめんがため
にさだめたまひしものなり 八 この世(よ)のつかさハこれをし
るもの一人(ひとり)もなし。もししらバさかえの主(しゆ)をざふじうまつ
みざりしならん 九 しるしたるハ神(かみ)のおのれを愛(あい)するもの

めにそなへたまひしものは目いまだみず耳いまだきかず
人のこゝろいまだおもはざるものなりとあるがごとし 十
されど神はその靈をもてわれらにこれらをあらはせり靈は
すべてのことをたづねしる。また神のふかきことをもさぐ
りしるなり 十一 それ人のことはその人のうちにある靈のほかは
たれかしるものあらんや。かくのごとく神のことも神の靈
のほかはしるものなし 十二 われらのうけしはこのよの靈に
あらず神よりいづる靈なり。これかみのわれらにたまひし
ところのものをしるべきためなり 十三 このことはわれらこの事を
かたるに人のちゑのをしふるところの言をもちゐず聖靈

のうちにあるところのことをしるなり。それとおなじく靈のことは我らもみたまのことをあつるなり。十四 うまれつきのまゝなるひとは神のみたまのことをうけず。これおのれには愚なるものとみゆればなり。またこれをしることあたはず。そは靈のことはみたまによりてわきまふべきものなるがゆゑなり。十五 されど靈につけるものはすべてのことをわきまへえる。而しておのれは人にわきまへらるゝことなし。十六 誰か主のこゝろをしりて主をおしふるものあらんや。されどわれらはキリストのこゝろをもてり

第三章 兄弟よわれなんぢらにかたるとき靈に

に屬るものにかたるがごとく語るあたはずたゞ肉につけ
るものゝごとくまたキリストにある赤子にかたるごとく
せり 二 われなんぢらに乳汁のましめてかたきもの與
へざりき。なんぢら食ことあたはざればなり今も尚あたは
ず 三 そはなんぢらなほ肉につけるものなればなりなん
ぢらのうちに嫉妬と分爭あり。これなんぢら肉につき
人のごとくおこなふにあらずや 四 それはパウロにつき我は
アポロにつくといふものあるはこれなんぢら肉につけ
るならずや 五 パウロはたれアポロは誰われらはたゞなの
によりてきるものはあてつだひなんぢらをして信ぜしめん

とてつとむるものなるのおくのたのし。六 さきにわれハうゑア
ポロハ灌そゝぎつるものいさゞ神なり 七 うゝるものみづそ
ゝぐものもかぞふるまでもあらねバさゞたふときハそゝぎつると
ころの神なり 八 それ種者みづそゝぐものもこゝろなるて
とおなじおのく工まなるさぐひてその賞うべし 九 われら
神とゝもにはたらくものなり。なんぢらハ神のはたけなり神
の室なり 十 神のわれにたまひしめぐみにしたがひわれ
かしこき工師のごとくすでに基礎をすゑたり。いまほかの
人そのうへに建いのハそのうへにたつべきこのおのく慎て
すべし 十一 それ置たるひとつしか得ぬほかのまされる基礎

すゑうることあたはざれバなり。このいしずゑハすなはち耶
穌キリストなり 十二 もしひとこのいしずゑのうへに金銀寶
石木艸禾稿をもてこそなバ 十三 おの〳〵のわざあきらかな
らん。この日これをあらはすべければなり。これハ火をもてあ
らはれん。その火おの〳〵のわざの如何をこゝろむべし 十四 も
しそのたつるところの工たもたバむくいをえ 十五 もしその
わざやこのをなさバ損をうくべけれどおのれハ火よりのがれい
づるごとくつひにすくはれん 十六 なんぢらハ神のみやに
してかみの靈なんぢらのうちにすまふことをしらざるか
十七 もし人かみのみやをこぼたバ神かれをほろぼさん。それか

この殿(みや)ハきよきものなればなり即(すなはち)なんぢらなり 十八 たれもみづからあざむくなかれ。もしなんぢらのうちまこの世(よ)まおいて智慧(ちゑ)ありとおもふものあらバ智者(ちしや)となるためまおろかなるべし 十九 それこのよのちゑハ神(かみ)のまへまハおろかなればなり。しるしていはく神(かみ)ハちしやをそのみづからの詭計(たくみ)まよりてとらふ 二十 またいはく主(しゆ)ハちしやのおもひをむなしきものとしろしめす 二一 されバたれもひとをほこるなかれ萬物(ばんぶつ)ハなんぢらのものなり 二二 あるひハバウロあるひハアポロあるひハケパあるひハ世界(せかい)あるひハ生(せい)あるひハ死あるひハいまのものあるひハのちのもの是(これ)みななんぢら

んぢらのものなり 二三 なんぢらハキリストのものキリスト
ハ神のものなり

第四章 人よろしくわれらをキリストの役者のごとく神の
おくぎをつかさどる家宰のごとくおもふべし 二 またこの世
にありていへつかさに求るところハその忠信ならんこと
なり 三 われなんぢらにはかられあるひハ人にはからるゝ
ことを尤ちひさきこととなす。われもみづから我評ず 四 わ
れみづから省ハあやまちあるをおぼえず。されどもこれ
によりて義とせられず。われをはかるものハ主なり 五 され
バ主のきたらんときまで時いまだいたらざるうちハ審判

ゆゑなりこれ主はくらきにあるかくれたることをてらし心
のはかりごとをあらはしたまはん。そのときおのおの神よりほまれ
をうべし 六 兄弟よわれなんぢらのためにこれらのことをもて
わがみとアポロとになぞらへたり此はなんぢらのことによ
りなんぢらをして録されしところにすぎて人を思議べ
からざることを我まなばせ。これはなんぢらこのひとりをたてゝをまさ
からひおのおの誇ことなからしめんためなり 七 なんぢをし
てひとに異ならしむるものはたれぞ。なんぢにのもら
はざるものはなにものぞ。もしこれを我もらうばなにぞ受領ざる
ごとくほこるや 八 なんぢらはすでに飽なんぢらはすでにとめ

て。なんぢらわれと偕ならずして王となり。われ實はなんぢ
がわうたらんことを願へハわれらもなんぢらとともに王た
らんがためなり 九
われおもふに神はわれら使徒を死にさ
だめられしもののごとく末のものとしてあらはしたまへ
り。そハわれらハ宇宙のものすなはち天のつかひおよびひ
とびとに觀玩にせられたればなり 十
われらはキリストのた
めにおろかなるものとなり爾儕はキリストにありてさ
ときものとなれり。われらはよわくなんぢらは強なんぢら
はたふとくわれらは賤 十一
いまのときにいたるまでわれら
は飢また渇また裸またうたれ斯てさだまれるすみかなく

十二 ほねをはたらく手づから工をなし罵らるゝときは祝しせめ
らるゝときは忍 十三 そしらるゝときは勸をなせり。われらは
いまにいたるまで世乃あくたさまよろづのものゝ塵垢のご
とし 十四 我なんぢらを愧しめんとてこれを書にあら
ずたゞへつくわが愛する子どものごとくなんぢらを儆んと
てなり 十五 なんぢらキリストにありてをしへ師は一萬あり
とも父はおほくあることなし。それはわれキリストイエスに
ありて福音をもてなんぢらを生ぜしなり 十六 このゆゑに
われなんぢらのこれに效んことを勸むるなり 十七 これによ
りてわが愛子にしてありて忠なるテモテをわれなんぢらにつかは

はつかハせり彼ハわがキリストにありてをしふるところをなへてあまねく教會(けうくわい)にてはをしふる模範(のり)をなんぢらにおぼえさすべし 十八 なんぢらのうちにわれをなんぢらにいたらざるとしてみづからほこるものあり 十九 されど主(しゆ)のこゝろにかなはゞ我(われ)すみやかになんぢらにいたりほこるものゝその言(ことば)はしらざれ能(ちから)をしらん 二十 それ神國(かみのくに)はことばにあらずちからにあればなり 二十一 なんぢらなにをねがふや笞(むち)をもてわれのなんぢらにいたることをねがふのかく愛(あい)と柔和(にうわ)のこゝろをもていたることをねがふの

第五章

なんぢらのうちに姦淫(かんいん)あることつねにきこゆ。そのか

んいんは異邦人のうちにもあらざるほどのことにて人そ
のちゝの妻をもつときこゆ 二 なんぢらほこれる斯ることを
おこなひしものをなんぢらのうちよりしりぞけられんこ
とをかなしびてなげかざるこの 三 われ身をなんぢらのうちには
をらずといへども霊をもてはそこにありて居がごとくすでにこれ
をおこなひしものの此罪をさばきてあり 四五 をなんぢらわれらの
主いゑすキリストの名によりてなんぢらのあつまらん
ときわが霊もともにありてわれらが主いゑすキリ
ストのちからによりかくのごときものをサタナにわたし
その肉体をほろぼしその霊をして主いゑすの日にはすくひ

をえせしめんとさだめたるなり 六 なんぢらのほこるハよ
ろしからずすこしのパンだねその全團をこぞふくらすを
しらざるか 七 なんぢらハ麪酵なきがごときものなればふ
るきパンだねを除てあたらしきかたまりとなるべしそれ
われらの逾越すなはちキリストハすでにほふられたる
へるぞ 八 されバわれらふるきパンだねをもちゐず悪
毒と暴狠のパンだねをもちゐず眞實と至誠なるたねなき
パンをもちゐて節をまもるべし○ 九 われなんぢらに姦淫
をおこなふものとともにまじはるなかれと既にこのかきおく
れど 十 されどこの世の淫をおこなふものまたハ貪婪もの

または勒索(らだふ)ものまたは偶像(ぐうざう)をたのむものとまじはることを
まつたく禁(きん)ずるにはあらず。もしそのならばなんぢらは世(よ)を
はなれざるべからず。十一 いまわがなんぢらに書(かき)おくりしはきや
うだいとよばるゝもののもし淫(いん)をおこなひまたはむさぼり
またはぐうざうを拝(をがみ)またはそしりまたは沈湎またはう
ばふことをせばかれとともにまじはることなく斯(かゝ)るものと
ともに食(しよく)することをもせざらしめんとてなり。十二 外(そと)にある
ものをさばくことはなんぞわれにあづからん。なんぢらが
審判(さばく)ところはうちのものにあらずや。十三 そとにあるものは
神(かみ)これをさばくかゝるあしき人(ひと)はつゝきをなんぢらのうち

より黜べし

第六章 なんぢらのうちたのひと事あるとき聖徒のまへにうつたふることをせずして敢てただしからざるもののまへに訟ることをするものあるか 二 なんぢらせいとの世をさばかんことをしらざらんや世もしなんぢらにさばかるるならばなんぢら至てちひさきことをさばくにたらざるものならんや 三 なんぢらわれらが天使をさばかんことをしらざらんや況やこのよのことをや 四 このゆゑになんぢらもしこの世のことをさばかんとせば教會のうちにかろくみやしきものをさばきの座にすわらしめよ 五 これなんぢら

我まづこの一めんとゝくこのくいへ也。なんぢらのうちにはそのき
やうぶんのあひだのことをさだむる智者ひとつもなきの
らんや 六 きみたち兄弟(きやうだい)ときやうだいあひうつたへこの
ことを不信者(ふしんじや)のまへにすくなせり 七 なんぢらたがひは相訟(あひうつたふ)
るはよりなんぢらのうちにまつたくことは過(あやまち)あり。なんぢら何(なん)ぞて
をよりむしろ不義(ふぎ)をうけざるや何(なん)ぞそれよりも竊(ぬすみ)をあざ
むきをうけざるや 八 噫(あゝ)なんぢらふぎをなしあざむきをなし
兄弟(きやうだい)にもまたこれをなせり 九 なんぢらたゞしからざるも
の神國(かみのくに)をつぐことをえざる事をしらざるか。なんぢらみづ
から欺(あざむく)なかれ。すべて淫(いん)をなすとなひまじはれ偶像(ぐうざう)をたのみま

又ハかんいんをなし又ハ男娼となり又ハ男色をおこ
なひ 十 又ハ盗竊またハ貪婪または酒によひしづみま
たハ辱罵またハうばふものなどハみな神のくにをつぐこ
とをえざるなり 十一 なんぢらのうち前ハかくのごときも
のありしかども主いえすの名によりかつわれらの神のみ
たまによりて洗滌またきよまりまた義となることを得た
り〇 十二 すべてのもの我によからざるなし。されどすべて益
あるにあらず。すべてのものおれによからざるなし。されど
おれその一をもわが主となさず 十三 食ハはらのため腹ハしよ
くのためなり。されど神ハこれもかれもほろぼすべし身ハ

淫をおこなふためにあらず主のためなり主もまた身のため
なり十四神すでに主をよみがへらせたまふ。またその能力
をもてわれらをもよみがへらんべし十五なんぢらの身はキ
リストの肢なるをしらざるか。これキリストのえだを娼妓
のえだとなしてよからんや。しからざるなり十六あそびめ
に合ものはかれとひとつのからだとなるをしらざるか。そ
はふたりのもの一躰となるべしといひたまひければなり
十七主にあふものは一霊となるなり十八なんぢら淫をさけよ
人のすべておこなふつみは身のそとにあり。されどいんを
行ものはおのが身にをかすなり十九なんぢらの身はなんぢ

らが神よりうけたるなんぢらの衷にあるせいれいの殿に
してなんぢらはなんぢのものにあらざることをしらざる
か 二十 それなんぢらは價をもてこのをかはれるものなれバなり
このゆゑに神社ものなるなんぢら身體においても靈魂に
おいても神のさかえをあらはすべし

第七章

なんぢらがわれにかきおくりしことにつきてハ男の
女にふれざるをよしとす 二 されども淫行をまぬかるゝ
ためには人おのおのその妻をもちをんなもおのおのその夫をも
つべし 三 をつとはその分をつまにはたすべし妻もまたをつと
におなじくすべし 四 つまはみづからその身をつかさどること

ばえば夫これをつかさどる。かくのごとくをつともみづか
らその身をつかさどることをえばつまをも主る 五 あひ
ともにへだてなくおのれかれどたがひに意をあはせてしばら
く祈禱をつとめにわくのるゝいよし後まくともに合べし。これ
サタナなんぢらの情のさへざるに乗じてなんぢらをいざ
なはざらんためなり 六 されどわがこれをいふは命ずるに
あらず許なり 七 われはすべての人われのごとくならんこ
とをねがふ。されどおの〳〵神よりおのれのたまものをうけ
あり此はかくのごとく彼はかのごとし 八 われいまだ婚
姻せざるものおよび嫠婦にいはん。もしわがごとくしてを

らバかれらはよきなり 九 もしみづから制ることあたはず
バこんいんせるもよし。それ婚姻するはむねのもゆるよりも
まされバなり 十 これこんいんせしものにめいず妻はをつ
とはわかるゝなかれとの命ずるはわれにあらずして
主なり 十一 もしわかるゝことあらむ嫁がずしてをるかまたはをつ
とゝやはらぐことをすべし夫もまたつまをさるべからず
十二 そのほかの人はわれこれをいふ主のいふにあらず。もし
きやうだい不信なるつまをもてるとき妻ともにをらんこ
とをねがはゞこれをさるなかれ 十三 またをんな不信なるを
つとをもてるとき夫ともにをらんことをねがはゞこれを

さるなられ 十四 そハふしんなるをつとハつまによりてきよ

くあり不信なるつまハをつとによりて潔なれバなり。志か

らバなんぢらの子どもハきよからざらん。されど今ハきよき

ものなり 十五 不信者みづからはなれさらバそのさるにま

まかせよ。かくのごときことあらバ兄弟あるひハ姉妹つ

ながるところなし神のなんぢらをめしたまへるハなんぢら

を和睦をらしめんとなり 十六 妻よなんぢいかでそのをつとを

救ことをうるや否をしらん夫よなんぢいかでそのつまを

救ことをうるやいなやをしらん 十七 されど神のおのおのにわ

かちあたへたるところ。また主のおのおのを召ところにしたが

ひとつのごとくおこなふべし。これすべての教會にさだめたるもののごとし 十八 割禮ありてめされたるものはその割禮をすつるなかれ。かつれいなくしてめされたるものはかつれいをうくるなかれ 十九 かつれいはうくるもなにの得ることなく割禮をうけざるもなにのうることなし得るところはたゞ神のいましめを守るにあり 二十 おの〳〵そのめされしときにありしところに止まるべし 二一 なんぢ奴隷にてめされなばおもひわづらふなかれ。されどもしゆるさるゝことを得ばむしろこれをうくべし 二二 めされて主にあるどれいは主につける自主あるものなり。かくのごとく

めされし自主のものはキリストのどれいなり 二三 なんぢらはあたひをもて買はるるものなり人の奴隷となるなかれ 二四 兄弟よおの〳〵めされしときはありしところの分にとゞまりて神とともにをるべし○ 二五 處女のことはつげらくはわれいまだ主のめいれいをうけず。されどわれ主のあはれみをこうむりて忠義なるものとなりたればわがおもひを述べし 二六 いまの災はようやくきたれり婚姻せざるをよしとす。かくのごとくなるは人はよし 二七 なんぢ妻はつながるるものなるか。去らるることをもとむるなかれ。なんぢつまの繋なきものなるか。去らべつまをもとむるなかれ 二八 爾もしめとる

ともつみを犯はあらじ。をとめもしよめいりするとも罪を
をかすにはあらじ。されどかくのごときものはその身(み)になやみある
あらん。われなんぢらをしてわづらはしむるはしのびじ 二九
兄弟(きやうだい)よわれこれをいはん今(いま)よりのちのときはちぢまれり
そは妻(つま)をもてるものはもたざるがごとく 三十 哭(なく)ものはなか
ざるがごとく喜(よろこぶ)ものはよろこばざるがごとく買(かふ)ものは
たもたざるがごとく 三一 この世(よ)をもちゐるものは用(もちゐ)ざるがごと
くすべきつとめなり。それこのよの形状(ありさま)はすぎゆくなり 三二 わ
れなんぢらがおもひわづらはざらんことをねがふ婚姻(えんいん)せ
ざるものはいかにして主(しゆ)をよろこばせんと主(しゆ)のことをお

もひわづらひ 三三 こんいんせしものはいかにして妻【つま】をよろこばせんと世【よ】のことをおもひわづらふなり 三四 つまとなれるものと處女【をとめ】なるもののわかちあり。よめいりせざるものは身【み】も靈【れい】もきよからんとめしゆのことをおもひわづらひ嫁【よめいり】せしものはいかにしてをつとをよろこばせんと世【よ】のことをおもひわづらふなり 三五 我【われ】これをいふはなんぢらを益【えき】せんためなり。なんぢらに絆【ほだし】をかけんとするにあらず。なんぢらをして理【ことわり】にかなはせてこゝろづかひなくねんごろに主【しゆ】につかへしめんとてなり 三六 人【ひと】もしそのむすめに對【たい】しておのがおこなふことことわりにかなはざるとおもふとき女【むすめ】とし

すぎうつりやむことをえざることあらばそのこゝろにまかすべし。これ罪(つみ)をおかすにはあらずかれらはこんいんせさすべし 三七 されど人(ひと)もしそのこゝろをかたくし己(やむ)をえざることもなくまゝにおのが意(こゝろ)のまゝになすことをえてそのむすめをとゞめおかんとこゝろのうちにさだめなばそのするはよきことなり 三八 かくのごとくなれば嫁(よめいり)せさするものゝおこなひもよし。されどよめいりせさせざるものゝおこなひはさらによし 三九 夫(をつと)いけるうちはつまおきてはつながるるなり。されどをつともし死(しな)ばこゝろのまゝによめいりすることをゆるさる。たゞ主(しゆ)にあるものにのみゆくべし 四十 さ

れどこれおもふはせんなそのまゝとゞまるべきことはさ
いそひなり。われらく神のみこゝろは感じくりとおもふ

第八章

偶像にさゝげしものはつゆそれらみな知識あ
ることなし。ちかしきん人が作らしむ。されどあいさ徳を
そなふるものなり 二 もしみづからよくもの知とおもふも
のはいまだそのしるべきほどをもしらざるものなり 三 人
もし神を愛せばこれ神にしられたるなり 四 ぐうざうにさ
さげしものを食ふことについてはわれらぐうざうの世はな
きものなるをしる。またひとりの神のほかにはみなきこし
る 五 神ととなふるものあるひは天にありあるひは地にあ

りておほくの神おほくの主あるがごとしといへどもわ
れらにおいてはたゞひとつの神すなはち父あるのみ。よろ
づのものこれより生われらこれに歸す。またひとつのしゆ
すなはち耶蘇キリストありて萬物これによりわれらもこれ
によれり。七 されどみなこのことをしらず今にいたるまで
なほこゝろに偶像をおもひてこれを偶像にさゝげし
ものとおもひて食するものあり。このゆゑにその心よわく
してけがさるゝなり 八 神とわれらのあひだは食物によ
るにあらず。そはくふるもまさることなくくはざるもお
とることなし 九 されどなんぢらつゝしみてその自由がよわき

ものゝ蹟(つまづき)となるなかれ 十 ひともし知識(ちしき)あるところのなんぢがぐうざうの廟(みや)にざしてしよくするをみばよわき暗弱(よわき)もののこゝろこれにすゝめられてぐうざうにさゝげしものをしよくせざらんや 十一 またキリスト彼(かれ)のために死(し)しよわき兄弟(きやうだい)なんぢのちしきによりてほろびざらんや 十二 このごとくなんぢらきやうだいに罪(つみ)をおかしよわきこゝろを傷(やぶる)はキリストにつみをおかすなり 十三 これゆゑにもし食物(しよくもつ)わがきやうだいをつまづかせなばわれは兄弟(きやうだい)をつまづかせざるためにいまいつまでも肉(にく)をくらはじ

第九章

われは使徒(しと)にあらずや。われは自主(じしゆ)にあらずや。われ

をわれらの主いえすキリストをみしにあらずや。なんぢら
が主にあるはわが工にあらずや　二　われ他人にはしとにあ
らずともなんぢらには使徒なり。そはなんぢらの主にある
はわがしとの職の印なればなり　三　わがことをさばくもの
にこたふるはこれなり　四　われら飲食をうくるけんなきや
五　われらほかのしとたちおよび主のきやうだいとケパの
ごとく姉妹なるつまをたづさふる權なきや　六　われと
バルナバのみ工をやむることをえざらんや　七　たれかの軍にい
でゝおのれの財をつひやすものあらんや。たれかの葡萄園を
つくりてその果をくらはざるものあらんや。たれかの羊をこの

ひとそのちゝを飲まざるものあらんや 八 これ人のことにのみよりてこれをいはんや。おきてもまたかくいふにあらずや 九 モーセのおきてに穀物をこなすうしに口籠をかくべからずとしるされたり 神うしのために慮たまへるか 十 またわれらのためにのみこれをいひたるにあらずや。これわれらのために録したるなり。それ耕ものは望ありてたがへし、こくもつを碾ものはそのこくもつを得るのぞみありてこなすべきなればなり 十一 われらもしなんぢらのために霊のものをまきたらばなんぢらの肉のものをかりとるは大事ならんや 十二 ほかの人もしこの權威をもたん時はわれらは

もたバましてわれらをや。されどわれらこのけんゐをもち
ゐずキリストの福音(ふくいん)はさまたげなきやうにわれらはすべて
のことをしのぶ 十三 なんぢらしらざるか聖事(きよきこと)をつとむるも
のはみやのものをしよくし祭壇(さいだん)につかふるものはさいだ
んとともにその須(わかち)をとることを 十四 かくのごとく主(しゅ)ふくいん
をのべつたふるものは福音(ふくいん)によりてすごさんことをさだ
めたまへり 十五 されど我(われ)これらのことは一(ひとつ)をももちゐず。ま
たかくのごとくせられんためにこれをかきおくるにあら
ず。そは我ほこるところを人(ひと)はむなしくせられんよりはむし
ろ死(しぬ)るはわれはよきことなればなり 十六 われふくいんをの

べつたふるといへども誇べきところなし已をえざるなり
もしわれ福音をのべつたへずバ實にわざはひなり 十七 もし
われこのみづからこれをなさバ賞をえん。もし我志のまゝならざるも
その責任ハわれにあづけられたり 十八 しからバわがむくいハなに
にあるや我ふくいんをのべつたふるに人をしてつひえな
くキリストのふくいんをえせしめまた福音にあたへらるわが
もてる權をみだりにもちひざる即ちこれなり 十九 それわれハすべ
ての人にむかひて自主のものなれどもさらにおほくのひと
をえんためにハみづからおのれをすべてのひとの奴隷とな
せり 二十 ユダヤびとにハわれユダヤ人のごとくなれり。これ

ユダヤびとをえんためなり。また律法のしたにあるものには
我おきてのしたにはあらざれどもおきてのしたにあるも
ののごとくなれり。これ律法のしたにあるものをえんため
なり 二 おきてなきもののまへに我おきてなきもののごとくな
れり。これおきてなきものを得んためなり。されど我神に
むかひておきてなきにあらず。しかもキリストのおきての
したにあるなり 三 柔弱もののまへにわれよわきもののごとく
なれり。これよわきものをえんためなり。またすべての人に
いづれそのすべてのひとの状にしたがへり。これいかにも
してかれら數人をすくはんためなり 三 わが福音のためには

このこと行ふはひとゝともにふくいんにあづからんためなり 二四 なんぢらしらずや馳場をはしるものはみなはしれども褒美をうるものはたゞ一人なるを。なんぢらも得んためにはしるべし 二五 すべて勝をあらそふものはなにごとをもひかへ謹なり。これらはやぶれやすき冕をえんがためにこれをおこなひ我儕はやぶれざるかんむりをえんがためにこれを行なり 二六 されば我が趨はめあてなきがごときにあらずわがたゝかひは空をうつがごときにあらず 二七 おのれの體をうちたゝきこれを服せしむ。それほかの人ををしへてみづから棄られんことをおそるればなり

第十章 兄弟よわれなんぢらが左のことを知らざるをこの
まず。それハわれらのせんぞハみな雲のしたにあり皆うみを
とをりみなくもと海にてバプテスマをうけてモーセにつけ
り 三 みなおなじく靈のくひものを食し 四 みなおなじくれ
いのみものをのめり。これハかれらにしたがへる靈の磐よ
りのみたるなり。そのいはハすなはちキリストなり 五 され
どかれらのうちおほくハ神のこゝろにかなはざるがゆゑ
に曠野にてほろぼされたり 六 これらのことハわれらをし
てかれらが嗜しごとく悪をしたはざらしむるわれらの鑒
なり 七 民ハざしていんしよくし起てまへりとあるされと

るごとくかれらのうちあるもののなせしはならひてなんぢ
ら偶像ををがむものとなるなかれ 八 またかれらのうちあ
るもの好淫をおこなひ一日に二萬三千人たふれたり。われら
はならひてわれらいんいんをすべからず 九 またかれらのう
ちあるものキリストをこゝろみて蛇にほろぼされたり。この
れらはならひてわれらも試べからず 十 またかれらのうち
あるもの怨言をおこせしものはほろぼされたり。われらは
ならひてなんぢらもつぶやくなかれ 十一 これらがあへるて
のすべてのこと鑑となれり。これらのこと録さるさ
れたるは末世にあへるわかれらをいましむるためなり 十二

されば　みづから立(たて)りとおもふものは　たふれざるやうにつ
つしむべし　十三　なんぢらが遇(あひ)しところみは人(ひと)のつねならざる
はなし。かみは信(まこと)あるものなり。なんぢらをこらへしのぶこ
とあたはざる試惑(こゝろみ)にはあはせじ。なんぢらが　そのこゝろみを
こらへしのぶことをえん　ためにそれにそへてのがるべき
みちをそなへたまふべし　十四　されば　わが愛(あい)するものよぐ
うざうを拝むわざをさくべし　十五　われ智者(ちしや)にいふごとく
いふ。なんぢらがいふところを審(さばく)べし　十六　われらがいはふ
ところの祝杯(いはひのさかづき)はともにキリストの血(ち)をうくるにあらずや。わ
れらが擘(さく)ところのパンはともにキリストのからだを領(うくる)にあら

ばや 十七 パンハ一(ひとつ)なり。おほくのわれらもまた一體(ひとつからだ)なり。そハ
みなひとつの餅(パン)をともにうくればなり 十八 肉(にく)によれるイ
スラエルの人(ひと)をみよそなへものをくらふものハ祭壇(さいだん)にあづ
かるものにあらずや 十九 されバわがいへることハなにぞや
偶像(ぐうぞう)ハあるものなりといへるか。さにあらずぐうざうにささげし
ものハあるものなりといへるか。さにあらず 二十 われいふ異邦人(いほうじん)
のささぐるものハ神(かみ)にささぐるにあらず悪鬼(あくき)にささぐる
なり。われなんぢらがあくきとまじはるをこのまず 二十一 なん
ぢら主(しゅ)のさかづきと悪鬼(あくき)のさかづきとをかねのむことあ
たはず。主の筵(むしろ)とあくきのむしろとに兼伴(かねつらな)るあたはず 二十二 われ

れら主のねたみをおこさんとするかわれらかれよりも強
ものならんや 二三 すべてのものハわれハよからざるなし。され
どすべてのもの益あるにあらずすべてのものハわれハよか
らざるなし。されどすべてのもの徳をたつるにあらず 二四 人
みなおのれのえきをもとむるなくおの〳〵ひとの益をもと
むべし 二五 すべて市にうるものハ良心のためにとふことを
せずして食すべし 二六 そハ地とこれにみてるものハ主のも
のなれバなり 二七 なんぢらもし不信者にまねかれてゆかん
とせバすべてなんぢらのまへにおけるものを良心のため
にとふことをせずしてしよくすべし 二八 もし人なんぢらに

これハ偶像(ぐうざう)にさゝげしものなりといひて告(つげ)しもののためにあ
また良心(りやうしん)のためにこれをしよくするなかれそれ地(ち)とこれ
にみてるものハ主の屬(もの)なれバなり 二九 りやうしんとい
ふハなんぢらの良心(りやうしん)にあらで他人(たのひと)のりやうしんをいふなり。い
かんぞほかのひとのりやうしんハわが自由(じゆう)をつみにさだ
めらるゝことをせんや 三十 もしわれ感謝(かんしや)してしよくするこ
とをなさバなんぞそのかんしやするところのものによりて
そしらるゝことをせんや 三一 されバなんぢらくらふにも
も飲(のむ)にもなにごとをおこなふにもすべて神のさかえをあ
らはすやうに行(おこな)ふべし 三二 ユダヤ人(ひと)をもギリシヤびとをもまた

神のけうくわいをもつまづくのとなるなかれ。われいちおがすべてのことにおいてすべての人のこころにかなふやうにし。われらがすくはれんとあるはおのれの益をもとめずおほくの人のえきをもとむるがごとくにすべし

第十一章 われがキリストにならふごとくなんぢらわれに效べし○

二 兄弟よなんぢらすべてのことにおいてわれを記念し又わがなんぢらにつたへしごとくその傳をまもるはよろこ我なんぢらをほむ 三 すべての人のかしらはキリストなりをんなの首はをとこなりキリストのかしらは神なりとなんぢらがしらんことをねがふ 四 すべて男子のかしらにものをかぶりて

むりていのりをなしあるひハ預言(よげん)するときハその首(かしら)をは
づかしむるなり 五 すべて女(をんな)かしらにものをかむらずし
て祈(いのり)をなしあるひハよげんするときハそのかしらを辱(はづか)し
むるなり。これ薙髪(ていはつ)とひとつにしてたがふことなし 六 女(をんな)も
しものをかむらずバ髪(かみ)をきるべし。されどこのみを剪(きり)またそ
ることをもしをんなのはづべきことならバものをかむるべ
し 七 をとこハ神(かみ)のかたちとさかえなれバそのかしらにも
のを蒙(おほ)ふべからず。をんなハをとこの榮(さかえ)なり 八 それをとこハ
をんなよりいでしにあらず女(をんな)ハをとこよりいでされバな
り 九 また男(をとこ)ハをんなのためにつくられしにあらず女(をんな)ハをと
このためにつくられしなり このゆゑにをんなハ天使

とこのためにつくられしなり　このゆゑにをんなは天使のゆゑによりてかしらに権威(けんゐ)をもつべきものなり　十一　されど主(しゆ)にありてはをとこさをんなによらざることなく女(をんな)はをとこによらざることなし　十二　をんなの男(をとこ)よりいでしごとくをとこもをんなによりて出(いづ)なりして萬物(ばんもつ)みなかみよりいづるなり　十三　なんぢらみづからわきまふべし女(をんな)ものをかむらずして神(かみ)にいのるはよろしきことなるか　十四　男(をとこ)もしながき髪(かみのけ)あらばはぢべきことなりとなんぢら自然(しぜん)にしるにあらずや　十五　されど女(をんな)もしながきかみのけあらばそのきこえなりそれかむりもののかはりにかみのけをたまひたればなり

十六 たとひあらそひ論ずるものありとも。かくのごとき例を
われらはまた神のけうくわいにもあることなし◎ 十七 己
れこれらのことを命じてなんぢらをほめざるはなんぢら
の聚會えきをうけずしてかへつて損をまねけばなり 十八 ま
づなんぢら教會にあつまるときそのうちにあらそひはあらそ
ひわかるゝことあるときけり。われ畧これをしんず 十九 そ
はよろしきものゝなんぢらのうちにあらはれんため異端
なからざるをえざればなり 二十 なんぢらひとつところにあ
つまるはしゆの晩餐をくらふにあらず 二一 そは食する
ときおのおのまづおのれのばんさんをくらふるゆゑ。あ
るひは飢るものありあるひは酔ものありけるものあればなり

るひハ飢るものありあるひハ醉あけるものあれバな
んぢらいんしよくすべき室なきか神のけうくわいをかろ
んじまづしき者をはぢかゞしめんとするか。われなにを汝にいは
んや。これによりてなんぢらを稱揚べきや。われハほめざるな
り　二三　そハわがなんぢらにつたへしことハ主よりうけたる
なり。主イエスわたさるゝ夜パンを取　二四　祝し
てこれをさきいひけるハとりて食せよこれハなんぢらの為に
さゝぐるわが體なりなんぢらも如此おこなひてわ
れをおぼえよ　二五　食しをはりて杯をとりてさきのごとくし
ていひけるハこのさかづきハわが血によりてたつるところ

の新約なり。なんぢらこれをおこなひて飲ごとにわれを憶よ 二六 なんぢらこのパンをしよくしこのさかづきをのむごとに主の死をしめしてそのきたるときまでに及なり 二七 されバよろしきにかなはずしてこのパンをしよくし主のさかづきをのむものは主のからだと血をおかすなり 二八 人みづからかへりみてのちそのパンを食しそのさかづきをのむべし 二九 宜にかなはずしてくひのみするものはそのくひのみによりてみづから罰をまねくなり。そは主のからだをわきまへざるによる 三十 このゆゑになんぢらのうちによわきものやまひのものおほくねむれるものもおほし 三一 わ

れらもしみづから自己をさばきしならバさばきを蒙ことなかるべし 三二 されどいま罰せらるゝハ主のわれらをこらしめたまふなり。これわれらをして世のひとゝともにさだつをかうむることなからしめんためなり 三三 このゆゑにわが兄弟よあつまりてしよくせんときたがひにあひまつべし 三四 もし人うゑなばその家にてしよくすべし。これなんぢらがあつまり罰をかうむるにいたらざらんためなり。そのほかのことハわれいたらんときこれを定ん

第十二章

きやうだいよ霊の賜につきてハわれなんぢらが志らざるをこのまず 二 なんぢら異邦人なりしとき引誘まし

さゞひくものいはざるぐうざうのもとにさそはれゆきし
はなんぢらの知(しる)ところなり 三 このゆゑにわれなんぢらに
しめさん神(かみ)のみたまに感(かん)じていへるものは耶穌(いえす)をのろふ
べきものといふものなし。まこと人(ひと)せいれいにかんぜざれば
いゑすを主(しゆ)といふあたはず 四 賜(たまもの)はことなれども霊(みたま)はおな
じ 五 職(つとめ)はことなれども主(しゆ)はおなじ 六 はたらきは殊(ことなれ)ど
も一切(すべて)のことをすべての人(ひと)のうちにおこなふ神(かみ)はおなじ
七 みたまの顕(あらはし)をおのおのにたまひしは益(えき)をえせしめんため
なり 八 あるひは霊(みたま)によりて智慧(ちゑ)のことばをたまはり。ある
ひはおなじ霊(みたま)によりて知識(ちしき)のことばをたまはり 九 あるひは

おなじみたまによりて信仰をたまはり。あるひはおなじみ
たまによりて病をいやす能をたまはり 十 あるひは異能を
おこなひ。あるひはよげんしあるひは靈をわきまへ。あるひ
は方言をいひ。あるひははうげんを譯するのちからをたま
はり 十一 されどもすべてこれらのことを行ものはおなじく
ひとつ靈なり。これそのこゝろのまゝにおの〳〵に頒與なり
十二 體はひとつにしておほくのえだありひとつからだのす
べてのえだはおほけれどもひとつの體なりキリストもまた
かくのごとし 十三 あるひはユダヤ人あるひはギリシヤびとある
ひは奴隷あるひは自主にかゝはらずわれらみな一靈にあ

りてバプテスマを受(うけ)ひとつのからだとなれり。またみなひとつ
のこゝろをのめり 十四 そはからだは一肢(ひとつのえだ)のみにあらずおほ
くあればなり 十五 足(あし)もしわれ手(て)にあらざるがゆゑにからだ
に屬(ぞく)せずといはゞそれによりて身(からだ)にぞくせざるか 十六 また
みゝもしわれ目(め)にあらざるがゆゑに身(からだ)にぞくせずといはゞ
それによりてからだにぞくせざるか 十七 もし全身(ぜんしん)めならば
きくところはいづこぞや。もしぜんしん耳(みゝ)ならば、かぐとこ
ろはいづこぞや 十八 それ神(かみ)こゝろのまゝに肢(えだ)をおのおのか
らだにおきたまへり。もしみなひとつのえだならば身(からだ)はい
づこぞや 二十 肢(えだ)はおほくあれどもからだはひとつなり 二十一 め

は手にわれなんぢに用なしといふ事えず又頭もあしには
われなんぢにようなしといふ事えず 二二 からだのうち尤よ
わしとみゆるえだは却なくてならざるものなり 二三 から
だのうちたふとからずとおもふところに物をまとひてこ
れらここはこれを尊これはよそほひてこれらのみにくきとこ
ろはますます美なるなり 二四 われらのうるはしきところは
こころをもちゐるにおよばず神そのおとれるところに
殊にたふとき事をくはへて身をととのへたまへり 二五 これ身
にわかれわかるることなくもろもろの肢たがひにあひかへり
みんためなり 二六 もし一肢くるしまばすべてのえだとも

はくるしみ一のえだほまれをうればすべての肢ともによ
ろこぶなり 二七 なんぢらはキリストのからだにしてまたおの
おのそのえだなり 二八 神はだいゝちは使徒だい二はよげん
しや第三は教師そのつぎは異能ある者その次はやま
ひをいやすちからをうけしもの救濟するもの治理もの方
言をいふものをけうくわいにおきたまへり 二九 これみな使
徒ならんや。みな預言者ならんや。みな教師ならんや。みなち
からあるわざをおこなふものならんや 三十 みな病をいやす
能をもてるものならんや。みなちがひたる言をいふものならん
や。みな譯するものならんや 三一 なんぢらまされるたまもの

のをしたふべし。もつとも善道をなんぢらにしめさん

第十三章

たとひわれ諸人のことばおよび天使のことばをかたるとももし愛なくバ鳴銅や響鈸のごとし 二 たとひわれ預言する能ありまたすべての奥義とすべての學術に達しまた山をうつすほどなるすべての信仰あらんどももし愛なくバかぞふるにたらぬものなり 三 假令われわがすべての所有をほどこしまた焚るゝためにわがからだをあたふるとももし愛なくバわれに益なし 四 あいハたえしのぶことをなしまた人のゑきをはかるなり愛ハねたまずたかぶらず非禮をなさずおのれの利を

とめずかるぐしくいからず人のあしきを念はず 六不義を
よろこばず真理をよろこび 七おほよそことを包容おほよそ
ことを信じおほよそ事をのぞみ凡ことを忍耐なり 八愛はいつま
でも墮ることなし。されどよげんは廢すたらうげんはやみ知識
もすたらん 九われらのちしき全からず預言もまつたく
からず 十全ものきたるときはまつたからざるものはすたる
べし 十一われ童子のときはかたるところわらべのごとくさ
とるところわらべのごとくおもふところ童子のごとくな
りしが成人てわらべのことを棄去り 十二われらいまかゞ
み鏡をもて見ごとくみるところおぼろなり。されどこの時は

は面をあはせてあひみん。われいま知識ことまつたからず
されどかのときにはわがしらるゝごとくわれしらん 十三 そ
れしんかうと望とあいとこの三のものはつねにあるなり。こ
のうちもつともおほいなるものは愛なり

第十四章 なんぢらあいを追求、つゝみてまたみたまのたまも
のを慕べし。ことにしたふべきは預言することなり 二 方言
をかたるものは人にかたるにあらずして神にかたるなり。それ
靈によりて奥義をかたるといへどもさとるものなければ
なり 三 されど預言するものは人にかたりてその徳をたてゝ勸
勉をなし安慰をあたふるなり 四 はうげんをかたるものはおの

のれの徳をたつ。よげんするものは教會のとくをたつるなり。五 それなんぢらがことな方言をかたることをもねがへど最ねがふところはなんぢらが預言せんことなり。はうげんをかたるものはもし譯してけうくわいに徳をたつるにあらずばよげんするものはこれよりまさるなり 六 されば兄弟よわれもしなんぢらにいたりて只はうげんをかたりて默示あるひは知識あるひはよげんあるひは教誨をのべずばなんぢらまたなにのえきあらんや 七 それ靈なくしてこゑをいだすものあるひは笛あるひは琴もしその音わかちなくば吹ところ彈ところをいかでかわきまへんや 八 もしラッパさだ

まさなきおとをいださば誰かたゝかひのそなへをなさんや
九 このごとくなんぢらも舌をもてあきらかならざる言を
いださばいふところのことをたれかしらんやこれなんぢ
ら空氣にいふなり 十 よのなかの口音のたぐひおほしと
いへども一としてその義あらざるなし 十一 このゆゑにもし
われそのこゑの義をしらざればかたるものに對してわれ
えびすとなり言ものもまたわれにたいして夷となるなり 十二
さればなんぢらも靈賜をしたふものなるによりけうくわ
いの德をたつるためにそれたまもののゆたかならんことを
をねがふべし 十三 このゆゑに方言をのぶるものはみづから

これを譯せんちからをいのるべし 十四 もしわれいげんをもていのらバわが靈ハいのれどもわがこゝろハ人のためハ果をむすバざるぞ 十五 しからバいかにせん。われ靈をもていのらん また心をもていのらん。われハをもてうたハん。われこゝろをもて歌頌ん 十六 しからざれバなんぢ靈をもて祝するときおろかなるものハなんぢのかたることをしらざれバなんぢの感謝するときいかにしてアーメンといはんや 十七 なんぢのかんしやするハ善されどほかのひとハ德をうけず 十八 われなんぢらよりもおほく方言をかたるをもて神にかんしやす 十九 教會にありてハわれいげんをもて一萬のことを

かたらんよりむしろ人ををしへんためにわがこゝろをも
て五言をかたるをよしとせん 二十 兄弟よちゑにおいては嬰兒
となるなかれ惡においてはをさなごとなれ智慧においては
成人となるべし 二十一 おきてにしるして主いひたまはく異
ことばあるくちびるをもてこの民にかたらんしかれ
どもかれらはわれにきかじとあり 二十二 このゆゑに方言はし
んずるもののためにあらず信ぜざるもののための徴なり
されど預言はしんぜざるもののためにあらずしんずるも
ののためなり 二十三 もし全會ひとところにあつまるときみな
はうげんをもてかたらんに愚者あるひはしんぜざるものい

すきゝらんときなんぢらが狂(くゑ)るものといはざらんや 二四 されど
どもしみなよげんせば信(しん)ぜざるものあるひはおろかなる
ものいすきゝらんときてみなによりてみづから
が責(せめ)こみなべてのひとによりておのれの罪(つみ)がことむべし
二五 かくのごとくそのこゝろのかくれたることあらはるゝ
がゆゑに俯伏(ふし)てかみをあがめまつる神(かみ)はまことになんぢら
のうちにいますといはん○ 二六 さらばいかん兄弟(きやうだい)よなん
ぢらあつまれるときおのおのは或(あるひ)はうたありあるひは教諭(をしへ)
ありあるひはきやうげんありあるひは黙示(もくし)ありあるひは繙(ほん)
譯(やく)ありことごとく徳(とく)をたてんためにこれをおこなふべし 二七 もし

方言をいふものあらばふたりまたはおほくとも三人にか
ぎり次序にしたがひてこれをやくするもの一人あるべ
し 二八 もし譯するもののなきときはけうくわいのうちには黙し
ておのれと神にかたるべし 二九 よげんするものはふたりあ
るひは三人かたりそのほかのものはこれを辨別べし 三十 も
しかたはらに坐するもののもくしをえばさきにかたるもの
だまるべし 三一 それなんぢらみなすべて人にまなばせま
た勸勉をうけしめんためにはひとりびとりよげんすることを得う
ればなり 三二 よげんしやの靈はよげんしやに制せらる 三三 そ
れ神はみだれの神にあらず和平の神なり〇 三四 聖徒た

諸(しよ)そうくわいのごとくなんぢらの婦女(をんな)たちもけうくわいのうちは黙(もく)すべし。かれらのかたるをゆるさず。かれらは律法(おきて)にいへるごとくしたがふべきもなり 三五 もしまなばんとおもふことあらば室(いへ)にてその夫(をつと)にとふべし。そはをんな教會(けうくわい)にてかたるははづべきことなればなり 三六 神(かみ)のみことばはなんぢらよりいでしやまたなんぢらにのみきたりしや 三七 人(ひと)もしみづからを預言者(よげんしや)とし或(あるひ)はみたまのうけたるものとせば我(わが)なんぢらにかきおくることは主(しゆ)の命(めい)なりとしるべし 三八 もししらざるものあらばそのしらざるにまかすべし 三九 されば兄弟(きやうだい)よなんぢらよげんすることをし

そひまた方言をいふことを禁ずるなかれ 四十 すべてのこ
と端正かつ次序にしたがひておこなふべし
第十五章 きやうだいよ前にわがなんぢらに伝へし福音
をいままたなんぢらに告しらさんなんぢらがうけしところこ
れまたよりて立しところなり 二 なんぢらもし我つたへしこ
とばのごとく守りつゞけなば信ずることなくばにはよりて
はくされん 三 わがなんぢらにつたへしそはわが受しところ
はことごとくその第一すなはち聖書にかなひてキリスト
われらのつみのために死 四 まさせいしよにかなひてほう
むらも第三日によみがへり 五 ケパにあらはれまた十二の

門徒(でし)にあらはれたまへることなり 六 のちにあらはれたまへ
るのち五百(ごひやく)のきやうだいのともにあるときまたこれにあ
らはれたまへり。その兄弟(きやうだい)のうちおほくは今(いま)なほ世(よ)にをる
されどもすでに寝(ねむり)たるものもあり 七 そののちヤコブにあ
らはれまたすべての使徒(しと)にあらはれ 八 いやはてに月(つき)たら
ぬもののごときわれにもあらはれたまへり 九 それわれ神(かみ)
のけうくわいをなやませしゆゑに使徒(しと)ととなふるにたらざ
るものにしてしとのうちに至微(いとちいさき)ものなれバなり 十 されど
わがかくのごとくなるをえしハ神(かみ)のめぐみによりてなり。
われにたまひしこのみ恩(めぐみ)はむなしからずわれはすべての使徒(しと)

よりもおほく労せり。されどわれにあらずわれとともにある
神のめぐみなり 十一 この故にわれもかれらもかくのごとく
のべつたへなんぢらもまたかくのごとく信ぜり○ 十二 キリ
ストは死たりしよりよみがへりしとのべつたふるになんぢらの
うち死たりしものよみがへることなしといふものあるはなんぞ
や 十三 もし死たりしものよみがへることなくばキリストもまたよ
みがへらざりしならん 十四 キリストもしよみがへらざりしな
らばわれらの宣ところむなしくまたなんぢらのしんかう
も徒然ならん 十五 かつわれら神のために妄證をなすものと
ならん。われら神はキリストをよみがへらせしとあかしすれ

べなり。もし死しものよみがへることなくばかみキリストを
復生しむることなかるべし 十六 もし死しものよみがへる
ことなくばキリストも復生しことなかりしならん 十七 もしキリ
ストよみがへらざりしならば汝らの信仰はむなしくな
んぢらはなほ罪にをらん 十八 またキリストにありて寝りたる
るものも沈淪しならん 十九 もしキリストによれるわれらの望
ふこの世のみならばすべての人のうちもつともあ
はれむべきものなり 二十 されどいまキリスト死よりよみがへ
りてねむりたるもののよみがへりの首となれり 二十一 それ人
によりて死ぬること出ひとによりて復生ることもいでたりア

ダムに屬すべての人のしぬるごとくキリストにつけるもの
てのひとを生べし 二三 されどおのおのその次序にしたがふ。先
づはキリスト次にキリストのきたらんとき、かれに屬せるも
のなり 二四 後かれもろ〳〵の執政およびもろ〳〵の權威と能
をほろぼしつくして國をちゝなる神にわたさん。これ終なり 二五 そ
はかれすべての敵をそのあしのしたにおくときまでは王
たらざるをえざればなり 二六 最後にほろぼさるゝてきは死
なり 二七 それ神すべてのものをキリストの足下におきたまへ
ばなり。すべてのものはそのしたに置るといへるとき
はすべてのものをその下におくところのものはその内に

あらざることあきらかなり 二八 萬物(ばんもつ)かれにしたがふときは子(こ)もまたみづからすべてのものをおのれに服(したがは)せしものにしたがふべしこれ神(かみ)すべてのものゝうへに主(しゆ)たらんためなり 二九 もし死(し)しものまつたくよみがへらずばしにしもののためにバプテスマをうけてなにのためにせんとするぞかれらしにしものゝ爲(ため)にバプテスマをうくるはなにゆゑぞや 三十 また何(なに)のためにわれらつねに危險(あやふき)にをるや 三一 われらの主(しゆ)キリスト耶穌(いゑす)にありてなんぢらにつき我(わが)もてるよろこびをさし誓(ちかひ)てわれ日々(ひゞ)にしぬるといふ 三二 もしわれ人(ひと)のごとくエペソにおいて獸(けもの)とゝもにたゝかひしならばなにの益(えき)あらん

や。もししにしものよみがへらずんハ飲食するにしかんわれ
ら明日(みやうにち)しぬべきものなればなり 三三 なんぢらみづから欺(あざむ)くなか
れあしきまじはりハ善行(よきおこなひ)をそこなふなり 三四 なんぢら醒(さめ)て
たゞしきをおこなふべし。つみをおかすなかれ。なんぢらの
うち神(かみ)をしらざるものあり我(われ)これをいひてなんぢらをはぢ
かしむるなり○ 三五 人(ひと)あるひはいはん。しにしものの如何(いかやう)よみ
がへるやいかなるからだにてきたるやと 三六 おろかなるも
のよなんぢら播(ま)くところのものはまづ死(しな)ざれバいきず 三七 また
なんぢがまくところのものは將來(のち)もゆるところの體(うち)をまく
にあらず麥(むぎ)にてもほかの穀(こく)にてもたゞ粒(つぶ)のみ 三八 しかる

を神はおのれのこゝろにしたがひてなられしかたちをあたへ種ごとにそのおのおのの體があるへきをあたふ 三九 すべての肉おなじにくにはあらず人のにくあり獣のにくあり鳥のにくあり魚のにくあり 四十 天につけるものの形體あり地につけるものゝかたちあり。てんにつけるものゝ榮はちにつけるもののさかえに異なり 四一 日のさかえあり月のさかえあり星のさかえあり此ほしとこのほしとそれさかえまさりおとることなるを 四二 死しひとのよみがへるもまたかくのごとし朽壞ものにてまかれくちざるものにて復生らせられ 四三 いふとこならざるものにてまかれ榮あるものにてよみがへらせ

られ。よわきものにて種れつよきものによみがへらせら
れ
四四
血氣のからだにてまかれ靈のからだによみがへら
せらるゝなり。けつきの體ありれいのからだあり
四五
しる
して始のひとアダムハけつきのものとなり終のアダムハ
いのちをあたふる靈となるとあるごとし
四六
靈のものを
さきにあらずかへつて血氣のものさきにありてれい
のものゝちに在なり
四七
第一のひとハ地よりいでゝつちに
つき第二のひとハ天よりいでたる主なり
四八
このつちに
屬るものハすべて土につけるものに似るなり。このてんに
つけるものハすべて天につけるものに似るなり
四九
われら

土につけるものの狀をもつごとくまた天につ
けるもののかたちをもたん 五十 兄弟よわれこれをいはん肉
と血はかみのくにを嗣ことあたはず。また朽壞ものはく
ちざるものを嗣ことあらざらん 五一 五二 視よわれなんぢらに奥義
をつげん。われらことごとくねぶるにはあらず。われらみな末
のラッパの响んときたちまちまばたくひまに化せん。そはラ
ッパならんとき死しひとよみがへりてくちず。われらもま
た化すべければなり 五三 此くつるものはかならずくちざる
ものを著しぬるものはかならずしなざるものをきるべし
五四 このくつるものくちざるものを著き此しぬるものしなざ

るものをきんとき聖書(せいしよ)にしるして死は勝にのまれんとあ
るはこのなるべし 五五 死よなんぢの刺(はり)はいづくにあるや陰府(よみ)
よなんぢの勝(かち)はいづくにあるや 五六 死のはりはつみなり罪(つみ)
のちからはおきてなり 五七 されらをしてわが主(しゆ)いゑすキリ
ストによりてかちをえせしむる神(かみ)にしやせん 五八 このゆゑに
わが愛(あい)するきやうだいよなんぢら貞固(かたく)してうごかずつね
にはげみて主(しゆ)のわざをつとめよ。そは主(しゆ)にありてなんぢら
がなすところの勞(はたらき)のむなしからざるをしればなり

第十六章

聖徒(せいと)のために金(かね)をいだすことについてはガラテヤの
けうくわいにわが命(めい)ぜしごとくなんぢらもおこなふべし

二 一週(ひとまはり)のはじめの日(ひ)ごとになんぢらおのおのその得(う)るところの利(り)にしたがひてそれを家(いへ)にたくはへおけ。これわがいたるときはじめて捐(いだす)ことなからんためなり 三 われいたらば書(ふみ)をなんぢらがえらぶところの人(ひと)にいさへなんぢらの恵(めぐみ)をエルサレムにたづさへしむべし 四 もしわれも往(ゆく)べくばかれらわれとともにゆくべし 五 我(われ)マケドニヤをとほらんとすれば マケドニヤをとほるとき爾儕(なんぢら)にいたらん 六 なんぢらとともにとどまらん。あるひはなんぢらと冬(ふゆ)をすごすこともあるべし。かくてなんぢらが我(われ)をわがゆくところに送(おく)らんことを我ねがふ 七 いま途間(みちすがら)なんぢらをみんことを我欲(ねが)はず主(しゅ)もしわれに

許(ゆるさ)ば志ばらくなんぢらとともにをらんことを我望む。されどペン
テコステまではエペソにをらん 九 そは廣(ひろく)かつさかんなる我がための
門(もん)ひらきてわがまへにあり。また敵(てき)もおほければなり⊙
十 テモテもしいたらばなんぢら慎(つつし)みてこれをしておそるる
ところなくなんぢらのうちに居(を)らしめよ。それかれもわれのごと
く主(しゅ)のつとめをはげむるものなればなり 十一 このゆゑに
なんぢらかれを藐視(いやしむる)ことなく平安(やすらか)におくりてわがもとに
きたらしめよ我(われ)かれがかの兄弟(きやうだい)たちとともにきたるを
まてばなり 十二 きやうだいアポロについては兄弟(きやうだい)たちととも
にこれがなんぢらにいたらんことをこれ大(おほい)にすすむれど

かれ更にいまゆくことをねがはず。されど便時あらばゆくべし 十三 なんぢら儆醒かくしんかうにたちて丈夫のごとくつよくあれ 十四 なんぢらのおこなふところみな愛をもておこなふべし 十五 兄弟よステパナの家はすなはちアカヤのはじめの果なり。またかれらがせいとのことに身をゆだねてつかふることはなんぢらが志るところなり 十六 これ勸なんぢらもかくのごときものおよびこれとともに勞るものに服せよ 十七 われステパナとポルトナとアカイコのきたるをよろこぶ。これなんぢらの缺ところをおぎなへばなり 十八 かれらわが心となんぢらのこころをなぐさめたり。このゆゑになんぢらかくの

ごときものをおもんずべし
十九 アジヤの諸教會なんぢらにやすきを問アクラとブリスキラおよびその家のきやうくわい主にありてなんぢらにねんごろに安をとふ
二十 すべての兄弟なんぢらにやすきをとふなんぢらきよき接吻をもてたがひにやすきをとへ
二一 我パウロてづからなんぢらにやすきをとふ
二二 もしひと主いえすキリストをあいせざればのろはるべし主きたらん
二三 ねがはくは主いえすキリストの恩なんぢらとともにあれ
二四 わが愛すべて耶穌にあるなんぢらとゝもにあるなりアーメン

米國聖書會社藏板
FOR THE

使徒パウロコリント人におくれる後書

第一章

神のむねによりて耶蘇キリストの使徒となれるパウロ
およびきやうだい兄弟テモテ コリントにあるかみの教會とあまねくアカヤ
にあるすべての聖徒にふみをおくる 二 ねがはくはなんぢら
われらの父なる神および主いえすキリストより恩寵と平康
をうけよ〇 三 頌美べきかな神すなはちわれらの主いえすの
キリストのちゝ慈悲のちゝすべてのなぐさめをたまふの神 四
この神はわれらがもろもろの患難のうちにわれらをなぐさめたまふ。
これがためにわれらも神のわれらをなぐさめたまふ安慰をもて
てもろもろのなやみにあふものをなぐさむることをえせし

めんくゎんなり　五　それキリストの苦(くるしみ)われらにおほくあるがごとく
われらの慰(なぐさめ)もキリストによりておほくなればなり　六　われらあ
るひはなやみを受(うくる)もなんぢらがなぐさめと救(すくひ)のためなり。
このなぐさめとすくひはなんぢらのうちにあらはされてわれ
らがうくるごとき苦(くるしみ)をなんぢらもおなじくしのばしむ
るなりわれらあるひは慰(なぐさめ)をうくるもまたなんぢらがなぐさ
めんがためとすくひのためなり　七　なんぢらがくるしみをともにう
くるごとく亦(また)なぐさめをもともにうくることをわれらはしる
このゆゑになんぢらにつきわれらが望(のぞむ)ところは堅(かたし)　八　きやうだ
いよわれらがアジアにおいてあひしところの苦難(なやみ)をなん

ちからがしらざるをこのゆゑに即せまりくることあまりにて
甚くして勢ひくるしく生命をもあやうくおもひみをもはなれし
なされたへかねたり 九 且われらこゝろのうちにも必死をさだめたり。
このゆゑにおのれを恃ずして死しものをよみがへらしたまへる
神をたのめり 十 神はなほわれらをかくのごとき死よりすく
ひ今もすくひたまへり。またのちもわれらを救ひたまはんことをのぞ
む 十一 なんぢらもわれらのためにいのりて助けをなさばおほく
のひとによりて我儕にたまはりしめぐみをおほくの人もわれらが
ために感謝するならん○十二 それわれらの良心神のまへに
おこなひの丹心と信實とによりて肉のちゑによらず神のめぐ

ぐみによりて世にありておこなひをなし特になんぢらにむか
ひてかくのごとき行をなせりわれらのしん。これわれらがほこ
るところなり 十三 我儕なんぢらにかきおくるところはなんぢらが
讀ところさとるところのほかならざるなり 十四 われなんぢらが
終にいたるまで左のことをなんぢらのうちにしるもののあるごと
く識んことをのぞむすなはち主いゑすの日になんぢらがわれ
らによりて誇ごとくわれらはなんぢらによりてほこるもの
なり 十五 われこれを信ずるによりて再なんぢらに益をえさ
せんとて前にまづなんぢらにいたり 十六 またなんぢらをすぎて
マケドニヤにゆき復マケドニヤよりなんぢらにかへり爾儕をして

われ我ユダヤのこゝろしかんとせし我まゝにかくさだめしとき虚浮なるこゝろありしや また我さだめしところ肉によりてさだめん是なり是なりといひまた非なり非なりといはんや 十八 眞實のかみわれらがなんぢらにむかひていへることばに是といひまた非といひしことなかりしなり 十九 そはわれら即われとシルアナおよびテモテがなんぢらのうちに傳へたる神の子いえすキリストは是といひまた非といふがごときことなかりし彼はたゞ是といふことのあるのみ 二十 すべて神のやくそくはかれのうちにて是となりまたかれのうちにアーメンとなりわれらによりて神のさかえのあらはるゝにおよぶ 二一 われら我なんぢらとおなじくキリ

ストに堅固し、かつわれらにあぶらをそゝぎしものは神なり 二二
かれまたわれらに印しその質として靈をわれらのこゝろに賜へり○ 二三 われ迄まだコリントにゆかざりしはなんぢらを寛容とせんがためなり。われかみを籲わがたましひのうへにかけしをいふなり 二四 われらなんぢらの信仰をつかさどらんとするにはあらず只なんぢらのよろこびをたすけんとするなり。それなんぢらしんかうによりて立ばなり

第二章

われ憂をもてふたゝびなんぢらにいたらじとこゝろにさだめたり 二 もし我なんぢらをうれへしめばわがうれへしむるところのものゝほかに誰かわれをよろこばせんや 三 われ

前になんぢらにかきおくりしハわがゆかん時にわがよろこ
こぶべきものより反てうれひをうけんことをおそれてなり。
なんぢらみなわがの喜樂をおのれのよろこびとすることをしん
ずるなり 四 われ大なるなやみとこゝろの痛によりおほくの
涙をもてなんぢらにかきおくれり。こハなんぢらをうれへ
しめんとするにあらずわがなんぢらを愛することのふかきをさとらし
めんとてなり○ 五 もしうれへしむるものあらバわれをうれへしむ
るにあらず畧なんぢらすべてを我ら患へしむるなり。かくのごと
き我これをせめしく責らるゝ禍のまさるなり 六 かゝる人
ハおほくのひとのせめらるゝことにて足れり 七 されバなんぢ

らハ反て、かれをゆるしなぐさむべし恐くハかれあまりなるかなし
みに沈ん 八 このゆゑにわれなんぢらの愛をかれにあらハ
さんことをなんぢらにすゝむ 九 われさきに書をなんぢらにお
くりしハなんぢらがすべてのことにしたがふや否やをこゝろみてこれ
をしらんとてなり 十 爾儕なにゝよらず人をゆるさバ
バわれもまたこれをゆるさん我もしゆるせしことあらバなんぢらの
ためにキリストの前に赦せしなり 十一 これわれらサタナに勝れざら
んためなり。われらハかれの計をしらざるにあらざれバ○ 十二 われキリスト
の福音のためにトロアスにいたりし主われらのために門をひらきたまひし
ど 十三 わがこゝろやすからざりしハテトスにあはざりしゆゑなり我かれらにわかれて

ばかのかれらにわかれをつげてマケドニヤにゆけり 十四 つねにわれらをしてキリストにありて勝をえさせしめ又彼をしる香をわれらをもて、いたるところにあらはし給ふ神にかんしやせん 十五 すくはるゝものゝなかにても ほろぶるものゝなかにも われらは神のまへにはキリストのかうばしきにほひなり 十六 ほろぶるものゝためには死のにほひにてそのかをりを死にいたらしむ。すくはるゝものゝためには生のにほひにていのちをいのちにいたらしむ。たれかこれに堪んや 十七 われらはおほくのひとのごとく神のおとづれを混亂せず すなはち誠によりて神によりてかみのまへにキリストにありていふなり

第三章 こはまたみづからおのれを薦んやわれらはひとの
ごとく人より薦書をうけてなんぢらにおくり或はなんぢらより
薦書をうけて人にわたさんことをもとめんや 二 なんぢらはわれら
の書なり。すなはちわれらのこゝろにしるせり。すべての人のしる
ところよむところなり 三 なんぢらはあきらかにわれらが役事により
てかけるキリストのふみなり。これ墨にてかゝずして活神のみたまにて
しるし石碑にあらずこゝろの肉碑にしるせり 四 われら
キリストにより神にむかひてかくのごとき信仰あり 五 されどわれら
おのれよりて自ら何ごとをもおのれひとりにてなしうるにあらず われらの
なしうるは神によれり 六 かれわれらをして新約の役者
となるにたらしむ儀文にあらずみたまによれりそは儀文はころし

ことなるふたゝしもじ儀文にてつかさどるにあらずしてみたまにてつかさどるなり
ぎぶんはころしみたまは生せばなり
七 つひに廢べきモーセのかほの
さかえによりてすらイスラエルのひとびとかれの面をみとむることあた
はざりきかく石に鐫しぎぶんの死法なほさかえあるときは
八 ましてみたまのつとめは栄光あらざらんや
九 罪をさだむる法も
しさかえあらばまして義とするつとめはその栄光さらにまさるべし
ざらんや
十 昔さかえありしものもこのすぐれたるさかえにくらぶれ
ばさかえなきがごとくなればなり。すたるべきものすら栄光のさかえにすぎざりけれ
よりてなり
十一 すたるものだにさかえありしならばまして
長存なるものさかえならざらんや
十二 われらかくのごときこと哉

望あるがゆゑにわれらはおほいにあきらかにいふなり 十三 あらず モーセがイスラエルのひとびとにそのおとろへんとするものの結局をみせざらんためにおほひをもてその面をおほひしごときにあらず 十四 されどかれらのこころは鈍くなれり今日にいたるまでかれら舊約をよむときはその帕なほのこれり。そのおほひはとりさられざるはキリストによりて廢べきものなればなり 十五 こんにちにいたるまでモーセを讀ときはそのこころにおほひあり心はおほへり 十六 されどそのこころ主に歸するにおよびてそのかほのおほひ除かるべし 十七 主はすなはち靈なり主のみたまあるところには自由あり 十八 われらみなかほのおほひなくして鏡にうつすがごとく主のさかえを見てさかえよりさかえにいたりおなじ像にかはるなり

見さかえにさかえいやまさりてそのおなじ像にかはるなり
これ主たる靈によりてなり

第四章

一 これわれら恩慈をかうむりてこの職をうけたれば あへて臆
せず 二 まづはぢ隱匿たることをすてゝいつはりにあゆみをなさ
ず神のみちをまじへずして眞理をあらはして かみのまへにおの
れをすべてのひとのりやうしんに質なり 三 われらの福音もし
かくさるゝならば沈倫ものにかくさるゝなり 四 あくのまどはしとれ
らのよは神そのこゝろをくらましたる不信者なり。これ神のかた
ちなるキリストのさかえあるふくいんのひかりをしてかれらを
照さゞらしめんがためなり 五 われら自己のことをつたふるにあらず

ばたゞキリスト イエスの主たることとまた我らイエスによりて汝
んぢらの僕たることを述ぶるなり
六 光を暗より
照いでしめたる神は我らをして 耶蘇キリストのうへにある
神のさかえをしるの光を我らにあたへんために我
らの心を照し給へり
七 われら此の宝を瓦器にて
もてり是おほいなる能はわれらよりいづるにあらずして神の
ちからなることのあらはれんためなり
八 われら四方よりな
やまさるれども窮せず せんかたつくれども望をうしなはず
九 せめらるれども棄られず たふさるれども亡ず
十 われらいつも
ゆくところにては耶蘇の死を身におへり 是そのイエスのいのち
もまた我らの身にあらはれんためなり
十一 われら活

こともまたわれらの身にあらはれしめんためなり 十一 それわれら活
るものつねに耶蘇のために死にわたさるゝは耶蘇のいのちのことをも
われらが志ぬべき肉體にあらはれしめんためなり 十二 かくて死ハ
われらにはたらき生ハなんぢらのうちにはたらくなり 十三 録てわれ
信ずるによりて言りとあるごとくわれらもかくのごとき志ん
かうの靈をもちて志んずるによりていふなり 十四 それわれらハ主いえす
をよみがへらせしものゝわれらをもいえすとともによみがへらせ。
まへにわれらをなんぢらとともに立しむることを志ればなり
十五 すべてのことハみななんぢらの益となれり。これハその鴻恩お
おほくのひとのかんしゃによりて神のさかえをあらはさんため

なるを 十六 この故にわれら臆せず。われらが外なる人はやぶるゝとも
内なる人は日々に新なり 十七 それわれらがしばらくうくる片刻のく
るしみはきはめてかろくして おほいなるかぎりなき重榮をわれらにえ
せしむるなり 十八 われらが顧るところはみゆるところのものに
あらずして見ざるところのものなり。それ見るところのものは暫時にし
てみえざるところのものはかぎりなきなればなり

第五章

われらしれり。われらが地にある幕屋もしやぶれ
なば神のたまふところのもの天にあり手にてつくらざるかぎり
なくたもつところの家なり 二 われらこのうちにありてなやみて
太息てんよりたまふわれらがいへを衣のごとく著んことをねがふ

くねがへり 三 まことにきることあらば裸にてあらはるゝことなからん
われらこの幕屋にをるもの重をおひてなげくなり。これは
ころものごとく脱んことをねがはず彼をきもののごとくきんことを
ねがふこれ生に死ぬべきものの呑れんがためなり 五 これわれらのため
にかなふもの我らを成しゝものは神なり。かれ靈をわれらに
質としてわれらにあたへたり 六 このゆゑにわれらのこゝろつねに
剛まく身にをるあひだは主よりはなるゝことをしれり 七 そは
われら觀るところによらず信仰によりてあゆめばなり 八 われ
らの心つよし最ねがふところは身をはなれて主とともにをる
ことなり 九 このゆゑにわれら身にをりてもはなれても

なるゝハ彼(かれ)のこゝろにかなはんことをつとむ 十 そハわれらハかならず
みなキリストの臺前(だいぜん)にいでゝ善(ぜん)にもあれ悪(あく)にもあれおの/\
身(み)にありておこなひしところのことにしたがひてそのむくいをうくべ
きものなれバなり○ 十一 かくわれら主(しゆ)のおそるべきことをしるが
ゆゑに人にすゝむ。されどわれらハ神(かみ)にあらはれたり。
またなんぢらの良心(ほんしん)にもあらはれたらんとおもふ
十二 われらまたみづからおのれをなんぢらにすゝむるにあらず。われら
のためにほこるべき原由(もと)をなんぢらに予(あた)へてなんぢらをして
かの外貌(うはべ)によりてほこりみこゝろによらずして誇(ほこ)るものにこたへん
とするなり 十三 われらもしこゝろ狂(くる)ふならバそれ神(かみ)のためなり

心たゞしからバこれなんぢらのためなり 十四 キリストの愛われ
らをはげますわれら想ふにひとりすべての人にかはりて死
たればすべてのひとすでに死たるなり 十五 そのすべてのひとにかれ
代て死にしハ生けるものをして以後おのがためならで自己に
かはり死てよみがへりしもののために世をすごさしめんとて
なり 十六 このゆゑに今よりのちわれら肉體によりて人をしる
まじわれらかつて肉體によりてキリストをしりしかども今後ハ
かくのごとくこれをしるまじ 十七 このゆゑにひとキリストにある
ときハ新につくられたるものなり舊ハさりてみなあたらしく
なるなり 十八 すべてのもの神よりいづ彼キリストによりわれら

をしておのれと和(やはら)がしめかつそのやはらがしむる職(つとめ)をわれらに
さづけたまへり 十九 すなはち神キリストにありて世(よ)をおのれに連しめてやはら
がしめその罪(つみ)をこれにおはせず。やはらがしむる言(ことば)をわれ
らに託(あづけ)たまへり 二十 このゆゑにわれらはキリストの使者(つかひ)と
なれり。あたかも神われらによりてなんぢらをすゝめたまふが
ごとし。われらキリストにかはりてなんぢらが神にやはらがん
ことをなんぢらにねがふ 二一 神はつみをしらざるものを我儕(われら)に
かはりてつみびとなせり。これわれらをしてかれにありて神の
義(ぎ)となることをえせしめんためなり

第六章(だいろくしやう) 神(かみ)とともにはたらくところのわれらなんぢらに勧(すゝ)

なんぢら神のめぐみを徒にうくることなかれ 二 そハいふ我めぐみのときになんぢに聴きすくひの日になんぢをたすけたりと 今ハめぐみの時なり いまハ救のひなり 三 われらこの職をそしらるゝことなからんためになにごとにも人をつまづかせず 四 且われらすべての事において おのれ神のつかひのごとくなひて 自己のこゝろざしを人にあらはせり 即おほくの忍耐にも患難にも窮乏にも困苦にも 五 責打にも獄にいれらるゝにも擾亂のときにも勤勞にも睡ざるにもくらはざるにも 六 貞潔と知識と忍のびと仁慈とせいれいと僞なき愛と 七 眞のことばと神のちからを左右にあるところの義の武具をもちゐ 八 ゆるさほまれ

辱あしききこえ美名によりておのれのたゞしきをひとにあらはせり 九 人をまどはすものに似たれども眞實をひとにあらはすものに似たれども人にしられ死ぬるものに似たれどもいきるものゝ責をうくるににたれどもころされず 十 憂ふるににたれどもつねに喜まづしきみにたれどもおほくのひとを冨しむなにもたざるににたれどもすべてのものをもてり ○ 十一 コリントびとよわれらの口なんぢらにひらけわれらがこゝろ廣なれり 十二 なんぢらわれらに狹めらるゝにあらずなんぢらのうちにて己がこゝろにせばめらるゝなり 十三 我なんぢらにむくゆることをわが子にかたるがごとし。なんぢらもみづから心をひろくしてわれに報をなすべし 十四 なんぢら不信者とゝもに

なかれそハ義とふぎとなんの侶あることあらん光とくらきと
なんの交ることのあらん 十五 キリストとベリアルとなんの合ことのあらん
信者とふしんじやとなんの干ることのあらん 十六 神のみやと偶
像となんのおなじきことのあらんそれなんぢらハ活る神のみや
なり神かつて我かれらのなかにやどりまたあゆまんわれかれ
らの神となりかれらハ我の民となるべしといひしがごとく
十七 又なんぢらかれらのなかより出てわかれ汚穢に
さはることなかれされバわれなんぢらをうけん 十八 われなんぢらの父
となりなんぢらハわが子女となるべし是あたはざる
ところなき主の言なり

第七章 されば愛するものよわれらこのやくそくを有てるゆゑに肉
と靈のすべてのけがれをさりてみづからを潔よくし神をおそれ
て全く聖潔ことを成就すべし 二 なんぢらわれらを容納よ。
われらハかつて人に不義をなさずそこなハず人を誑せず。この
むさぼりしことなし 三 我このことをいふハなんぢらを罪せんとにあら
ず。さきにいへるごとくなんぢらハ恒にわれらの心にありて
ともに死ともに生んとおもへバなり 四 我なんぢらを信ずること
大なりまたなんぢらによりて誇おほし。われらがもろもろの
患難のうちにありて慰みち悦あまれり 五 それわれらマケ
ドニヤに到るときわれらの肉すこしも安きをえずさまざまの

なやみにあひ外にハあらそひ内にハおそれありき。されど心
うれふるものをなぐさむる神(かみ)テトスのいたるによりてわれら
をなぐさめたまへり　七　たゞに其の到(いたる)によりてのみならずなんぢら
の思慕(しのぶ)ところかつ憂愁(うれふる)ところかれに向(むかふ)なんぢらの熱心(ねつしん)我
に述(のべ)つぐるとき彼(かれ)がこゝのうちなぐさめをうけしその慰(なぐさめ)を
もつて、われらをなぐさめたまへり。この故にわれますますよろこべり
八　われ書(ふみ)をもつてなんぢらをうれへしめしをさきにハ悔(くい)ざれども
今(いま)ハくいず。そハわれそのふみによりてなんぢらを憂(うれへ)しめしハ
しばらくのほどなるをしれバなり　九　いま我(わが)よろこぶ
ハなんぢらをうれへしめしによるにあらず。爾儕(なんぢら)がうれへてくい

あらたむることをせしめんとてなり。なんぢら神にしたがひて
うれへるによりわれらにすこしもそこなはるゝことなし 十 それ
神にしたがふの憂はくいなきのすくひをうるの悔改にいたらしむ。
されども世のうれへは死にいたらしむるなり 十一 なんぢらが神にし
たがひてうれへしところのことを視よなんぢらにいかなる勉励
またいひひらきまた忿恚また畏懼また戀慕また熱心また
罪をせむるこゝろを生ぜしや。すべてなんぢら彼事において
みづから潔ことをあらはせり 十二 さればふみをなんぢらにおくり
は不義をなしたるもののためにあらず。またふぎをうけたる
もののためにもあらず只われらがなんぢらのためにねんに有ところ

のねつしんが神前にてなんぢらにあきらかにせんためにしてなり 十三 この故にわれら慰をえたり。われらがなぐさめられしがことさらにテトスが喜によりてますますよろこべり。そはテトスのこゝろなんぢら衆によりて平安をえたればなり 十四 われなんぢらのことを彼にほこりしかども愧とせず。われらがなんぢらにかたりしことのみな眞實なりしごとくテトスのまへに誇しこともまたまことなり 十五 かれはなんぢらすべてのものがおそれ戰慄をもてむかへしことを憶しますますそのこゝろになんぢらを愛せり 十六 われすべての事をなんぢらに託ずべきをえたるの故に喜べり

第八章

兄弟よわれマケドニヤの諸々のけうくわいにたまひし神のめぐみをなんぢらに告(つげ)ん 二 すなはち大(おほい)なるなやみのうちに試(こころみ)をうくるときかれらのよろこびはあふれてはなはだしきなるその貧(ひん)はかれらのをしみなくほどこすこころの富厚(とみ)をあらはせり 三 四 われこれを證(あかし)すかれら聖徒(せいと)のためにほどこしを共にせんことを切(せつ)にわれらに求(もとめ)みづからねがひて其(その)力量(ちから)にしたがひ又そのちからにすぎて施捨(ほどこし)をなせり 五 如此(かく)おもひなひてわれらが望(のぞみ)をこえしのみならず神(かみ)のこころによりしたがひ先(まづ)おのれを主(しゆ)にささげつぎにわれらにささげたり 六 このゆゑにわれらテトスがさきになんぢらをはじめしこの恩(めぐみ)を

おこなはしむることを彼はじめたれバいままたこれをも成就せんことを我らかれにすすむ
七 なんぢら諸事にまさる信仰とことばと知識とすべての勉勵およびわれらをおもふ愛心にとめるごとくこのめぐみにも富べし
八 我かくいふはなんぢらに命ずるにあらず、されど他人をはげむによりてなり。またなんぢらのあいの實なるをこころみんがためなり
九 (なんぢらわれらの主いゑすキリストのめぐみを知る彼はとめるものなりしがなんぢらのために貧窮ものとなれり。これなんぢらがかれのまづしきによりて、富厚ものとならんためなり)
十 われこれにはかりしのことについてわが意をしめせり。これなんぢらの益なり。それ

なんぢらはほかのひとにさきだちてこのことを一年(いちねん)まへにおこなひ
はじめしのみならず以前(いぜん)よりこれをおこなはんとねがへる
ものなればなり 十一 されば今(いま)なんぢらそのなさんところを成しとげよ。
なんぢらが篤(あつく)ねがひしごとくその所有(もちもの)にしたがひてこれをなし
とぐべし 十二 もし人(ひと)ねがふこころざしあらばその無(なき)ところによら
ずその有(ある)ところによりて納(うけ)らるべし 十三 われはほかのひとを
安逸(やすく)してなんぢらを困苦(くるしめ)んとするにあらず平均(ひとしく)せんとて
いまはなんぢらの餘(あまり)あるをもてかれらのたらざるを補(おぎなひ) 十四 かく
かれらのあまりあるをもてなんぢらの不足(ふそく)をおぎなひてひと
しくせんがためなり 十五 録(しるし)ておほく斂(あつむる)ものもあまらず、すくなく

少あつめたる者もたらざる事なし とあるがごとし 十六 な
んぢらに向ふねつしんを此におなじくテトスのこころに賜ひし
神にしやす 十七 そは彼わがすゝめを納るのみならず熱心なるによりて
みづから願てなんぢらに往けり 十八 亦われら彼と偕にひとり
の兄弟をつかはせり この人はふくいんを以て諸教會のうちに
ほまれを得たる者なり 十九 然のみならず彼は我らが主のさ
かえとなんぢらの熱心をあらはさんとて掌理ところのこのめぐ
みをたもたんために諸けうくわいにえらばれてわれらとゝもに
ゆくものなり 二十 我儕のうけもつところの許多のめぐみを
あづかることにつき謹てひとにそしられざらんことをなす

なり 二一 われらが如此するハ主のまへのみならず人のまへにも善からんことをもとむるなり 二二 われら又一人のきやうだいをかれらとともにつかはせり。かれ屢ためされ多事においてねつしんなるをしれど彼いまなんぢらをしんずるによりていよいよ熱心なれり 二三 テトスのことをいはゞかれハわれらの伴侶なり。またかれハなんぢらのために勤るものなり。われらの兄弟たちのことをいはゞかれらハ諸けうくわいの使者なりキリストのさかえなり 二四 このゆゑになんぢらハ諸けうくわいのまへになんぢらの愛とわれらがなんぢらについてほこりしことの證をあらはすべし

第九章

聖徒にほどこしをなすにつきて我なんぢらにかきおくるにおよばず 二 そはわれなんぢらの熱心ある志をしればなり。これによりなんぢらのことをマケドニヤ人にほこりてアカヤは去年よりすでに備をなせりといへり。なんぢらのねつしんはおほくのひとをはげませり 三 されどわれらがなんぢらにつきてほこりしことの虚ならんことをおそれ我いひしごとくなんぢらをしてそなへをなさしめんために兄弟たちを遣はせり 四 おそらくはマケドニヤびとわれとともにきたりてなんぢらが備せざるを見んとき爾儕はいふにおよばずわれらもこのうたがひなきほこりによりて愧をうけん 五 このゆゑにわれ兄弟をすゝめてまづなんぢらにゆきてさきにやくせし

もしてさきにふなんぢらがつげしところのめぐみのこころざし須(ゆうかい)をなくし
むるハそのなすべきさまをもておのれらがなりたるハこの施(ほどこし)をなしむ
ころよりなさせ恵(めぐみ)ころうとよりなさしめんとおもへバなり 六 夫(それ)すく
なくまくものハすくなく穫(う)ハおほくまくものハおほくのるべし
七 おのおのその心(こころ)のうちにおもひさだめしごとくほどこすべし憂(うれひ)
てなすべからずまた強(しい)てなすべからず神(かみ)ハよろこびて施(ほどこし)を
なすものをめでたまへばなり 八 神(かみ)ハなんぢらをしてつねに凡(すべて)
のものにたらざることなくすべての善事(よきわざ)をおほくおこなはし
めんため諸恩(すべてのめぐみ)をおほくなんぢらにあたへたまふことを得(う)るなり 九
記(しる)していへるハあまねく施(ほどこし)まづしきものにあたへたり。

その義はとこしなへに存んとかけるがごとし 十 播ものにたねをあたへ食のためにパンをあたへたまふものはなんぢらの種をふやし。またなんぢらのたゞしき實をましくはふべし 十一 なんぢらことごとに富ければものみなく施をおこなふことをうるなり。これ人をしてわれらによりてかみに感謝せしむ 十二 そはこのわざくしのことたゞに聖徒のとぼしきをおぎなふのみならず推廣あまたのひとをして神にかんしやせしむるがゆゑなればなり 十三 このわざあかしの證據によりてなんぢらがしたがひあるをしてキリストの福音にしづかにたとく吝なくこのわれらおよびすべてのひとにほどこしすることをしめさ 十四 また神のなんぢらにたまひし厚恩によりてなん

ぢらをしたひなんぢらのうへにいのりて、その恩をかみに帰(き)し
十五 そのいひつくされぬ神(かみ)のたまものによりてわれかみに感謝(かんしや)する
あり

第十章(だいじふしやう)

われパウロ即(すなはち)なんぢらのうちにありてなんぢらと面(かほ)をあはせたるときは謙卑(へりくだり)なんぢらをはなるゝときはいさましき者(もの)いまキリストの柔和(にうわ)と寛容(くわんよう)をもてなんぢらにすゝむ 二 われらを肉(にく)にしたがひてあるくとおもふものあり、我(われ)はかくのごとき人(ひと)をあしらふにいさましくせんとおもへり只(たゞ)ねがふところはなんぢらにあふときかくのごとく勇敢(いさましく)せざらんことなり 三 われらは肉(にく)にありてあゆめども肉(にく)にしたがひてたゝかはず 四 それわれらが

がたゝかひの器ハにくにぞくするものにあらず營壘をやぶるほど神
によりてちからあり 五 これにより神のしることにさからひてたかぶる
ところのすべての檣と論をくだしすべての意思をとりこにして
キリストにしたがはしむ 六 我なんぢらが全したがふにおよびてすべての
違逆ものをせめんとてすでにそなへをなせり ○七 なんぢら
ハ貌のみをみるか もし人みづからキリストにつけるものと信ぜバまた
みづからこれをおもひておのれがキリストに屬ごとくわれらも
キリストにつけるものなりとおもふべし 八 主のこれをわれらにあたへしところの
權威ハなんぢらを敗ためにあらずして建んためなれバ
ものについていよいよほこるともわれ愧ことなからん 九 われなんぢらを

書をもてなんぢらをおそれしむるがごとくみえざらんためなり そ 十
はかれらのいふごとくそのふみは重くかつ厳なるもあへるときの容はよわく
くちの言をいやしといへるなり 十一 かくのごとき人これをおもひしるべし
われらがはなれをるときの書のことばのきびしきがごとく
會ときはおこなひわざもまたかくのごとくならん 十二 みづから譽ものの
かずにわれら敢てこれとならびこれとくらぶることをせざるなり。されど
かれらはみづからたがひに度みづからをみづからにくらぶれば智なき
ものなり 十三 われらは量をこえてほこらず。たゞ神われらに頒
ちたまひしところの法のはかりにしたがふ。われらその量にしたがひて
なんぢらにまでいたれり 十四 われらはなんぢらにいたるべからざるもの

ごとくみづから量をこえてなんぢらに及ぶにあらずそハキリストの
ふくいんをつたへてすでになんぢらにまでいたれバなり 十五 われらハ
はかりをこえてほかのひとの功勞をほこらずたゞなんぢらがしん
かうますます篤くなりてわれらの量なんぢらのうちにあがりてさらにおほ
いならんことを我望 十六 これハわれら他人のさかひにおいてすでにそな
備はるものをほこらずしてなんぢらをこえて外のところにふくいん
をつたへんがためなり 十七 ほこるものハ主をほこるべし 十八 そハみづか
ら誉むるにあらずして主のほむるもののみほまるゝものなり

第十一章 願ハなんぢらすこしくわれの愚をゆるせよ。なんぢら原
よりわれを容るゝはずなり 二 われ神のねつしんのごとき熱心

もちてなんぢらをおもふ。われはなんぢらをひとりの夫(をつと)にいひなづけ
せり。われはなんぢらをきよき女(むすめ)としてキリストに獻(さゝげ)んとする
なり 三 蛇(へび)のあしきたくみにエバのまどはされしごとくなんぢら
の心(こゝろ)もまどはされてキリストにむかふの誠實(まこと)をうしなはんことを
われらは懼(おそる) 四 もし人きたりてわれらがいまだ宣(のべ)ざるほかの耶(いゑ)
蘇(す)をのべんまたはなんぢらがいまだうけざるほかの靈(れい)をう
け。あるひはいまだ受(うけ)ざるほかの福音(ふくいん)をうくるときはなんぢら
能(よく)これを忍(しの)ばん 五 我(われ)はなにごとにも尤(すぐる)おほいなる使徒(しと)にも
おとらざるものとおもふなり 六 われは言(ことば)につたなけれども智識(ちしき)はしから
ず。これらのことはすべてのことについてなんぢらに顯明(あきらか)なり 七

われなんぢらを高せんがためにみづからへりくだりて あたひ
なしに神のふくいんをなんぢらにつたへしハ罪ををかせしにや
八 われほかの教會よりうばひて給料をとりなんぢらのために
つとめたり 九 またわれなんぢらのうちにありて乏しかりしときたれ
をも累せざりき。そはマケドニヤよりきたりし兄弟わがともしき
ところをおぎなひたれバなり。すべてのことにおいてわれみづから
守てなんぢらをわづらハせざりき。なほ自まもらんとす 十 われに
あるキリストの眞にちかひてわれいふ我このほこるところのことを
アカヤの地にて阻るものあらじ 十一 われなにゆゑぞや。なん
ぢらを愛せざるによるか神これをしれり 十二 われ機をもとむ

きるのかかりを絶んためにわが行ところを我なほおこなはんとす。かれらのほこりをもしてそのほこるところ我儕とおなじからんことを要る人さへなり 十三 かくの如き輩ハいつはりの使徒にして詭譎をおこなふものにしてキリストの使徒のかたちに變じたるものなり 十四 これめづらしきことにあらず サタナもみづから光明のつかひの貌に變んずるなり 十五 このゆゑにかれの役者たとひ義のつかへびとのかたちへへんずるとも大なることにあらざれハかれらの終ハかならずそのなしたるところに應べし 十六 まへにいふ人われをぐとおもふなかれ。もしかくおもはゞなんぢらわれを愚なるものとしてうけいれよ。これ我もまたしばらくほこらんためなり 十七 わがいふところハ主に志

よりて いふにあらで愚なるもののごとく はゞからずに誇ていふなり
十八 おほくのひと肉によりて ほこれば われもまた ほこるべし 十九
なんぢらは智あるものにして喜て ぐなるものを ゆるせばなり
二十 人もし なんぢらを奴隷とし ひともし なんぢらを啖ひともし
なんぢらを劫ひともし なんぢらに たかぶり 人もし なんぢらの
面をうつとも 爾らこれを容るなり 二一 われこれをはぢていふ。われらは
懦弱のものごとくなりき。されど人のつよきところあらば われもまた
つよし（我かくいふは おろかなるがごとし） 二二 かれらヘブルびと
なるか われもしかり かれらイスラエルのひとなるか我もしかり かれ
らアブラハムの裔なるか われもしかり 二三 かれらキリストの役者な

るこのわれハなほまされり（われかくいふハ狂るもののごとし）
われ勞苦しことハいよ〳〵おほく。むちうたれしことハ
よりおほく獄にいれられしことおほく死にあひしこともしば〳〵
なりき 二四 われハ五次ユダヤびとに四十にひとつ減じたる鞭を
うけ 二五 みたび條にてうたれ一たび石にてうたれみたび破船にあひ
一晝夜ふかみにあり 二六 しば〳〵旅路を經こう河のなん盗賊の
なん同族のなんいはうじんのなん城裏のなん野のうちのなん
海中の難いつはりの兄弟のうちのなんにあへり 二七 はたらきて
ほねをりつかれしば〳〵いねず飢渴をうけしば〳〵食を
たち凍裸なりし 二八 ことにいふにおよばざるほかの事ありて日々

われにせまる。そのほかすべてのけうくわいの憂慮なり 二九 たれか
よわりてわれよわらざらんや誰かつまづきてわがこころ熱せざら
んや 三十 もし我ほこらバほこるべきハわが弱ことをほこるべし 三一
とこしなへにほむべき神なる耶蘇キリストの父われのいつはらざるを
しりたまふ 三二 ダマスコにおいてアレタ王につかへる邑宰われをとらへんと
してダマスコびとのまちを守りしかバ 三三 われ筐にのりて牖より
いしがきにそひつりおろされてかれの手をまぬかれたり

第十二章

わが誇ハわれによろしきことなし。ゆゑに主の顯現と默示
におよばん 二 われキリストにあるひとりのものを識れり。このひとハ
十四年さきにたづさへられて第三の天にいたれり（あるひハ肉

體にありしかわれしらず或ハにくたいの外にありしかわれしらず
神しりたまふ）三 われこの人をしる（このものあるひハ肉體にありしかある
ひハにくたいのほかにありしかしらず神しりたまふ）四 このものはさゝへられ
て樂園(パラダイス)にいたりいふべからざる言をきゝひとのかたるまじきこ
とばをきけり 五 われかくのごとき人のためにほこるべし我よりわ
きことのほかはみづからほこらじ 六 われもしみづからほこらんと
するともおろかなるものとならざらん其は眞をいへばなり。されどわれ
人のわれにみるところあるひハわれに聞ところにすぎてわれを
擬んことをおそるればよりてほこることを止べし 七 また賜し
あまたの默示によりてわがたかぶることなからんためにひとつの

刺をわがにくにあたへらるこれわが驕傲ことなからん
ためにかれをうつサタナのつかひなり
八 これかれがために三(み)たび
主(しゆ)にこれを我(われ)よりさらんことをもとめたり
九 これにいひたまへけるハ
わがめぐみなんぢに足(たれ)り。それわがちからハ弱(よわき)においてまつたくなればなり。
このゆゑに寧(むしろ)よろこびてみづからのよわきをほこらん。これキリストの
ちから我(われ)にやどらんためなり
十 これによりて我キリストのために
懦弱(よわき)と凌辱(はづかしめ)と空乏(とぼしき)と迫害(せめ)と患難(なやみ)にあふをたのしみとせり。それハ
われよわきときにつよけれバなり
十一 我(われ)ほこりておろかなるもの
となれり。なんぢらわれを強(しひ)てかくなせり。それ我(われ)ハとるにたらざる
ものなれどもすべてのことに尤(もつとも)おほいなる使徒(しと)におとらざれバ原(もと)よりなんぢら

らずはかるべきものなればなり 十二 かれ休徴とふしぎなるわざと
能あるわざをもてなんぢらのうちにおこなひしをもて使徒の證を
なせり 十三 わがなんぢらをわづらはせざることのほかはなんぢら他
のけうくわいにおとるところのあるぞ。ねがはくはわがこの不義を
ゆるせ 十四 それいま三次なんぢらにいたらんとて備せり。われなんぢ
らをわづらはせざらんとす。そは我なんぢらのものをもとめずたゞ爾
儕をもとむればなり。それ子はおやのためにたくはふべきものにあら
ずおやぞ子のためにたくはふべきものなり 十五 われ愈なんぢらを
あいすればいよいよなんぢらに愛せられずされどよろこびてなんぢ
らの靈魂のために財をつひやし身をつくさんとす 十六 されどあるひは

いはん我なんぢらをわづらはさゞるは巧なるゆゑ詭計をもてよき詐言
やうにてなんぢらをとらへたるなりと 十七 われなんぢらにつかはせし
もののうちにて誰によりてなんぢらより利をえしや 十八 われ請て
テトスをなんぢらにつかはしまた一人の兄弟を偕
につかはせりテトスなんぢらより利をえしや我儕おなじこゝろ
にてあゆみおなじ跡をふみしにあらずや◯ 十九 なん
ぢらはまたわれらが自なんぢらに弁明するとおもふや我儕キリストに
ありて神のまへにて語る愛するものよこれらのことはみな
なんぢらの徳をたてんためなり 二十 我おそらくは我ゆきてなんぢら
を見に我がおもひしごとくならずなんぢらが我をみることもなん

ぢらのおもはしごとくならざらんことを我おそるゝなり。また争闘ねたみ
忿怒あらそひやのゝしることそしり讒言たかぶり混亂などのあら
んことを我懼る 二 またわがふたゝびいたらんとき我の神われをしてなん
ぢらのうちに愧しめらるゝことを我おそるゝなり。また我おほくのひとの
罪をおかしてそのおこなひしところの汚穢、いんいん放肆などの
ことをくいあらためざるものをみてうれへんことを我おそる

第十三章

われは第三次なんぢらにゆかんとすあるひハ三人の
あかしびとの口によりてすべてのことさだまるべし 二 我さきになん
ぢらにつげたり。わが第二次なんぢらにありしときのごとく
くつみをおかせしものとそのほかのひとびとにいまもあらかじめ

はなれをりて告ぐれバまたいたらバゆるさじ 三 これなん
ぢらキリストのわれにありてかたる徴をもとむるによりてなり
彼ハなんぢらにむかひてよわからずなんぢらのうちにつよきなり
四 かれよわきによりて十字架につけられしが神のちからによりて
生たまへり。われらもかれにありて弱ものなれどなんぢらにむかふ神の
ちからによりてかれとともにいきん 五 なんぢら信仰にをるやいな
やみづから省みづからこゝろむべし。なんぢらもし棄らるる
ものならずバ耶穌キリストなんぢらのうちにありこれをみづから
知ざらんや。われらもそのうちにあらざる者なるなんぢらさとらんこと
を我われ望む 七 われらなんぢらがすこしも惡をおこなはざらん

ることを神(かみ)にねがふ。されどわれらの是(ぜ)なることをあらはさんためにはあらず。たとひ
われら棄(すて)らるゝもののごとくみゆるともなんぢらが善(ぜん)をおこなはん、
ことをねがふなり 八 そはわれら眞理(まこと)にさかひてはなにごともなしあたはず、まこと
に順(したが)ひてなすのみなればなり 九 われらよわくしてなんぢらつよき
ときはわれ喜(よろこ)ぶ。われらねがふところはなんぢらの全(まつた)からんことなり
十 このゆゑに我(われ)はなれてあるときこれをかきおくるはなんぢら
にあはんとき主(しゆ)のわれにたまひし權威(けんゐ)をもちはげしく敗(やぶ)らしめざら
ん建(たて)るためにあたへしものなれば嚴(きびし)くなんぢらをあしらふこと
なからんためなり 十一 このほか兄弟(きやうだい)よなんぢらよろこべ
らび(?)かつ全(まつた)くなりかつ慰(なぐさめ)をうけこゝろをおなじくし且(かつ)やすらかにくらすこと

成せよ。さらバ愛と平和の神なんぢらとともにあらん 十二 なんぢら
きよき接吻をもてたがひにあひ問べし 十三 すべての聖徒なんぢら
に安をとへり 十四 ねがはくハ主いゑすキリストのめぐみと神のあいと
聖靈のまじはりなんぢらすべてとともにあらんことをアーメン

新約聖書哥林多後書 終

使徒パウロガラテヤ人におくれる書

第一章

一 人よりにあらず。またひとによるにもあらず耶蘇キリストと
かれをよみがへらせし父なる神によりてたてられる使
徒パウロ 二 およびわれとともにあるすべてのきやうだい
ガラテヤの諸教會にふみをおくる 三 なんぢらねがはくは
ちゝなる神およびわれらの主いゑすキリストより恩寵と平
康をうけよ 四 キリストはわれらの父なるかみの旨にしたが
ひ今のあしき世よりわれらをすくひいださんとてわれら
の罪のためにおのれの身をすてたまへり 五 ねがはくは榮光
これに歸してよゝにいたれアーメン 六 キリストのめぐみを

もてなんぢらを召するものをなんぢらがかくすみやかに
はなれて異なるふくいんにうつりしことをわれあやしむ
七 これは福音にあらず。ある人たゞなんぢらをみだしキリスト
のふくいんをかへんとするなり 八 われらにもせよ天よりき
の使者にもせよ。もしわれらが曾てなんぢらにつたへしと
ころにさからふ福音をなんぢらにつたふるものはのろは
るべし 九 われらまへにいひしが今また我そのごとくい
はんもしなんぢらが受しところにさからふふくいんをな
んぢらにつたふるものを呪詛るべし 十 いまわれひとに親
をえんことをもとむるや神に親しみを得んことをもと

むるや。あるひは人のこゝろをえんことをねがふや。もしま
れひとの心をえんことをねがはゞキリストのしもべにはあら
ざるべし○
十一 兄弟よわれなんぢらにしめす。われ嘗てなん
ぢらに傳しところの福音はひとよりいづるにあらず
十二 そ
はわれこれを人よりうけずまたをしへられず。たゞ耶穌
キリストの默示によりてうけたればなり
十三 わがさきにユダヤ
教にありしとき行しことをなんぢらきけり。すなはち
はなはだしく神のけうくわいをせめ。またこれをほろぼせり
十四 われまたこゝろもひとよりも列祖のいひつたへに熱しユダ
ヤ教にわたりてはわが國人のうち年ひとしきおほくのもの

にまさりたり 十五 しかれども我うまれしときよりわれをえらびおき恩をもてわれをめしたまひし神 十六 その子を異邦人のうちにのべしめんが為こゝろによしとして彼をわが心にあらはしたまへるそのときわれたゞちに人とはからふことをせず 十七 またわれよりさきに使徒となりてエルサレムにあるところのものにも往ずアラビヤにゆきてまたダマスコにかへりき 十八 三年をへてのちペテロをたづねんためにエルサレムにのぼりて十五日かれとともにをりしが 十九 ほかの使徒のうちには主のきやうだいヤコブをのぞきてほかたれにもあはざりき 二十 今わがなんぢらにかきおくるところは神のまへにい

つたはることなし 二一 その後われスリヤキリキヤの地方にい
たれり 二二 しかれどもユダヤにあるキリストの諸けうくわいは
わが面をしらざりき 二三 只これらは前におのれらをせめし
ものいまそのさきにほろぼさんとしたる信仰のみちを
のべつたふときゝて 二四 わがことによりて神をあがむること
をせり

第二章

十四年のちまたバルナバとともにテトスをともな
ひてまたエルサレムにのぼる 二 わがのぼりしは默示にしたが
ひつるなり。いはうじんの中においてわがのべしところの
福音をこれらにつげ。またひそかにその名あるひとたちにこれ

を告たり。そは今つとむるところまたさきにも勤労しところ
のこともむなしくならざらんがためなり 三 されどともにをる
ありしテトスもギリシヤ人なるゆゑなをしひてハこれに割禮
をうけさせざりき 四 そハ私にいれられしいつはりの兄弟
あるによりてなり。このものらのひそかにいりしハわれらが耶
蘇キリストにありて有ところの自由をうかがひわれらを奴
隷とせんがためなり 五 われら一時もかれらに服することを
せず此ハふくいんの眞つねになんぢらとともにあらんこ
とをのぞめばなり 六 このほか名あるものよりまなびうけしこ
となし彼らはいかなる人なるにもせよわれにおいて與と

こゝろなし神ハうはべによるものにあらバかの名あるものはわれ
に誨をそへしことなきなり 七 反てかれらハペテロが割禮を
うけたるものに福音をつたふることを託られしごとく我
かつれいをうけざるものにふくいんを傳ふることをゆだねら
れしを見 八（ペテロに能力をあたへてかつれいをうけたるひ
とに使徒となせしものはわれにもちからをあたへて異
邦人にしとゝなせり） 九 また我にたまひしところのめぐみ
をしりしふより柱とおもはるゝヤコブ ケパ ヨハネもその右手
をあたへてわれとバルナバに交をむすべり。これわれらハい
ほうじんにいたり。かれらハ割禮をうけたるものにいたら

んたゞなり 十 かれらの惟ねがふところハわれらが貧民をすくはんことなり。われらもまたこのことハ素よりすゝんでなさんとほるところなり 十一 ペテロアンテオケにいたりしときかれに責べきところありしによりわれまのあたりにこれをいましめたり 十二 そハヤコブよりきたるものゝいまだいたらざるさきまへハペテロ異邦人とともに食しけれどもかれらがいたるにおよびて割禮をうけたるものをおそれ退ていはうじんとわかれたれバなり 十三 そのほかのユダヤ人もかれとともに偽のおこなひをなしバルナバもつひにそのいつはりの行にさそはれけり 十四 われかれらがふくいん

の眞にしたがひたゞしくおこなはざるを見きての人のまへにおいてペテロにいひけるハ爾ユダヤびとにしてもし異邦人のごとくおこなひユダヤ人のごとくおこなはざるときハなんぞ異邦人をしひてユダヤ人のならはしにしたがはせんとするや　十五 それわれらハ生來のユダヤびとにして異邦よりいでたるつみびとにあらざれど　十六 されどひとの義とせらるゝハ律法のおこなひによるにあらざれバたゞ耶蘇キリストを信ずるによるなるをしる。このゆゑにわれらもおきての行によらでキリストを信ずるによりて義とせられんがために耶穌キリストをしんぜり。そハおきてのおこなひによりて義

とせらるゝものなけれバなり 十七 もしわれらキリストにより
て義とせられんことをねがひ尚つみびとゝなるならバキリスト
ハ罪の志もべなるか。きはめて志かるべからず 十八 わがさきに毀し
このものをいまふたゝび建なバみづからその罪人な
るをあらはすなり 十九 われ律法によりておきてには死たりこれ
神によりていきんためなり 二十 われキリストとともに十字架
につけられたり。もはやわれ生るにあらずキリストわれにあり
ていけるなり。いまわれ肉體にありていけるハわれを愛し
てわがために己をすてしものすなはち神の子をしん
ずるによりていけるなり 二十一 われハ神のめぐみをむなしく

せじ。もし義とせらるゝことおきてによらバキリストの死ハい
たづらなるわざなり

第三章 おろかなるかな。までは耶穌キリストの十字架につけ
られしことをあきらかにその目前にあらはされたるガラテヤ
びとよ。誰がなんぢらをたぶらかせしや 二 われ此ことを
なんぢらよりきかんとす。なんぢらが靈をうけしハおき
てをおこなふによるか、のぞきゝて信ぜしによるか 三 なん
ぢらかく愚なるか。なんぢら靈によりてはじまりいま肉に
よりてまつたうせらるゝや 四 なんぢら如此おほくの苦をい
たづらにうけしや實に徒然にハあるまじ 五 それなんぢら

に靈をあたへ一つ奇跡をおこなはしめたまふものおほく
なれはなんぢらがおきてを行はよりてあるの。すなはちきゝて
て信ぜしによりてあるの。六すなはちアブラハム神をしんじ
その信仰を義とせられたるがごとし七このゆゑにしんの
うによるものはこれアブラハムの子なりとなんぢらしるべ
し八かつ聖書まではしんかうによりて神のいはうじんを
義としたまふことをあらかじめさとり。まづ福音をアブラハム
につげてすべてのくにの民はなんぢによりてさいはひ
をえんといへり九このゆゑに信仰によるものはしんかう
ありしアブラハムとゝもに福をうく十おほよそ律法のおこ

なひによるものハのろはるべし。それおきての書(ふみ)にのせる
すべてのことを恒(つね)におこなはざるものハ呪詛(のろはる)としるさ
れたるなり 十一 このつ義人(ぎじん)ハしんかうによりて生(いく)べしとあ
ればおきてによりて神(かみ)のまへに義(ぎ)とせらるゝものあらざるこ
とハあきらかなり 十二 それ律法(おきて)ハしんかうによるにあらず。すなは
ち曰(いはく)これをおこなふものハこれによりて生(いく)べしと 十三 キリスト
すでにわれらのためにのろはるゝものとなりてわれらを
あがなひ律法(おきて)ののろひよりときはなちたまへり。そハすべて
木(き)にかゝるものハのろはれしものなりと録(しる)されたれバな
り 十四 これアブラハムにやくそくしたまひし恩恵(めぐみ)ハ近及キリスト

によりて異邦人にまでおよび。われらみな志んかうにより
て約束のみたまをうけしめんためなり　十五 兄弟よわれいま
人のことによりていはん。ひとの契約だにすでにさだまれ
ばこれを廢しまたくはふることなし　十六 夫やくそくはアブラハム
とその裔とにたてたまひしものにしておほくの人をさし
て裔といへるにあらず。ただひとりをさして爾のすゑといへ
るなり。これすなはちキリストなり　十七 われこれをいはん神の
あらかじめ定たまひしけいやくは四百三十年ののち律法
これをすててその約束のことばをむなしくすることをせざ
るなり　十八 嗣業となることもしおきてによらばやくそくに

ハよつぎざるべし。されど神ハやくそくによりて、これをアブラハムに賜へり○十九 しからバおきての用ハなにぞや。こハやくそくをうくべき裔のきたるまで罪のためにくはへしものにて天使たちにより中保の手にそなへたまひしなり 二十 それなかだちハひとりに屬るものにあらず。神ハまさにひとりなり 二十一 しからバおきてハ神のやくそくにもとるや決てしからず。もし人をいかしうるおきてをたまはりしならバ義とせらるゝハかならず律法によるべし 二十二 しかれども聖書ハうくつそすべての人を罪のしたにとぢこめたり。こハ耶穌キリストをしんずるによれるやくそくのものをあたへ

の信者にたまはらんがためなり 二三 信仰のきたらざるさき
まへわれらは律法のしたにとぢこめられ。のち守られてそのあ
らはれんとする信仰をまてり 二四 かくおきてハわれらをし
て志んかうによりて義とせらるることを得せしめんがた
めにわれらをキリストにみちびく師傅となれり 二五 志かれど
も今志んかうきたりぬればわれらもはや師傅の志
たにあらじ 二六 なんぢらハみなキリスト耶蘇を志んずるによ
りて神の子となれり 二七 そハおほよそバプテスマをうけて
キリストにいれるなんぢらハキリストを衣たるものなればな
り 二八 かくるゆゑにうちはハユダヤ人またギリシヤ人あるひ

ハ奴隷あるひハ自主あるひハをとこあるひハをんなの分なし。そハみなキリスト耶穌にありてひとつなれバなり 二九 もしなんぢらキリストに屬するものならバなんぢらハアブラハムの裔にしてちやくそくにしたがひて嗣子たるなり

第四章 われいはん。よつぎたるものハ全業の主なれどもそのわらべのうちハしもべとことなることなし 二 父のさだめし期いたるまで受託者および家宰のしたにあり 三 かくのごとくわれらもわらべのうちハこの世の小學のしたにありてしもべたるなり 四 しかれども期すでにいたるにおよ

びて神(かみ)その子(こ)をつかはしたまへり。これハ女(をんな)よりうまれこのつおきてのしもに服(ふく)しけり 五 これ律法(おきて)のしたにあるものをあがなひわれらをして子(こ)たることをえせしめんがためなり 六 且(かつ)なんぢらすでに子(こ)なることをえしゆゑに神(かみ)その子(こ)の靈(みたま)をなんぢらのこゝろにおくりアバ父(ちゝ)とよばしむ 七 このゆゑになんぢハもはや僕(しもべ)にあらず子(こ)なりすでに子(こ)ならばまた神(かみ)によりてよつぎたるなり 八 しかれどもなんぢら神(かみ)をしらざりしときハその實(じつ)かみにあらざるものにつかへてしもべたりき 九 然(しかれ)どもなんぢらいま神(かみ)をしれり。かへつてかみにしられたりといふべし。なんぞよわくいや

しき小學にかへりてふたゝびこれがしもべとならんことを
ねがふや 十 なんぢらつゝしみて月と日と節と歳とをまもる
る 十一 我なんぢらについてあやぶむ。おそらくハなんぢら
のためにわが勤勞しことのむなしくならんこと歟◯ 十二 兄
弟よねがはくハなんぢらわがごとくなれそハ我なんぢら
のごとくなりたればなり。なんぢらハわれを害せしことな
し 十三 さきにわれ弱身にしてなんぢらにふくいんをつたへ
しことハ爾らのしるところなり 十四 なんぢらを試惑ものの我
わが身にありしをなんぢらハいやしめずきらはずか
へつて天使のごとくキリスト耶穌のごとくに我をあつかひ

けり 十五 なんぢらそのときは福(さいはひ)はいづこにありしや されなんぢらに證(あかし)す もしなしうべくばなんぢらみづからの目(め)をとりてわれにあたへんとまでねがひけり 十六 しかるにわがなんぢらに眞理(まこと)をいふによりてわれなんぢらの仇(あだ)となりしや 十七 これらがなんぢらに熱心(ねつしん)なるはよきこころにあらず なんぢらを已(おのれ)にねつしんならしめんとてなんぢらをはなれしめんとするなり 十八 されどわがなんぢらとともにあるときのみならず善事(よきこと)のためには常(つね)にねつしんなるはよろしきなり 十九 わが小子(をさなご)よ われなんぢらの心(こころ)にキリストのかたち成(なる)まではふたゝびなんぢらのために産(うみ)のくるし

みをなは　二〇 われ今(いま)なんぢらとともにありて口氣(こゑ)をあらためんことをねがふ。そはわれなんぢらについてまどへばなり〇 二一 なんぢら律法(おきて)のしたにあらんことをねがふものよ。われに語(つげ)れなんぢらおきてを聞(きか)ざるか　二二 録(しる)してアブラハムに二人(ふたり)の子(こ)ありひとりは婢(しもめ)よりひとりは自主(じしゆ)のをんなより生(うまれ)りとあり　二三 そのしもめよりうまれしものは肉(にく)にしたがひ自主(じしゆ)のをんなよりうまれしものは約束(やくそく)によりてうまれたるなり　二四 このことは譬喩(たとへ)にしてすなはちこのをんなはふたつの契約(けいやく)になぞらふべし。ひとつはシナイ山(やま)よりいでゝ子(こ)をどれいにうむ。これすなはちハガルなり　二五 この

ハガルハアラビヤのシナイ山(やま)ハいまのエルサレムにあたれるな
り。そハこれその子(こ)どもとともに奴隷(どれい)たればなり 二六 されど
上(うへ)にあるところのエルサレムハ自主(じしゆ)にしてこれわれらの母(はゝ)
なり 二七 そハしるして。いまだうまざるものよよろこべ産(うみ)
のくるしみせざるものよ聲(こゑ)をあげてよばゝれひとりを
るものの子(こ)ハ夫(をつと)あるものの子(こ)よりもおほきゆゑなりと
あれバなり 二八 兄弟(きやうだい)よわれらハイサクのごとくやくそくの
子(こ)なり 二九 しかれどもむかしの肉(にく)によりてうまれしも
の靈(れい)によりて生(うま)れしものをせめしごとくいまもまた
しかり 三十 されど聖書(せいしよ)ハなんといへるや婢(しもめ)およびその子を

おへ。それハしもめの子ハじゆうなる婦の子とともによつぎと
なるべからざればなり。といへり 三一 兄弟よかくのごとくな
ればわれらハしもめの子にあらず。この自主のをんなの子
なり

第五章 耶蘇キリストわれらをときて自由をえさせたり。こ
のゆゑになんぢら堅たちてふたゝびどれいの軛につなが
るゝなかれ 二 われパウロなんぢらにいふ。なんぢらもし割
禮をうけなバキリストさらになんぢらに益なし 三 われまた
かつれいをうけたるおのおのの人につげあかしす。その人
ハまつたき律法をおこなふべきものなり 四 なんぢらおき

てよりて義とせらるゝものハキリストとかゝはりなく恩よりおちさるものなり 五 われら望ところのもの。すなはち信仰をもて義とせらるゝことを靈によりてまつなり 六 それキリスト耶穌にありてハ割禮をうくるもうけざるも益なくたゞ愛によりてはたらくところの信仰のみえきあり 七 なんぢら前にハよくはしりたり誰がなんぢらの眞理にしたがはざるやう阻ことをせしや 八 その勸ハなんぢらをめすものよりいづるにあらず 九 すこしのパンだねハ全團をこなふくれしむ 十 なんぢらにつゐてハわれなんぢらがすこしも異念をいだかざることを主によりてしんず。されば

てもなんぢらをわづらはすものはその審判をうくべし 十一
きやうだいよ。われもしいまもなほ割禮をのべなばなんぞせ
めらるゝことあらんや。もし然せばすなはち十字架のつまづ
くこともやむべし 十二 なんぢらを亂すものゝみづからなんぢら
よりはなれんことをねがふ 十三 それ兄弟よなんぢらは召を
かうむりて自由をえさするものなればなり。されどその自ゆ
うをうる機會として肉にしたがふなかれ。ただ愛をもて
たがひにつかふることをせよ 十四 それおのれのごとくなんぢ
の鄰をあいすべしといへるこの一言すべてのおきてを
かぬるなり 十五 なんぢら慎よ。もしたがひにかみくら

わがおそらくハ互にほろぼされん○十六われいふなんぢら靈
によりてあゆむべし。さらバ肉の慾をなしとげざらん十七
そハ肉の願ひハみたまにさからひ靈の願ひハにくに
さからひ此ふたつのものたがひにあひ敵となるゆゑになん
ぢら志のむところのことをなしえず十八されどなんぢら
もし靈にみちびかるゝときハおきてのしたにあらざるべし
十九それ肉のおこなひハあらはなり。すなはち苟合　汚穢　好色
二十偶像まつりふること　巫術　仇恨　争闘　妒忌　忿怒　分争　結黨
異端　二十一娼嫉　兇殺　酔酒　饕餮　などのごとし。これらのことにつ
きわれ嘗てなんぢらにのべることをなすものハ神國をつぐ

べからざるとつげしそのごとくいまさきにあらかじめこれをつぐ 二二 靈のむすぶところの果ハ仁愛喜樂和平忍耐慈悲良善忠信温柔撙節かくのごときたぐひを禁ずるおきてハあることなし 二四 キリストにぞくするものハ肉とその情および慾とを十字架につけたり 二五 もしわれらみたまによりていきなば亦靈によりてあゆむべし 二六 たがひに怒をつくりあひに嫉むことなくして虚榮をもとむるなかれ

「第六章」兄弟よもしはからずも過におちいるものあらバなんぢらのうち靈にかんずるもの柔和なるこゝろをもつてこれをたゞすべし亦みづからをもかへりみよ。おそらくハな

んぢ誘惑ることあらん 二 なんぢらたがひの労をおへ斯し
てキリストのおきてを全うすべし 三 人もしあることなくして
みづから有とせばこれみづからあざむくなり 四 おの／＼そ
のなすところをかんがへみよ如此せばほこる事あらばたゞ
おのれにありて人にあらじ 五 そはひとおの／＼その荷をお
ふべければなり 六 されど道をおしへらるゝものはみちを
をしふるものにすべて有益あるものをわけあたふべし 七
みづからあざむくなかれ神はあなどるべきものにあらねば
それ人のまくところのものはまたその獲ところとなるな
り 八 おのが肉のこゝろに種ものはにくより敗壊ものをかるべ

とり靈のためにまくものハみたまより永生をうけとらるべ
し 九 善をおこなふに臆することなかれ。そハもし倦ことなくハ
われらころきにいたりてかりとるべければなり 十 この由ゑ
にもし機會あらバすべての人にぜんをなすべし信仰のと
もがらにハわけてこれをなすべし○ 十一 なんぢらわが親手
なんぢらにかきおくる字のいかにおほいなるかを見よ 十二
およそ肉について美はしからんことをねがふものハな
んぢらに割禮を強ふれどおのれキリストの十字架のため
にせめらるゝことをまぬかれんがためなり 十三 そハこのき
いうけたるかれら尚みづからおきてをまもることをせず

彼らがなんぢらにかつれいをうけさせんとほするハなんぢ
らの肉においてほこらんとおもふなり 十四 されどわれハ
われらの主いゑすキリストの十字架のほかにほこると
ころなからんことを願このキリストによりてわれ世にむか
へバよハ十字架につけられ世のわれに向ふもまたしかり
十五 それ耶蘇キリストにおいてハかつれいをうくるもうけざ
るもえきなくたゞ新につくられしもののみ益あり 十六 およ
そこの規矩にしたがひてあゆむものにねがハくハ平康と
めぐみとあれ神のイスラエルにもまたしかれ 十七 今よりのち
たれもわれをわづらハすなかれ。そハわれ身にいゑすの印

記をおびたればなり
十八 兄弟よ袮がくハわれらの主いゑすキリストの恩なんぢらの霊とともならんことをアーメン

新約聖書加拉太書 終

MAR 15 1986

PRINTED FOR THE AMERICAN BIBLE SOCIETY.
米國聖書會社藏板

SCC
7409
v.2

BS315
.J35
1877
v.2